

平成29年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成29年3月 2日 開会
平成29年3月15日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 9 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 2 日

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第8 議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第9 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第16号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 日程第22 議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度身延町一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 4 5 号 身延町第二次総合計画基本構想の策定について
- 日程第 5 1 議案第 4 6 号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第52 同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護
財産区管理会委員の選任について

日程第53 同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選
任について

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	7番	河井	淳
8番	福與	三郎	9番	草間	天
10番	川口	福三	11番	渡辺	文子
12番	伊藤	文雄	13番	深澤	勝
14番	野島	俊博			

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

12番	伊藤	文雄	13番	深澤	勝
1番	赤池	朗			

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉											
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強									
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人										
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司										
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳										
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基										
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文								
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	下	水	道	担	当	副	主	幹	佐野博樹
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三									
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦								

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

本日ここに平成29年第1回定例会が開会されるにあたり、去る2月9日ご逝去されました故松浦隆議員の急逝を悼み謹んで哀悼の意を表します。

ここで故松浦隆君に対し追悼の言葉を発したいと思います。

本町の今年1年の重要な施策が上程される第1回定例会にいまひとり6番議席の在りし日の容姿と警咳に接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところでございます。

顧みるに君は天地英明・誠実にして人望すこぶる高く、常に公共の念厚く衆望の寄せるところ身延町議会議員として3期にわたり、あらん限りの熱意と知恵を注ぎ山積する町政の難題に毅然に立ち向かい、町政の振興と町民の生活向上のために一身を捧げてられました。

また数々の要職を歴任され、君が信条とする町政の発展、町民の福祉の増進には献身的な努力を傾注されてられました。

今、身延町が大きく発展しようとするこの時にあって、天賦の才能と不屈の信念に生きられた君の手腕に期待するところ極めて大であったがゆえに残念でなりません。

われわれは君の信念を受け継ぎ、身延町のさらなる発展のため全力を尽くしてまいることをここに誓うものであります。

ここに君が在りし日の面影を偲び生前のご功績を称え、ひたすら泉下の平安とご遺族ならびに身延町の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願いし哀悼の言葉とさせていただきます。

ここで松浦君の冥福を祈り謹んで黙とうを捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

（ 黙 と う ）

ありがとうございました。では着席ください。

それでは一言申し上げます。

平成29年第1回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表する次第でございます。

本定例会は望月町長の新年度に向けた初の定例会であります。

提案されます諸議案についてはいずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

12番 伊藤文雄君

13番 深澤 勝君

1番 赤池 朗君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から15日までの14日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの14日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議員異動について報告します。

松浦隆議員が平成29年2月9日ご逝去されました。このことにより松浦議員が所属していた議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会、身延町消防委員会、身延町総合戦略検証委員会に欠員が生じております。

2月21日の議員全員協議会において対応を協議し次のようになりましたので報告を申し上げます。

議会運営委員会委員については補充となります。選任は委員会条例第7条第1項により本日、議長指名の予定でございます。松浦議員は副委員長でしたので副委員長の選任は同条例第8条第2項により同委員会において互選をお願いいたします。

総務産業建設常任委員会委員は議員定数欠員のため補充不可のため欠員となります。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員は、同組合規約第6条第2項により本日選挙となります。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、議長指名推選の予定であります。

身延町消防委員は下部地区議員からの選出となり、2月21日の議員全員協議会において9番 草間天君が選任されました。

身延町総合戦略検証委員会検証委員は総務産業建設常任委員会からの選出となり、2月21日の議員全員協議会において7番 河井淳君が選任されました。

議員異動についての報告は以上であります。

次に本定例会に町長から上程される案件についてはお手元に配布のとおり条例案9件、指定管理者の指定案4件、規約の変更案1件、補正予算案7件、当初予算案21件、身延町第二次総合計画基本構想案1件、身延町過疎地域自立促進計画変更案1件、同意2件の合計46件が提案されています。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布のとおりであります。

次に12月の定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事

報告書により報告としますのでご了承をお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして皆さん、おはようございます。

梅の花も開き春が感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに平成29年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご多忙の中、ご出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

この議場内に常に町民の立場に立ち、身延町の将来を考え私どもを叱咤激励していただきました故松浦隆議員のお姿がありません。非常にさみしく、また残念でなりません。

松浦議員の遺志を引き継ぎ行政と議会が切磋琢磨しながら身延町の未来を築いていくことが大切だと思います。

松浦議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて今議会には身延町の今後10年間の行政運営の基礎となります第2次身延町総合計画基本構想を上程させていただきました。今後はこの基本構想に基づき素晴らしい身延町、住みよい身延町をつくってまいりますので、議会の皆さまや町民の皆さまのご指導・ご協力をいただきながらぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これより行政報告を行います。

まずは国および身延町の財政状況および予算についてであります。

国の平成29年度予算につきましては、経済財政運営と改革の方針2016を踏まえ引き続き経済財政再生計画の枠組みのもと、歳出全般にわたり歳出改革を強化するとともに施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ予算の大胆な重点化を推進する予算と位置付けております。

一億総活躍社会の実現のための子育て介護や成長戦略のカギとなる研究開発など重要な政策課題についてメリハリのある予算措置が講じられたことにより一般会計総額が9兆7千4億5千47億円、平成28年度当初予算比0.8%増の過去最大規模で閣議決定され、今国会において3月末までの年度内成立を目指しております。

今回の予算では誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向けアベノミクス、新三本の矢に沿った施策を推進するとし第1の矢である戦後最大の名目GDP600兆円に向けて地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含めあらゆる政策を総動員することによりデフレ脱却を確実なものとしつつ経済の好循環をより確かなものとする。第2の矢である希望出生率1.8。第3の矢である介護離職ゼロに向けては子育て・介護の環境整備等の取り組みを進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え将来不安を払しょくし少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させるとしております。

同時に国債発行額については税収を5兆7千700億円と見込んだことにより、新規国債発行額は3兆4千300億円と7年連続の減少となりました。しかしながら借金に大きく依存する状況が続いていることには変わりありません。

財務省は国の借金が平成28年12月末時点で1,062兆5,745億円になったと発表いたしました。この借金を平成29年1月1日時点の日本の人口推計1億2,682万人で割りますと国民1人当たり約837万円の借金を背負っていることとなります。今年度末には借金はさらに増え過去最大となる見込みです。

今後も人口が減り続くとすると1人当たりの借金はさらに増え続けることとなり、国の財政運営はさらに厳しい状況が続くと思われまます。

さて本町のほうに目を向けますと地方債残高は平成28年度末の見込みで特別会計も含め102億7,072万3千円で、平成27年度末と比較して7億8,943万6千円の減であります。この地方債残高を本町の平成29年2月1日現在の住民基本台帳人口1万2,728人で割りますと町民1人当たり80万7千円となり前年度と比較して4万7千円の減となります。

今後も本町の財政運営において地方債の発行に際しましては、財政措置の有利な起債の選択等に十分配慮してまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、今年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では国の補正予算に計上された経済対策として高齢者に1万5千円を配る臨時福祉給付金事業などの予算を計上させていただきました。

第2表の繰越明許費補正では事業の追加および変更をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し職員一丸となって取り組んでいきますのでご理解をお願い申し上げます。

まず歳入ですが、国庫支出金につきましては各種補助事業において年度内の事業量等を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。その中で国の補正予算にかかる事業の財源といたしまして国庫支出金に臨時福祉給付金事業費にかかる交付金4,180万円を計上いたしました。地方交付税につきましては4億5,783万円、繰越金につきましては6億7,698万円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るための財源として繰上償還等へ充てさせていただいております。

また臨時財政対策債の2億4千万円と借換債分3億7,380万円および合併特例債の借換債分2億830万円につきましては財源が確保できたため、借入れを行わないことといたしました。

次に歳出ですが歳入予算で申し上げましたとおり年度内の各事業に応じて、それぞれ予算について増減をさせていただいたところがございます。特に国の補正予算に計上された交付金事業といたしまして臨時福祉給付金事業費に4,180万円を計上させていただきました。この事業につきましては、全額29年度へ繰り越しさせていただくものであります。

次に平成29年度の身延町一般会計予算は総額82億7,890万円で対前年比で2.4%の減としたところであります。この主な要因といたしましては、起債の借り換え額が減少したことに伴う公債費の減額であります。

本町の一般財源の主なものといたしまして町税13億7,402万9千円を計上させていただきました。28年度に比べ0.2%の減となっております。地方交付税と臨時財政対策債を合算した実質交付税は39億1,800万円の計上となり、歳入全体の47.3%を占め自主財源である町税が全体の16.6%であることから改めて国への財源依存度の高さを再認識したところでもあります。

29年度の主な事業につきましては、町民の皆さまの移動手段確保を図るためデマンド交通システム事業および赤字バス路線の維持費、ならびに町有バス運行経費等としてバス運行対策費に7,707万8千円を計上しております。新年度から町内交通網を見直し町民の皆さまの利便性向上を図ります。

次に身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援、定住促進、産業振興によるあけぼの大豆の六次産業化などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に3億617万1千円を計上いたしました。また農林水産業費では中山間地域総合整備事業負担金として7,800万円、排水機場の耐震診断に2,759万4千円、用排水路改良工事に2,149万2千円を計上いたしました。

次に地域基盤整備事業として町道整備等を継続的に実施し農林業の基盤整備、有害鳥獣対策等も引き続き推進してまいります。特に橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁の耐震化および修繕事業や道路ストック修繕事業等、老朽化したインフラ整備を重点的に実施していきます。

29年度は天白橋橋梁修繕工事、上川渡橋橋梁修繕工事等の工事請負費に1億3,600万円、町営住宅八日市場団地ほか壁改修工事に2,246万4千円を計上いたしました。

消防費では安心・安全なまちづくりといたしまして地震等に備え全町民7日分の備蓄品を3年間で装備する計画を立て、簡易トイレ等2,152万8千円を計上いたしました。

教育費では町立学校施設の整備計画策定業務に1,508万8千円、小学校閉校に伴う行事等に関する補助金2校分800万円、小学校スクールバス2台購入費に1,837万4千円、小中学校スクールバス運転業務委託料に1億3,180万1千円などを計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む20の特別会計により総額62億1,641万円となったところであります。この中にはライフラインの整備として簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

次に第二次身延町総合計画の策定についてであります。

第一次身延町総合計画は平成19年3月に議決をさせていただき、本年度までの計画に基づき実施してまいりました。このたび平成29年度から10年間の第二次身延町総合計画を策定し身延町総合計画審議会に諮問をさせていただいたところ、去る1月30日に答申をいただきました。

第二次身延町総合計画基本構想をこのたび策定いたしましたので身延町総合計画条例第6条により本議会にお諮りするものであります。

基本構想は町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を示し、将来像を実現するために推進すべき目標を掲げてあります。何とぞよろしく願いいたします。

次に町内の公共交通の見直しについてであります。

本町は県内において特に少子高齢化が進んでいる町であります。町内の公共交通は合併後において町民の皆さまの足の確保との観点から乗合タクシーを導入しております。このたび町営バスの運行状況の見直しによる一部路線の廃止を行うことになりました。見直し後の町営バスと乗合タクシーを活用し町民の皆さまの足の確保に努めてまいります。

次に身延町臨時職員および非常勤職員の賃金見直しについてであります。

去る2月2日の議員全員協議会において説明をさせていただきました賃金見直しの内容により平成29年度当初予算に計上し今定例会に上程させていただきました。見直しの対象となる

職員は71名で、平成28年度予算と比較し約950万円の増額となりますのでご理解をお願いいたします。

次に日本一のしだれ桜の里づくり、クラウドファンディング事業についてであります。

平成27年度に行った町長と語る高校生の集いにおいて、高校生より提案された意見をもとに平成28年度より日本一のしだれ桜の里づくり事業に取り組んでおります。この事業実施に当たり本年度クラウドファンディング事業を活用して実施いたしました。申し込み状況につきましては賛同金額1万2千円は215口分で258万円。同じく3万円は94口分で、これは全部売れましたけども282万円。合計540万円です。運営する株式会社パルコへ支払う20%の手数料分を差し引いた432万円が町の収入となります。議員をはじめ多くの皆さま方のご支援に感謝を申し上げます。

なお、引き続き来年度以降も日本一のしだれ桜の里づくり事業を実施してまいりますのでご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

次に学童保育室の開所時間の延長および土曜日開所についてであります。

平成29年度より町内6カ所の学童保育室の閉所時間、現行午後6時を午後6時30分に延長し、また土曜日開設の実施については西嶋学童保育室と身延福祉センター学童保育室の2カ所で午前8時から午後6時30分まで開設いたします。これは学童保育を利用している保護者を対象に行っているアンケート調査結果に基づき実施することといたしました。このことについては1月24日から26日にかけて町内3カ所で保護者を対象に説明会を実施し周知を図ったところであります。

今後とも共働きやひとり親家庭等の保護者が安心して働ける子育て支援の充実に努めていきたいと思っております。

次にひとり親世帯等についての保育料保護者負担軽減についてであります。

国では特定教育・保育施設等の利用者負担額を定めていますが、本町はそれとは別に保護者負担軽減を目的に身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例で利用者負担額を決めております。

今回、国において幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進として平成29年度市町村民税非課税世帯の第2子無料化、またひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充として年収360万円未満世帯について第1子の保育料を市町村民税非課税世帯なみに軽減すると閣議決定されました。

このことに伴い、国において決定された額が本町の利用者負担額よりも低く設定されたところがあるため、所得割額7万7,101円未満のひとり親世帯等の第1子保育料負担額を市町村民税非課税世帯と同額とし、ひとり親世帯等の子育て支援に努めてまいります。

これにかかる条例改正を今議会に上程させていただきますので、ご理解とご協力をいただきたいと存じます。

次に平成29年度国民健康保険特別会計、ならびに後期高齢者医療制度についてであります。

国民健康保険事業については、その医療費データと健診データの分析を行い被保険者の健康課題等の特徴を捉えた効率的・効果的な保健事業の組み立てを検討するため国民健康保険データヘルス計画の策定を進めていくとともにジェネリック医薬品の使用促進や各種健診および人間ドックなどの保健事業を実施してまいります。また国民健康保険制度は平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的

な役割を担うこととなります。これに併せて円滑に新制度に移行するため、保険税率の改定の検討、国民健康保険関係の条例等の改正、国民健康保険システムの改修等の準備を進めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう引き続き山梨県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、円滑で安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に個人番号カード交付等事務についてであります。

平成28年1月から始まりました個人番号カードの交付状況ですけれども、今年1月1日現在の申請者数は1,511人、交付枚数は1,217枚となっております。県内市町村の中でも人口に対する交付割合は高いほうで、ほぼ1割となっております。

現在は申請から1カ月程度で個人番号カードが役場に届き本人に交付がされます。7月には自宅にいながらにしてパソコンで自分の情報等が確認できるマイナポータルが本格的に稼働する予定のため、交付申請も増加するものと思われま。

今後も交付申請事務に際しましては、番号利用法ならびにカード事務処理要綱等を順守し適正かつ円滑に事務を遂行してまいります。

次に小学校の統合に関する諸行事についてであります。

後期統合計画に定めた小中学校の統合につきましては、昨年4月に4中学校が統合し身延中学校が誕生いたしました。来月4月には久那土小学校と西島小学校が統合し身延清稜小学校が誕生いたします。それから下部小学校と下山小学校、原小学校が統合し新たに下山小学校が誕生いたします。それぞれ地域の教育と文化の中心として輝かしい伝統を培ってまいりました小学校が長い歴史に幕をおろし、新たに統合小学校として歴史の一步を刻み始めます。社会情勢の変化への対応、教育環境の充実、義務教育の推進を目的に適正規模・適正配置を考えた上での統合とはいえ、地域の皆さまが通い集いたくさんの思い出が詰まった小学校が閉校になることはさみしさを覚えるところであります。

閉校式の日程につきましてはすでにご案内のとおりであります。下山小と西島小が3月18日、原小と下部小は3月19日、午前・午後に分けて実施いたします。久那土小につきましては3月20日の午後、執り行う計画であります。

また閉校記念行事につきましては、各小学校の閉校記念事業実行委員会の皆さまが計画しておりますので多くの皆さまにご参加いただきたいと思います。

それから新たに誕生します小学校の開校式につきましては、4月6日の午前10時から下山小学校、同日、午後2時から身延清稜小学校の開校式を挙行いたします。閉校する各小学校の伝統を継承し、そこに通う児童はおおぜいの友だちと出会い集団の中で多様な考えに触れ知・徳・体のバランスの取れた人間性、豊かな児童として成長してくれるものと信じ期待しているところであります。

次に平成29年成人式についてであります。

1月8日、身延町総合文化会館において身延町成人式を挙行いたしました。成人者129名のうち当日は109名の新成人の皆さまに出席いただき、また来賓として野島町議会議長、ならびに議員各位をはじめ多くの皆さまご臨席のもと、式典をつつがなく執り行うことができました。新成人からは力強い誓いの言葉をいただき、あいにくの雪交じりの天候ではありましたが願いを込めた風船を大空へ放ちました。新成人の皆さまには将来の夢を描き明日につながる努力を惜しまず、これからも有意義な人生を歩んでいただきたいと思います。

なお、平成28年第4回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますのでご確認いただきたいと思います。

結びに私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さまがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であります。誰もが生まれてよかった、育てよかった、住んでよかったと思える町を目指し職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

すみません、ちょっと今のあいさつの中でひとつ訂正させていただきたいと思います。

老朽化したインフラ整備のところで私が町営住宅、八日市場団地ほか壁改修と言ったんですが、これは八日市場団地外壁改修でした。申し訳ありません。訂正させていただきます。

○議長（野島俊博君）

よろしいですね。

（ な し ）

町長の施政方針を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありました。

これを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ご指名をいただきましたので平成29年度身延町教育委員会教育方針、ならびに主要施策についてご説明をさせていただきます。

身延町教育委員会では国の第2期教育振興基本計画、県の新山梨教育振興プランおよび身延町総合計画後期基本計画などを参酌し、平成27年9月に身延町教育振興プランを策定しました。また平成27年11月に身延町教育大綱、同年12月には身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたところでもあります。

教育行政を推進するための方針となる身延町総合計画、身延町教育大綱、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略、身延町教育振興プランなどの計画に即し迅速かつ的確な対応をしていかなければなりません。とりわけ平成28年度から実施している教育にかかる保護者負担の軽減、教育環境の資質向上などについては、より一層の充実に努めていかなければなりません。

教育委員会では、明日のふるさと身延を担う人づくりを目指して身延町の教育振興に全力を傾注してまいります。

それでは、平成29年度教育委員会の主要施策のうち学校教育にかかる施策についてご説明をいたします。

まず小学校の統合についてであります。

本年4月に開校する身延清稜小学校と下山小学校については、4月6日の開校に向け万全な準備を行いスタートできるよう鋭意努力しているところであります。また身延小学校と大河内

小学校が統合し平成30年4月に開校する身延小学校については、現在も統合準備委員会において校歌、校章や教育課程について、それから今後は通学支援について協議していきますが、準備委員会の設置が1年早かったこともあり、大きな問題もなく順調に進んでいるところで平成29年度上半期には提言がまとまるものと思います。

また小中学校の統合に伴う児童生徒の通学支援についてはスクールバスを運行しています。中学校においては5台のスクールバスと業務受託業者のバスを使い部活動がある日には登下校便2便ずつの10便運行を行っています。また身延清稜小学校においては久那土地区と静川地区からの児童の送迎をスクールバス2台で行い、下山小学校については北川、大炊平、一色、八日市場を起点として4台のスクールバスとタクシー1台での運行を計画しています。それから平成30年4月開校の身延小学校の通学支援については、既存のバス2台と29年度に購入する予定の2台を合わせた4台のスクールバスの運行を計画しています。児童生徒の安全を第一に考えた運行に努めてまいります。

次に児童生徒の教育環境の充実および教育にかかる保護者負担の軽減を図り、子育て世代を支援する施策について説明をいたします。

平成28年度から実施しています、まち・ひと・しごと創生総合戦略のメニューで子育て世代が安心して暮らせる支援の充実の1つ目として小学校入学祝金の交付であります。教育関係経費の増大が子育て世代に大きな負担となり、特に小中学校入学時には新たにそろえる用品も多く多額の出費が強いられます。ランドセルや学習用品、制服、体育着、部活動の用具など購入費などもかさみます。これらの費用の一部に充てるため祝金として小学校入学時に3万円、中学校入学時に6万円を交付します。平成29年度実施分としては小学校入学児童は46人、中学校入学生徒は68人を見込んでいます。

次に学校給食の補助についてです。

学校給食は児童生徒に栄養のバランスが取れた食事を提供し、健康の保持増進や体力の向上を図るとともに心身の健全な発達に役立てる教育活動の一環として実施しています。学校給食にかかる経費のうち食材料費分は保護者の負担とされており、小学生は1食当たり270円、中学生は300円を給食費負担金として納めていただいております。このうち町が平成28年度から給食費補助金として1食当たり150円を保護者に補助しています。実質保護者が負担する給食費は1食当たり小学生が120円、中学生が150円となります。平成29年度においても同額の補助を計画しています。

次に小中学校修学旅行助成金についてです。

修学旅行にかかる補助対象経費の2分の1を補助します。ただし小学生の補助限度額は2万5千円、中学生については10万円としています。

また教育環境の充実と学力向上対策として補助教材費の公費負担についてであります。

小学生1人当たり年額6千円、中学生には年額1万円を上限として公費で補助教材を購入します。児童生徒に基礎的・基本的な知識と能力等の学力を身に付けさせるため、教科書以外の補助教材を有効に利用し、学校教育の充実に努めるとともに保護者負担の軽減を図るため予算の範囲内で教育補助、教材費を町が負担しています。

次にICT機器の整備事業についてです。

中学校においては生徒の高度情報社会への対応と学力向上を目指しICT機器の充実、整備を平成28年度に行いました。生徒、教師一人ひとりに1台ずつタブレット型パソコンを貸与

し同時に周辺機器の整備とソフトウェアの充実を図り事業や課外活動などに有効に活用しています。平成29年度は小学校への整備を計画しています。タブレット型パソコンを5、6年生および先生に1台ずつ配備する計画です。また周辺機器の整備とソフトウェアの充実を図ります。

それから外国語指導助手、ALTの配置についてです。

現在、中学校に2人のALTを、また小学校については7校に2人のALTを配置し外国語教育の充実と強化を図っております。また平成29年度は各小学校の年間割り当て日数を増やして英語学習機会の充実に努めてまいります。

次に校外活動費への補助についてであります。

児童生徒が町内巡りや県内巡り、スケート教室、スキー教室などの校外活動時に必要な経費である見学料や体験料、用具のレンタル料などの費用を公費で負担をしています。

平成28年度から実施している教育にかかる保護者負担を軽減する事業については平成29年度にも引き続き実施していきます。教育環境の充実と子育て世代の支援の充実に努めてまいります。

次に学校施設設備の充実についてです。

学校施設は、多くの時間を学校で過ごす児童生徒にとって快適な学習生活の場でなくてはならず、また災害時における避難場所として住民に安全・安心な空間を提供する場でもあります。

町内の学校施設の中で一番古いものは、昭和36年に建設をされた身延小の体育館であります。町内の大半の施設が昭和40年代から60年代に建設をされたもので、新しい施設としては下山小学校が平成18年度に建設をされたものです。老朽化が進む多くの施設を計画的に改修や建て替えを検討していく必要から平成29年度には町立学校施設整備計画を策定いたします。現施設の安全性の調査、ならびに改修か建て替えかの判断、また事業費や財源計画、年次計画など学校施設の総合的な整備計画を策定し、計画的に整備していかなければならないと考えております。また工事関係で29年度に施行する大きなものは身延清稜小学校の大規模改修工事、身延小学校のスクールバス乗降場所と駐車場の整備工事などを計画しています。

次に特別支援教育支援員の配置および特別支援学級の設置です。

特別支援教育支援員の配置については昨年同様、困り感のある児童生徒の学習や生活を支援するため全校に支援員を配置をしています。また特別支援学級についても障害の区分および程度に応じ小学校は4学級、中学校に1学級を開設し、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

次に中高連携についてです。

現在、県の身延南部地域中高連携推進検討委員会設置要綱に基づく学校関係者、町関係職員、県関係職員の10人で構成される中高連携推進検討委員会が適時開催をされ、中高一貫教育の1つの形態として身延高校と身延中学校、南部中学校が連携することについての検討を行っています。平成28年度には中高の教員による授業アシストやサマーセミナー、防災サマーキャンプ、部活動合同練習などを行い連携を図っています。

今後は中高連携推進検討委員会において各連携事業の検証を行い、総合評価報告書を作成して県教育委員会と町教育委員会に提出されます。小中高の保護者、地域住民、議会への説明などを経る中で県、町、各教育委員会が実施に向けた意思決定をすることとなります。

次に学びの向学館事業についてです。

児童生徒の学力向上のため、町教育センターでは平成24年度より身延町独自事業として教員OBの皆さまのご協力を得ながら中学3年生を対象に夏、冬休みや土曜日に学習支援を行っています。28年度には小学校3年生以上を対象に学力向上フォローアップ事業にも取り組みました。新年度においても引き続き取り組んでまいります。

続きまして、生涯学習関係について説明をいたします。

本町における生涯学習活動はそれぞれの地域、また各種団体を中心に子どもから高齢者まで多種多様な活動が行われております。公民館活動やスポーツ、レクリエーション、歴史、美術、芸術、音楽、読書、青少年育成など町民の皆さまは1人でいくつもの学習活動を実践しており、その熱意はますます盛んなものがあると言えます。生涯学習は人々が自己の啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本として必要に応じて自己に適した手段方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だといわれております。生涯学習は生涯にわたって元気で楽しく学び合う活動であり、その活動には性別・年代を超えた交流が生まれ人々が元気になり、その中で生まれ育ったつながりが地域協働のまちづくりに生かされていくものだと思います。

教育委員会では、このような視点に立って生涯にわたり学習をしていく環境づくりを進めるため学習活動の支援、生涯スポーツの推進、文化・芸術の振興と文化財保護、青少年健全育成の推進に取り組んでまいります。

それでは平成29年度の主要施策についてご説明いたします。

1点目として、平成27年度に策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき平成29年度は次の3事業を展開していきます。

まず地場産業の活性化とPRの強化を目的とし西嶋和紙、和紙の里の活用推進を図ります。県内はもとより関東圏域の学校などをはじめ広く一般に向けて西嶋和紙、ならびに和紙の里体験施設の利用をダイレクトメールなど効果的な手段により働きかけます。また西嶋和紙の需要開拓を目的とし見本市や展示会への参加を支援するため、西嶋和紙工業協同組合等へ補助金を交付いたします。

次に若い人が積極的に地域を考え行動できる組織づくりを通じ、町を元気にできる人材の育成を進めます。

2年目を迎える人材育成講座、ミノベーション288はさまざまな立場の町民の皆さまが町の将来について語り合い調査・研究を行う講座です。受講者の町を元気にする活動を支援をし人材の育成を進めてまいります。

次に郷土愛を育む教育の充実・施策として大学講座との連携により地域の文化、歴史を学び郷土愛を育む学習の場として講座等を開催をいたします。郷土を学ぶことにより郷土を愛し、郷土に誇りを持てる子どもを育てる環境づくりを行います。

さらに平成29年度におきましても町民の皆さまが生涯学習に取り組んでいただけるよう次の施策を展開をしていきます。

地区公民館分館を学習活動の拠点として安全に利用していただくことを念頭に施設を提供していくとともに分館運営、また集落間整備等におきましても運営および整備を進めるにあたり必要な支援を行い、地域の皆さまが交流するコミュニケーションの場として講座等の充実を図ってまいります。

図書館は生涯学習における情報収集の拠点として町民の皆さまの読書活動を推進し、その学習活動を支援するために多様な図書の収集や郷土資料の収集、整理、保存に努め町民の皆さま

の調査・研究への意欲に応じていきます。

心と体の健康はすべての人が望んでいます。多くの町民の皆さまがスポーツ、レクリエーションをより安全に、より一層楽しむことができるよう施設の提供を行い各種スポーツ教室等を開催するなど生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

スポーツ活動の中心となる体育協会は専門部の活動が活発ですが、さらに自立的な活動や活性化が図られ、競技力の向上を目指せるように支援を進めてまいります。また地域住民の皆さまの健康づくりの一助になるような事業実施に向けて、体育協会およびスポーツ推進委員とともに取り組んでまいります。

次に文化・芸術の振興と文化財の保護、金山遺跡を核とした歴史遺産の保存と活用についてです。

文化・芸術は心を癒すとともに情操を豊かにしてくれます。また文化財、金山史跡はふるさとの歴史文化の証であります。このため町民の皆さまが生きがいのある充実した生活を営むための環境づくりに努めます。文化・芸術の推進については総合文化会館のホールの特性を生かした魅力ある自主事業、なかとみ現代工芸美術館における企画展などを実施する中でその運営方法についての調査・研究をも進めながら文化・芸術の場を提供してまいります。

なお、平成29年度は甲斐黄金村湯之奥金山博物館開館20周年の年であり、これまでの調査・研究成果の公開講座等、年間を通して魅力ある事業を計画し多くの皆さまに館を訪れていただき歴史遺産に触れていただければと考えます。

さらに町民の皆さまが自ら率先して文化・芸術活動に参加していただき、その成果を発表する機会、また場所の提供や各種文化団体やサークル活動を支援しつつ優れた知性と心豊かな文化意識の高揚に努めます。また身延町の歴史や文化の証人であり、豊かな自然の象徴である文化財についてはふるさとの貴重な文化的資源として、その価値と魅力を活用していく取り組みが必要です。

平成29年度は継続事業である県指定文化財、旧市川家住宅のわらぶき屋根のふき替え改修を実施し、その保存に努めていきます。

また平成20年度から取り組んでいる国指定天然記念物、身延町ブッポウソウ繁殖地の保護増殖を図るため生息調査などを実施し、地域住民の皆さまと協働する中で保存管理計画の策定に取り組んでいきます。

なお、平成30年度には木喰上人生誕300年にあたるため、これを機会に木喰上人の魅力を全国的に発信するための企画展開催に向けての準備を進めるほか文化財全般の保護、保存とその活用に努めるとともに地域固有の歴史遺産を学ぶ機会などの充実に取り組んでまいります。

最後に青少年健全育成の推進です。

子どもたちのすこやかな成長、のびやかな心身の発達には家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが大切です。青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの地域の子どもは地域で守り育てる、大人が変われば子どもも変わる、声掛けあいさつ運動のもと身近なこと、できることから継続をして町全域に運動を広げるとともに、町内各種施設を利用した青少年育成の諸活動を地区公民館と連携しながら推進します。

これまで申し上げた各種の事業を実施するにあたっては町民の皆さま、関係団体と協力・協働の上、必要とされる事業を取り入れ事業の見直しを行い取り組んでいきたいと思っております。新鮮なメニューを提供することで学習意欲を喚起し、学習活動の輪が元気なまちづくりにつな

がっていけるようにしたいと考えております。

以上、本町の教育行政推進にあたり町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成29年度教育方針、ならびに主要施策の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時20分とします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第6 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員については、松浦隆議員ご逝去により欠員となっております。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において5番 芦澤健拓君を指名したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は議長指名のとおり選任することに決定しました。

続きまして、松浦隆議員は議会運営委員会副委員長でした。

したがって、委員会条例第8条第2項により議会運営委員会において互選を行ってください。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

先ほど互選をお願いした議会運営委員会副委員長の報告を議会運営委員会委員長からお願いいたします。

柿島議会運営委員会委員長。

○4番議員（柿島良行君）

報告します。

ただいま議会運営委員会を開催し議会運営委員会副委員長には11番 渡辺文子君を選任することに決定しましたので報告します。

○議長（野島俊博君）

ただいまの報告のとおり議会運営委員会副委員長は11番 渡辺文子君が選任されました。

日程第7 身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員の選挙を議題とします。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員については、松浦隆議員のご逝去により欠員となっております。

お諮りします。

この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合議会議員については3番 広島法明君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました広島法明君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました広島法明君が当選いたしました。

日程第8 議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第9 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例について

日程第15 議案第10号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

以上の9議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第3号から議案第11号までについての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の議案を提出する。

平成29年3月2日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行、小規模企業振興基本法の制定等を受け山梨県中小企業・小規模企業振興条例が制定されました。これに伴い身延町における中小企業等の振興について規定するため、条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

今後、以下は省略をさせていただきますして提案理由を申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、身延町町営駐車場条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

身延町職員の50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給制度の見直しおよび指定地域に向向する職員への地域手当の支給を実施するため、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する条例の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに介護休暇の取得方法等について所要の規定を設けるため、身延町職員の育児休業等に関する条例および身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 8 号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

町営バスの運行状況の見直しによる一部路線の廃止等に伴い、身延町町営バス設置条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 号 身延町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例等の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令及び山梨県県税条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、身延町税条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 10 号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後ですが議案第 11 号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由を申し上げます。

国が推進する幼児教育の段階的無償化に伴い、身延町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第 3 号から議案第 11 号までの詳細説明を求めます。

まず議案第 3 号および議案第 4 号の詳細説明を求めます。

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

それでは議案第3号の詳細説明をさせていただきます。

身延町中小企業・小規模企業振興基本条例のご説明ですが、この条例は平成25年に制定された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の施行や平成26年公布の小規模企業振興基本法の施行および山梨県中小企業・小規模企業振興条例の制定を受け、本町における中小企業等の振興について基本理念を定め町の責務や中小企業等の努力、関係機関等の役割を明らかにすることにより中小企業等に関し地域全体で支援を行っていく必要性、さらに本町の経済の持続的な発展および町民生活の向上を目的とする本条例のご説明をさせていただきます。

第1条は設置の目的であります。

第2条は用語の意義について記してあります。

第3条は基本理念です。本町の中小企業等の振興策を実施する上での本条例の基本的な概念を記してあります。

第4条は町の責務についてです。町の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し実施するものとする。また中小企業等が地域経済の活性化、ならびに町民生活の向上に資する事業活動を通じ社会に貢献していることについて住民の理解を深めるよう努めるとの内容です。

第5条から第10条につきましては中小企業者、小規模企業者、地域経済団体、大企業、金融機関、町民、それぞれの努力喚起や役割等を記してあります。

第11条は町の基本的な施策について記してあります。町は中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては基本理念に則り各関係機関等と連携し操業支援、雇用の創出等について実施するとの内容です。

第12条は事業実施についての財政上の措置についての記述です。身延町中小企業・小規模企業振興基本条例についてのご説明は以上です。

次に議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

道路交通法の一部を改正する法律が平成27年6月に公布されました。同法の法案の提案理由は最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時的認知機能検査制度を導入するとともに運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の必要があるというものです。

同法の施行期日は平成28年7月15日に公布された道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の規定により平成29年3月12日とされました。また平成19年の道路交通法の改正で中型自動車、中型免許もすでに規定されておりますので、今回このことも併せて現状を考慮する中で身延町町営駐車場条例の一部改正をご提案させていただきます。

改正の内容については身延町町営駐車場条例の別表第2の1、身延山駐車場総門駐車場の表では現在、大型自動車と普通自動車、二輪車の区分の表記となっておりますが大型自動車の区分へ中型自動車および準中型自動車を加え普通自動車の区分へ軽自動車を加えることとします。これに併せ注釈の表記につきましても見直しをさせていただくものです。

以上で身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第5号、議案第6号および議案第7号の詳細説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案集8ページをお開きください。

今回の改正は人事評価制度の平成28年度完全実施に伴い、55歳以上の職員の昇給は標準の勤務成績では昇給しないとする、出向等により民間賃金の高い甲府市に勤務する職員に支給する地域手当を創設するものでございます。

上から4行目、第2条第1項につきましては、甲府市に勤務する職員に対し地域手当を支給するための改正であります。

上から5行目、第5条につきましては第6項で昇給する職員から55歳以上の職員を除き次の第7項で55歳以上の職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限ることとする改正でございます。

上から14行目、第9条の4につきましては、地域手当の支給内容と支給上限を規定するための改正であります。

上から20行目、第16条は勤務1時間当たりの給与額、21行目の第17条は期末手当および24行目の17条の4は、勤勉手当を算出する際の給料の月額にそれぞれ地域手当額を加えることの改正でございます。

附則では施行期日等について規定をしております。

以上で議案第5号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

今回の改正は働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間および人事院勧告等を踏まえた国家公務員にかかる規定の改正により地方公務員の育児支援、介護支援にかかる規定の改正を行うものであり、上位法令の改正に伴う改正でございます。

上から4行目の第1条は身延町職員の育児休業等に関する条例についての改正であり、11ページの下から6行目の第2条は身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例についての改正であります。

10ページの上から6行目、第2条につきましては第4号の非常勤職員における育児休業の取得要件にかかる子の年齢を1歳から1歳6カ月に緩和するための改正でございます。

上から19行目、第2条の2につきましては育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子および養子縁組里親に委託されている子を加え、範囲の拡大を図る改正でございます。

下から10行目、第3条につきましては、改正前の1号を1号と2号に分割し2号にイを追加し特別な事情の範囲拡大を行うための改正でございます。

11ページの上から9行目、第10条につきましては改正前の1号を1号と2号に分割し2号に第3条第2号のイを追加し特別な事情の範囲拡大を行うための改正であります。

下から16行目、第18条につきましては部分休業に育児時間のほか職員の介護時間を追加するための改正であります。

下から4行目、第8条の2につきましては早出遅出勤務の請求ができる場合、職員が養育を行う子に特別養子縁組の看護期間中の子および養子縁組里親に委託されている子を加え範囲の拡大を図る改正であります。

12ページの上から14行目、第8条の3につきましては介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務等を免除する改正であります。

下から7行目、第11条につきましては職員が取得できる休暇に介護時間を追加するための改正であります。

下から6行目、第15条につきましては職員の介護休暇を6カ月以下の範囲内で3回以内の分割指定ができることとするための改正であります。

13ページの上から4行目、第15条の2につきましては職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日2時間以下で介護時間を取得できることとするための改正であります。

上から14行目、第16条につきましては任命権者の承認を受けなければならない休暇等に介護時間を追加するための改正であります。

附則につきましては第1項で施行期日を、第2項で経過措置を規定しております。

以上で議案第6号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。

今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により同法を引用する身延町特定個人情報保護条例の中に条ずれが生ずることとなったため所要の改正をお願いするものであります。

以上で議案第7号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第8号の詳細説明を求めます。

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の18ページをお開き願います。また資料の新旧対照表と併せてご説明をさせていただきます。新旧対照表ですと19ページをお開き願いたいと思います。

この条例につきましては、町民の利便性の向上を図るため町内の公共交通の見直しを行ってまいりました。よって条例の一部改正が必要となりましたのでご説明をさせていただきます。

上から3行目、第3条関係でございます。運行路線の左側の旧表の新旧早川橋鞆沢線は新しく身延鞆沢線として既存営業路線と統合し延長いたします。よって、事業者が運行主体の緑ナンバーの路線となりますので条例からは削除いたします。

中富南線は廃止により削除いたします。よって、右側の新表では古関循環線は平成27年4月から試行で運行をしておりました。本格運行ということで追加をさせていただきます。

上から6行目は車両台数でございます。第4条は運行路線ごとの台数を3台以内としてお

りましたが、運行路線の統合および廃止および古関甲斐岩間線と古関循環線は1つの車両で運行するため1台とするものでございます。

上から7行目は運行回数でございまして第5条は現在、運行している古関甲斐岩間線は古関から甲斐岩間駅を1日3往復運行しており、また古関循環線は試行で古関・久那土駅、甲斐岩間駅、役場、下部温泉駅、古関を左回りを2回、右回りを1回の3便循環をしております。現状の運行回数とします。

上から10行目からは車庫および停留所の位置でございまして、新旧対照表は20ページをお開き願いたいと思います。第7条第1項は(2)号の古関循環線の車庫を身延町古関6番地の1とするものです。また(3)号は削ることになります。

第2項は久那土中学校は旧久那土中学校に改め、第3項を古関循環線の停留所に改めました。なお、バス停の名称はできるだけ現在のバス停の名称に近い形で設定をしております。

下から4行目は中富南線の停留所で、4項を削ります。

また下から3行目の第9条は「新早川橋鯉沢線及び中富南線」を「及び古関循環線」に改めたものでございます。

以上で議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

次に議案第9号の詳細説明を求めます。

佐野税務課長。

○税務課長(佐野和紀君)

議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日公布および施行されたことに伴い消費税の引き上げ時期が変更され、主に法人町民税の法人税割の税率の引き下げの実施時期および軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に対応した条例の改正のため、また山梨県県税条例が平成28年12月22日に公布されたことに伴い身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定を整備することから身延町税条例等の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては議員全員協議会で説明を行いましたので、主な内容について説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお開きください。

上から8行目になります。主な改正項目の1点目といたしましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定を改正するものになります。

第90条関係につきましては、山梨県の障害者施策において障害者の定義や障害の捉え方等を見直し山梨県県税条例の改正が行われたことから本町の軽自動車税の減免制度の見直しを図り常時、介護者運転の世帯要件の見直しを行い障害者のみで構成される世帯要件に70歳以上の者、または未成年者と障害者で構成される世帯を新たに規定し、また減免する車両の登録要件の見直しを行い、障害者本人に加え年齢18歳未満の障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を減免していた規定を年齢18歳未満とする障害者の年齢要件を設けない規定に改正

するものであり、また減免要件に対する減免の申請方法等について規定したものであります。

次に2点目といたしまして、21ページをご覧ください。

下から5行目になります。附則第7条の3の2の改正につきましては、法律の改正に伴い個人町民税における住宅借入金等特別税額控除制度の居住年の適用期限を2年間延長する規定であります。

次に3点目といたしまして、下から2行目になります。

第2条からの改正につきましては、平成28年5月に条例改正を行い法人町民税の法人税割の税率の引き下げおよび軽自動車税における現行の軽自動車税を種別割とするとともに、これまでの自動車取得税に相当する環境性能割の導入について、実施時期を平成29年4月1日と規定していましたが、今回の法律の一部改正によりそれぞれの実施時期を平成31年10月1日に変更する改正であり、また初めて登録する一定の環境性能を有する軽自動車についてその燃費性能に応じて税率をおおむね75%、50%、25%軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例の1年延長にかかる規定の整備を行うものであります。

続きまして附則についてであります。この条例につきましては公布の日から施行し身体障害者等に対する軽自動車税の減免規定の改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第9号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第10号および議案第11号の詳細説明を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

議案第10号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

改正内容につきましては参考資料、新旧対照表で説明させていただきます。

45ページをお開きください。

第2条は定義規定となっており、同条4項では養育者を規定する中で里親を示すために児童福祉法第6条の4第1項の規定を引用しています。今回、児童福祉法の一部改正に伴い同法第6条の4において新たに法定化された養子縁組里親の定義が加えられ、2項立てから3項立ての構成に条項が改正されたことにより、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例第2条4項中、第6条の4第1項を第6条の4に改めるものです。

以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

今回、国において平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進政策として市町村民税非課税世帯の幼稚園、保育園における保育料第2子無償化および年収360万円未満相当世帯の保護者負担軽減として、ひとり親世帯等の利用者負担額を約半額から市町村民税非課税世帯並みに減額する等の特定教育・保育施設等の利用者負担額の変更について国の基準案が示されたことに伴い本条例の一部を改正するものです。

新旧対照表47ページをお開きください。

今回、提案する改正条例案の同条例中の別表第1の1は幼稚園における利用者負担額表です。この表の2階層および3階層区分および次ページの別表第1の2は保育園における利用者負担額表です。この表の2階層から4階層区分までについて、それぞれひとり親等の世帯とひとり親等の世帯以外の世帯の行に分け、それぞれ利用者負担額を定めさせていただきました。

47ページにお戻りください。

別表第1の1、2階層のひとり親等の世帯、利用者負担額は0円。ひとり親等の世帯以外の世帯は現行と同額の1,500円。3階層のひとり親等の世帯は現行の2階層の非課税世帯と同額の1,500円。ひとり親等の世帯以外の世帯は国が減じた額の率を参考に算定し9,100円としました。

48ページをご覧ください。

別表第1の2、2階層の利用者負担額は現行の金額をひとり親世帯は0円、ひとり親等の世帯以外の世帯は現行の金額と同額です。

3階層、4階層のひとり親の世帯は現行の2階層の市町村民税非課税世帯とそれぞれ同額とし、3階層、4階層のひとり親等の世帯以外の世帯は現行の額とそれぞれ同額です。また4階層の町民税所得割額、現行7万2,800円未満を今回、国が示した7万7,101円未満と同額に改め、5階層においても同様に7万2,800円以上を7万7,101円以上と改正しました。

50ページをご覧ください。

現行ではひとり親世帯等の利用者負担額の軽減については、別表第1の備考に規定されていましたが今回、利用者負担額表に負担額を明記することにより備考の3の現行の前段をこの表において、ひとり親等の世帯は次の各号いずれかに該当する世帯を言うに改め後段を削り、備考6については現行の4行目から6行目のかわからずまでを「第2階層に認定された世帯の第2子以降の利用者負担額は」に改め、備考7を削り備考8を備考7に繰り上げます。

以上で議案第11号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第17 議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について

日程第18 議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について

日程第19 議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について

日程第20 議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について

以上の4議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それではご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第12号から議案第15号までについての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定についてであります。

身延町下部農村文化公園の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町下部農村文化公園
所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4 3 2 1 番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 農事組合法人 下部特産物食品観光組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4 3 2 1 番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 赤池好二
3. 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
平成29年3月2日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

平成29年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては指定管理者の指定にあたり地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についてであります。

身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町市之瀬味噌加工所
所在地 山梨県南巨摩郡身延町市之瀬1 7 0 番地 1
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 農事組合法人 下部特産物食品加工組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4 3 2 1 番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 赤池好二

今後において以下は議案第12号と同様でありますので説明を省略させていただきます。

次に議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定についてであります。

身延町市之瀬茶加工場の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名 称 身延町市之瀬茶加工場
所在地 山梨県南巨摩郡身延町市之瀬9 6 0 番地
2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団 体 の 名 称 下部茶生産組合
主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町市之瀬9 6 0 番地
代 表 者 の 氏 名 組合長 伊藤晃

次に議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についてであります。
身延町大島農林産物直売所の指定管理者に下記の者を指定することについて、議会の議決を
求める。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名 称 身延町大島農林産物直売所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

2. 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 大島農林産物直売所管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

代 表 者 の 氏 名 会長 名取好巳

以上であります。なお、議案の詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げますので
よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

町長、1つ確認をさせていただきたいんですが議案第12号、13号の代表者氏名で組合長
は赤池よしつぐと読まれたんですけども、これはこれでよろしいですか。

○町長（望月幹也君）

大丈夫です。

○議長（野島俊博君）

分かりました。ありがとうございました。

次に議案第12号から議案第15号までの詳細説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について、議案第13号 身延
町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について、議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指
定管理者の指定について、議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定につ
いての詳細説明をさせていただきます。

今回、上程いたします議案第12号から15号までの4件につきましては、指定管理期間が
本年3月31日をもって終了するため、4月1日からの指定管理について身延町公の施設に係
る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条に基づき1月25日、午後2時から庁舎2階
会議室で指定管理者選定委員会を開催いたしました。町長からの諮問に対して指定管理者にふ
さわしいかを慎重に審査し、また選定し答申をいただきました。

このような経過を踏まえ今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会のご議決
をいただきたく上程するものでございます。

議案第12号につきましては、身延町下部農村文化公園の指定ですが指定管理申請者は農事
組合法人 下部特産物食品加工組合です。

活動内容は国道300号線沿いの道の駅しもべに位置する施設において地域の農産物の生産、
加工および販売等に関する事業を行い組合員の経済的地位の向上を図り、併せて都市住民との
交流と地域の活性化に努めております。

次に議案第13号につきましては、身延町市之瀬味噌加工所の指定ですが指定管理者申請者

は農事組合法人 下部農産物食品加工組合です。

活動内容は国道300号線沿いの市之瀬にあります味噌加工所において、本町の奨励作物である大豆の生産拡大と地産地消の推進、加工品としての味噌の生産、販売促進に努め地域の活性化、農業従事者の所得の向上に努めております。

次に議案第14号につきましては、身延町市之瀬茶加工場の指定ですが、指定管理申請者は下部茶生産組合です。

活動内容は市之瀬にありますお茶の加工場を中心に、組合員のお茶の栽培技術の向上と良質茶の生産拡大により農業所得の向上を図るとともに地域の活性化に努めております。

次に議案第15号につきましては、身延町大島農林産物直売所の指定ですが指定管理申請者は大島農林産物直売所管理会であります。

活動内容は大島地内の農林産物直売所におきまして町内で生産された農林産物、ならびに加工品を提供することで生産者、消費者の交流の場所として地域の活性化と農家の所得の向上に努めております。

指定管理期間につきましては社会情勢や経営状況の変化に素早く対応するため、議案第12号から議案第15号まで3年間といたしました。

以上で指定管理者の指定に関わる議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第21 議案第16号 峡南広域行政組合同規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第16号についての提案理由を説明申し上げます。

議案第16号 峡南広域行政組合同規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により峡南広域行政組合同規約を次のとおり変更する。

平成29年3月2日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により峡南広域行政組合同規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものでございます。

以上であります。

なお、議案の詳細につきましては総務課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第16号の詳細説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第16号 峡南広域行政組合格約の変更について詳細説明をさせていただきます。

今回の変更につきましては現在、峡南広域行政組合が処理しております事務に指定地域密着型サービス事業者に対し専門職を配置し、峡南各町と当該職員が連携して指導していくための規約の変更であります。

裏のページをご覧ください。

上から4行目、広域行政組合が処理する事務を規定しております第3条に第8号として介護保険における指定地域密着型サービス事業者に対する指導に関する事務を加えるものでございます。

附則では施行期日を規定しております。

以上で議案第16号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第22 議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第8号）

日程第23 議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第24 議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第26 議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第5号）

日程第27 議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第28 議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上7議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第17号から議案第23号について提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

1行目は省略させていただきます。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,900万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,534万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

であります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,340万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,065万5千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,933万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,951万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,703万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,932万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第5号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,257万5千円とする。

以下は省略をいたします。

次に議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,784万2千円とする。

以下は省略をいたします。

最後ですけども次に議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ990万7千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

平成28年度補正予算案については以上でございます。

なお詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第17号から議案第23号までの詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

それでは議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第8号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

まず追加であります。2款1項総務管理費の国土利用計画策定事業270万円の繰り越してありますが、国および県の利用計画を基準に策定するものであり、県の計画策定が遅れたため繰り越すものであります。3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費交付金124万2千円の繰り越してありますが、事務の委任先である地方公共団体情報システムへの交付金額が確定されないため繰り越すものであります。

3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金4,180万円の繰り越してありますが、国の補正予算に計上されたものであり、国が繰り越すため繰り越すものであります。

6款1項農業費の県営中山間地域総合整備事業負担金892万5千円および農地耕作条件改善事業負担金225万円の繰り越してありますが、県の事業が繰り越されるため繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の橋梁修繕事業1,085万2千円の繰り越してありますが、河川占用等の協議に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

道路改良事業5,152万円の繰り越してありますが、他事業との調整に不測の日数を要したため繰り越すものであります。

次に変更分であります。6款1項農業費の中山間地域所得向上支援事業は県の事業が繰り越されることにより繰越額を189万円増額し1,539万円に変更するものです。

次に7ページをご覧ください。第3表 地方債補正の変更であります。

過疎対策事業は消防積載車購入および耐震貯水槽の設置工事360万円の減額により限度額を1億2,090万円とするものであります。合併特例事業債は県営中山間地域総合整備事業5,860万円の減額により限度額を5億3,640万円とするものであります。合併特例事業債の借換債分および臨時財政特例債の借換債分につきましては財源の確保ができたため繰り入れを行わないことといたしました。

それではまず歳入であります。10ページをお開きください。

今回の補正につきましては、28年度事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたり増減をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

1款町税につきましては、実績に伴い減額するものであります。

2款の地方譲与税から8款の自動車取得税交付税までは国・県の交付決定に合わせまして増減の補正をさせていただきました。

10款の地方交付税につきましては、地方交付税を増額補正し繰上償還等の財源に充てさせていただくものであります。

11ページをご覧ください。

13款1項7目3節湯之奥金山博物館使用料100万円の増額は、入館者の増額によるものであります。

12ページをお開きください。

14款2項1目総務費国庫補助金76万2千円の増額は、社会保障税番号制度システム整備

費の補助金が確定したことによるものであります。2目民生費国庫補助金3,026万円の増額は、臨時福祉給付金事業の事務費および事業費交付金の増によるものであります。

13ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金100万円の増額は町内業者1社からの寄附金であります。

14ページをお開きください。

19款の繰越金であります。6億7,698万円の増額といたしました。

次に歳出を説明させていただきます。17ページをお開きください。

2款1項3目財産管理費、11節4万円の増額につきましては静川小学校の窓ガラスおよび誘導灯の蓄電池の修繕費であります。

21ページをお開きください。

3款1項3目高齢者福祉費、17節1,947万6千円の増額は土地開発基金が持っている中富ふれあいセンター用地を買い戻すためであります。

23ページをお開きください。

3款1項9目臨時福祉給付金事業費4,180万円の増額につきましては、国の補正により計上をされた事業であり、国の繰り越しに伴い事業全額を繰り越すものであります。

26ページをお開きください。

4款3項1目簡易水道運営費、28節213万1千円の増額につきましては簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

27ページをご覧ください。

6款1項4目農林土木費、17節842万1千円の増額につきましては土地開発基金が持っている農村ふれあい広場用地を買い戻すためであります。

28ページをお開きください。

6款2項2目農林振興費、8節169万7千円の増額につきましては有害鳥獣管理捕獲分の増額であります。3目林業土木費、14節250万円の増額につきましては、林道の除雪作業等に伴う重機借上料であります。

7款2項1目観光費につきましては、寄附金による財源の組み替えであります。

29ページをご覧ください。

8款2項1目道路橋梁維持費、14節1,200万円の増額につきましては町道の除雪作業等に伴う重機の借上料であります。

34ページをお開きください。

10款4項2目公民館費につきましては、寄附金による財源の組み替えであります。5目中富総合会館管理費につきましても寄附金による財源の組み替えであります。

37ページをお開きください。

10款6項5目体育施設費、17節1,037万6千円の増額につきましては、土地開発基金が持っている遅沢のスポーツ広場用地を買い戻すためであります。

13款1項2目減債基金費につきましては、今後の財政基盤の強化のため3億円を積み立てさせていただくものであります。

以上で議案第17号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第18号および議案第19号の詳細説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算編成につきましては、主に歳入歳出それぞれについて平成28年度最終決算を見込み国・県等への交付金及び補助金申請等の状況を勘案しつつ予算計上をさせていただきました。

それでは歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、1節、2節につきましては最終調定見込み額に対して徴収率を95%として算出し1節医療給付費分現年課税分22万円、2節後期高齢者支援金分現年課税分8万2千円をそれぞれ減額補正させていただきました。

4款から8款につきましては、それぞれの項目において関係機関への申請および交付決定に基づき所要の予算額を計上させていただいております。

4款1項2目療養給付費等負担金を726万2千円減額。4款1項3目高額医療費共同事業負担金を787万円減額。5款1項1目療養給付費交付金を1,359万7千円減額。6款1項1目前期高齢者交付金を5,211万円増額。7款1項1目高額医療費共同事業負担金を787万円減額。8款1項1目高額医療費共同事業交付金を1,954万3千円増額。8款1項2目保険財政共同安定化事業交付金5,742万3千円減額をそれぞれ補正させていただきました。

7ページをご覧ください。

10款1項1目一般会計繰入金のうち1節保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)に33万5千円。2節保険基盤安定繰入金(保険者支援分)に17万3千円をそれぞれ増額し、5節財政安定化支援事業繰入金を110万6千円減額させていただきました。これらの補正は年度内の所要額に対する一般会計繰入金の確定に伴ったものであります。

次に歳出を説明いたします。8ページをお開きください。

2款保険給付費関係につきましては、今までの給付実績により予算計上をさせていただきました。

2款1項1目一般被保険者等療養給付費を1,376万4千円増額。1項2目退職被保険者等療養給付費を374万円減額。1項4目退職被保険者等療養費を40万円減額。2項1目一般被保険者高額療養費を1,409万5千円増額。2項2目退職被保険者等高額療養費を80万円減額をそれぞれ補正させていただきました。

9ページをご覧ください。

3款1項1目後期高齢者支援金の財源組み替えにつきましては、歳入で説明いたしました補助金及び交付金の補正予算に伴った各歳出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳欄に記載されたものとなります。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金を3,147万9千円。2目保険財政共同安定化事業拠出金を2,778万2千円をそれぞれ減額いたしました。これは国保連合会への拠出金の確定通知によるものです。

9款1項3目償還金を307万3千円計上いたしました。内容は26年度調整交付金の自主点検に伴う国庫補助金返還金の306万9千円と27年度老人対策事業費補助金返還金の4千円です。

10款1項1目予備費の1千万円の増額につきましては、国・県等からの交付金や補助金申請と、ならびに一般会計からの繰入金の確定に伴い歳出科目への充当をした結果、生じた一般財源の余剰分を計上したものです。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算編成につきましては、歳入歳出それぞれについて広域連合ならびに本町において平成28年度歳入決算を見込み予算計上をさせていただきました。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、1月末現在の最終調定見込みにより現年度分672万3千円の減額です。2目普通徴収保険料につきましては、同じく1月末現在の最終調定見込みにより現年度分189万9千円の減額です。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、後期高齢者広域連合からの確定見込み額により1,400万円の減額です。2目事務費繰入金につきましては、一般管理費の減額等によるもので148万3千円減額するものです。3目保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により523万円の減額です。

次に歳出を説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目19節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療事務費負担金98万5千円を減額いたしました。これは広域連合の実績に伴うものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金の決定に伴い後期高齢者医療保険料負担金862万2千円、療養給付費負担金1,400万円、保険基盤安定負担金523万円をそれぞれ減額させていただきました。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（野島俊博君）

まずここで村野財政課長が発言の許可を求めておりますので、これを許します。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

本会議の貴重なお時間をいただきまして誠に申し訳ございません。

議案第17号 平成28年度一般会計補正予算（第8号）につきまして、1カ所訂正をお願いしたいと思います。

28ページになります。第7款の商工費、第2項1目観光費の財源組み替えなんですけれども金額が22万6千円となっておりますが、正しくは22万5千円の誤りであります。大変申し訳ありません。ご訂正をよろしく申し上げます。

○議長（野島俊博君）

よろしいですか。

（なし）

それでは次に議案第20号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費でございますが2款2項簡易水道建設費、中富西部簡易水道事業1億100万円、身延中央簡易水道事業7,450万円につきましては、各事業国庫補助金追加要望二次要望をしたところ交付決定が遅れたため、これを繰り越しし事業を完成するためであります。

5ページをお願いします。

第3表 地方債補正であります。地方債補正の変更につきましては簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債の限度額をそれぞれ1億5,310万円に設定しておりましたが、内示額の減額による簡易水道事業費の減額に伴い簡易水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ2,870万円減額し、地方債限度額を1億2,440万円に変更するものであります。

続きまして歳入からご説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。

2款1項1目簡易水道負担金につきましては、加入者負担金61万5千円の増額補正であります。

3款1項1目簡易水道手数料につきましては32万1千円の増額補正であります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金、国庫補助金につきましては主に国庫補助金内示額の減額により国庫補助金が3,270万6千円の減額補正であります。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金につきましては人件費の減額に伴い総務費繰入金が21万6千円の減で、全体の国庫補助の内示額は減りましたが追加要望に伴う単独事業費の増加により建設繰入金を1,753万9千円の増額、計1,732万3千円の増額補正であります。

2款公債費繰入金1,519万2千円の減額は財源組み替えによるものであります。

8款1項1目水道事業債につきましては建設事業費の減額により簡易水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ2,870万円の減額補正であります。

次に歳出について説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費、3節、4節は人件費ですので省略させていただきます。11節需用費につきましては光熱水費、電気料を500万円の減額補正であります。13節委託料につきましては水質検査業務等400万円の減額補正であります。16節原材料費につきましては量水器、メーター器等で150万円の減額補正でございます。27節公課費につきましては主に消費税の支払いが当初見込みより少なかったため、350万円の減額補正であります。

2款1項1目一般管理費につきましては人件費ですので説明を省略させていただきます。

9ページから10ページをお願いいたします。

2款2項1目簡易水道建設費、13節委託料につきましては中富西部簡水が2千万円の減額、大城簡水が966万6千円の委託料、計2,966万6千円の減額であります。いずれも内示額の減額、委託の実施方法の見直し、内容精査、入札差金等によるものであります。

15節工事請負費につきましては計4,091万9千円の減額補正であり、いずれも内示額の減額、事業内容精査、入札差金による減額であります。内容については説明欄に記載のとおりでございますが中富西部簡水、身延中央簡水につきましては追加要望により増額補正となっております。

17節公有財産購入費、22節補償、補填及び賠償金につきましては中富西部簡水におきまして古長谷、中山地区の配水池および減圧槽の用地取得が完了したことによる減額補正であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては160万1千円の減額補正であります。中富南部簡水、小原島地内の県道南アルプス公園線の舗装本復旧および大城簡水、大城地内の県道大城小田船原線の舗装本復旧を山梨県に受託して実施していただいておりますが、山梨県への負担金が確定したことによる減額でございます。

3款1項1目元金につきましては財源組み替えでございますが、大変申し訳ございませんが1点、修正をお願いいたします。説明欄におきまして一般財源(使用料)がマイナス1,519万2千円となっておりますが、正しくは1,519万2千円の増額であります。大変申し訳ございません。

以上で議案第20号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

次に議案第21号および議案第22号の詳細説明を求めます。

佐野環境下水道課下水道担当副主幹。

○環境下水道課下水道担当副主幹(佐野博樹君)

議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第5号)について詳細説明をさせていただきます。

農業集落排水事業等特別会計のうち戸別浄化槽整備事業につきましては、4節職員共済組合員にかかわる人件費の歳入歳出の減額でありますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第21号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正は、主に職員共済組合費負担金に関する人件費および各事業費の精査による補正でございます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金25万7千円を減額計上いたしました。これにつきましては、維持管理費に充当する繰入金の減額であります。

3款1項2目帯金、塩之沢下水道事業一般会計繰入金67万3千円を減額計上いたしました。これにつきましては維持管理費繰入金67万2千円、公債費繰入金1千円を減額するものであ

ります。

3款1項3目角打、丸滝下水道事業一般会計繰入金66万円を減額の計上いたしました。これにつきましては維持管理費繰入金65万9千円、公債費繰入金1千円を減額するものであります。

3款1項4目身延下水道事業一般会計繰入金14万8千円を減額計上いたしました。これにつきましては、維持管理費に充当する繰入金の減額であります。

3款1項5目下部下水道事業一般会計繰入金65万3千円を減額計上いたしました。これにつきましては、維持管理費に充当する繰入金の減額であります。

3款1項6目下水道事業一般会計繰入金4万4千円を減額の計上をいたしました。これにつきましては、総務費管理費に充当する繰入金の減額であります。

7ページをお願いします。歳出を説明させていただきます。

人件費につきましては省略をさせていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費4万4千円の減額につきましては、担当職員講習会参加負担金の減額です。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費、4節につきましては人件費ですので省略をさせていただきます。

1款2項2目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費、4節につきましては人件費ですので省略をさせていただきます。15節工事請負費50万円につきましては、新規加入者のための公共柵設置工事費として計上しましたが新規加入者がなかったため減額するものです。

1款2項3目角打、丸滝下水道事業維持管理費、4節につきましては人件費ですので省略をさせていただきます。15節工事請負費50万円につきましては、新規加入者のための公共柵設置工事費として計上しましたが新規加入者がいなかったために減額するものです。

1款2項4目身延下水道事業維持管理費、4節につきましては人件費ですので省略をさせていただきます。

1款2項5目下部下水道事業維持管理費、4節につきましては人件費ですので省略をさせていただきます。15節工事請負費50万円につきましては、新規加入者のための公共柵設置工事費として計上しましたが、新規加入者がいなかったために減額をするものであります。

8ページをお願いいたします。

1款3項4目帯金、塩之沢下水道事業利子、1款3項5目角打、丸滝下水道事業元金につきましては公債費繰入金をそれぞれ減額し、加入負担金の充当による財源組み替えであります。

以上で議案第21号および議案第22号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第23号の詳細説明を求めます。

佐藤下部支所長。

○下部支所長（佐藤成人君）

それでは議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、平成28年度事業の精査見込みによるものでございます。

6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目使用料 1 7 万 4 千円の減額でございます。これにつきましては分湯停止の施設が 1 件ございまして、その減額でございます。

2 款 1 項 1 目利子及び配当金でございますが 1 千円の増額補正でございます。

次に歳出についてご説明をいたします。

7 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目温泉分湯施設維持管理費でございます。総額 1 7 4 万 3 千円の減額でございます。内訳につきましては需用費 1 4 5 万 8 千円の減額ですが、その内訳としましては光熱水費 1 6 万 8 千円、修繕費 1 2 9 万円の減額でございます。役務費でございます。通信運搬費の 1 万 5 千円の減額補正でございます。

次に 2 款 1 項 1 目積立金 1 3 0 万円の増額補正でございます。収支決算見込みによりまして残金を積立金として 1 3 0 万円の増額補正をし、当初予算と合わせて 1 3 0 万 5 千円の積み立てを行うものでございます。

以上で議案第 2 3 号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度身延町一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上21議案は当初予算案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第24号から議案第44号までの21議案について、提案理由を説明申し上げます。

まず議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算についてであります。

1行目は省略させていただきます、

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ82億7,890万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第25号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。

以下、歳入歳出予算、第1条の箇所のみとさせていただきます。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億4,264万4千円と定める。

次に議案第26号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億8,797万3千円と定める。

次に議案第27号 平成29年度身延町介護保険特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億8,595万7千円と定める。

次に議案第28号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ848万7千円と定める。

次に議案第29号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億9,799万8千円と定める。

次に議案第30号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,107万4千円と定める。

次に議案第31号 平成29年度身延町下水道事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,368万9千円と定める。

次に議案第32号 平成29年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ466万9千円と定める。

次に議案第33号 平成29年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29万2千円と定める。

次に議案第34号 平成29年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69万8千円と定める。

次に議案第35号 平成29年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万1千円と定める。

次に議案第36号 平成29年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16万7千円と定める。

次に議案第37号 平成29年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ47万円と定める。

次に議案第38号 平成29年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24万1千円と定める。

次に議案第39号 平成29年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46万6千円と定める。

次に議案第40号 平成29年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算につい

てであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ49万8千円と定める。

次に議案第41号 平成29年度身延町西嶋財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26万8千円と定める。

次に議案第42号 平成29年度身延町曙財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18万3千円と定める。

次に議案第43号 平成29年度身延町大河内地区財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17万2千円と定める。

最後となりますが議案第44号 平成29年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29万3千円と定める。

平成29年度予算案につきましては以上でございます。

なお、議案第33号から議案第44号は詳細説明を省略し、議案第24号から議案第32号についてはそれぞれ担当課長より詳細説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(野島俊博君)

議案第24号から議案第32号までの詳細説明を求めます。

なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第33号から議案第44号についての詳細説明は省略します。

はじめに議案第24号の詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。

ページを追って歳入歳出を説明させていただきますが昨年と変わっているところ、金額の大きな事業等を中心に説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

まず8ページをお開きください。第2表 地方債であります。

まず過疎対策事業債1億3,120万円ですが、天白橋ほか6事業の橋梁長寿命化修繕に2,760万円。打越隧道道路ストック修繕に390万円。町道田原鴨狩線ほか2カ所の道路改良に6,130万円。ミニホイローダー1台に470万円。耐震性貯水槽2基に1,430万円。消防積載車3台に1,940万円を充当するものであります。

次に合併特例事業債4億1,400万円ですが、中山間地域総合整備事業の負担金に7,410万円。小学校の統合準備として身延小学校改修およびスクールバス2台購入に1,570万円。まちづくり振興基金への積み立てとして3億円を充当するものであります。合併特例事業債の借り換え分4千万円ですが、平成24年度に5年ごとの利息見直し方式で借り入

れたものを借り換えるものであります。

次に臨時財政対策債2億5千万円であります。それと臨時財政対策債の借り換え分1億7,680万円ですが、平成24年度に5年ごとの利息見直し方式で借り入れたものを借り換えるものであります。

歳入の説明をさせていただきますので11ページをお開きください。

1款町税につきましては歳入の16.6%を占めております。1項町民税は個人町民税納税義務者数の減などにより1,030万円の減額。5項入湯税は入り客数の減少により191万円の減額で計上し、町税の合計は323万円の減額計上となっております。

2款の地方譲与税から13ページの9款地方特別交付金までは国税、県税で徴収しました税を一定の割合で市町村に交付していただけるもので国・県の試算、または28年の決算見込みを踏まえて予算計上したところであります。

10款の地方交付税であります。これにつきましては27年度から合併算定替え増額分の減縮が始まっており、前年度より1億3千万円を減額しております。普通交付税が35億1,800万円。特別交付税が1億5千万円で計36億6,800万円となり、歳入全体の構成比率は44.3%となっております。

12款分担金及び負担金につきましては9,046万6千円で21.6%の増額となっております。これは1項1目民生費負担金、1節児童福祉費負担金が入所児童数の増加等に伴い増額となったためであります。また3目教育費負担金の学校給食費負担金を子育て世代の負担軽減のため減額し予算上からも減額となっていました。負担軽減額を目に見えるようにしたことによるものであります。

15ページをお開きください。

14款国庫支出金は5億5,995万4千円で0.9%の増額となっております。

1項1目民生費国庫負担金は、1節障害者保護費負担金および3節障害児施設措置費負担金の増により1,744万8千円の増額となります。

16ページをお開きください。

2項1目総務費国庫補助金は地域創生推進事業、農業振興による六次産業化事業および観光資源の魅力アップ事業補助金の増により3,574万2千円の増額となっております。

2目民生費国庫補助金は臨時福祉給付金事業費交付金等の減により2,024万9千円の減額となります。

4目土木費国庫補助金は社会資本整備費総合交付金の減により1,622万円の減額となります。

17ページをご覧ください。

15款県支出金は4億8,874万8千円で6.4%の増額となっております。

18ページ、2項4目農林水産業費国庫補助金は農村地域防災・減災事業補助金および山梨農業・農村総合支援事業補助金の増により4,433万9千円の増額となります。

19ページをご覧ください。

3項1目総務費県委託金は参議院議員選挙委託金の減により1,268万8千円の減額となります。

21ページをお開きください。

18款繰入金金は3億7,672万円で122.9%の増額となっております。

1項1目財政調整基金繰入金は、財政の健全な運営に資するため3億5千万円の繰り入れを行うものであり、これが増額の主な理由であります。

4目佐野實地域福祉基金繰入金1千万円につきましては、歳出3款2項1目の児童福祉総務費の20節子育て支援医療費助成費へ充当させていただきます。

22ページをお開きください。

19款繰越金は1億7,436万6千円で28.8%の増額となっております。

23ページをご覧ください。

21款町債は10億2,170万円で23.8%の減額となっております。これは1項1目総務債の合併特例事業債借換分と6目臨時財政対策債の減により3億1,860万円の減額となっております。

次に歳出の説明をさせていただきます。

新公会計制度により目が一新しておりますので、前年度比較が計上されていないものがありますがご理解をお願いしたいと思います。

26ページをお開きください。

歳出の2款総務費は17億252万7千円で8.7%の増額となっております。

1項総務管理費は50ページ、11目まち・ひと・しごと創生事業費の農業振興による六次産業化事業の増、観光資源の魅力アップ事業の増、54ページ、移住定住の促進事業の増により1億7,505万4千円の増額となっております。

60ページをお開きください。

2項町税費は2目賦課徴収費の固定資産評価標準宅地鑑定業務等の減により2,572万1千円の減額であります。

63ページをお開きください。

4項選挙費は町長選挙費および衆議院議員選挙費の減により1,342万8千円の減額であります。

67ページをお開きください。

7項国土調査費は調査区域面積の減により640万5千円の減額であります。

75ページをお開きください。

3款民生費は22億897万1千円で0.7%の増額となっております。

1項社会福祉費は80ページ、介護保険特別会計繰出金の減により965万3千円の減額であります。

2項児童福祉費は96ページ、7目特定教育・保育施設費の民間保育所保育費用の委託等の増により2,544万1千円の増額であります。

99ページをお開きください。

4款衛生費は8億2,816万1千円で0.4%の増額となっております。

1項保健衛生費は保健士1名分の人件費の増、104ページ、成人保健事業の各種がん検診の増、105ページ、予防接種事業の高齢者予防接種委託の増およびB型肝炎ワクチンの検査の追加などにより795万6千円の増額であります。

2項衛生費は111ページ、峡南衛生組合負担金が施設の老朽化に伴う修繕費の増により784万8千円の増額であります。

3項簡易水道運営費は簡易水道事業特別会計への繰出金等の減により1,221万5千円の

減額であります。

113ページをお開きください。

5款労働費は40万1千円で98.7%の減額となっております。これはシルバー人材センター等への委託料をそれぞれ事業費別に振り分けたためであります。

114ページをお開きください。

6款農林水産業費は3億5,025万3千円で28.9%の増額となっております。

1項農業費は118ページ、3目農業振興費、ゆばの里管理費および下部農村文化公園管理費、15節負荷開閉器、高圧ケーブル更新事業、120ページ、4目農業土木費、13節西嶋・八日市場排水機場の耐震診断業務により、また123ページ、5目山村振興費、15節ヤマメの里施設撤去にかかる工事費の増により4,809万2千円の増額であります。

2項林業費は126ページ、3目林業土木費、15節林道改良工事費の増により3,033万2千円の増額であります。

7款商工費は9,396万7千円で0.1%の減額となっております。

1項商工費は、消費者対策事業に臨時職員の共済費および賃金を計上したことにより247万4千円の増額であります。

128ページ、2項観光費は醍醐山整備による周辺地域活性化事業補助金が減額となったため253万8千円の減額であります。

134ページをお開きください。

8款土木費は7億7,505万2千円で0.3%の増額となっております。

1項土木管理費は橋梁点検法に基づく橋梁点検業務を2項道路橋梁費に移行したため2,693万2千円の減額であります。

136ページをお開きください。

誠に申し訳ありませんが、ここで訂正をお願いいたします。

2目道路橋梁維持費を1目に、3目道路橋梁新設改良費を2目に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありません。

138ページ、2項道路橋梁費は社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕工事等により3,783万円の増額であります。

140ページ、5項住宅費は西嶋第2団地外壁改良工事の減により2,113万4千円の減額であります。

146ページ、6項下水道費は28節の下水道事業特別会計への繰出金の増額により1,376万9千円の増額であります。

9款消防費は1億7,815万4千円で30.1%の増額となっております。

146ページ、1項1目非常備消防費は18節を2目消防施設費に移行したことにより2,488万7千円の減額となり、149ページ、2目消防施設費は18節を計上したことにより2,353万1千円の増額となっております。

151ページ、3項防災費は安心・安全なまちづくりにより災害時の町民全員分の備蓄品1週間分を確保するための3カ年計画等により4,261万9千円を増額するものであります。

153ページをお開きください。

10款教育費は10億7,313万4千円で2.4%の増額となっております。

1項教育総務費は158ページ、清稜小学校、下山小学校運行業務委託、小学校スクールバ

ス2台購入費、身延小学校スクールバス乗降所整備工事などスクールバス運行事業費の増により1億2,066万6千円の増額であります。

160ページ、2項小学校費は18節スクールバス4台の購入費の減により3,256万6千円の減額であります。

181ページ、3項中学校費はスクールバス運行委託料が1項教育総務費へ移行したため7,997万5千円の減額であります。

189ページ、4項社会教育費は1目社会教育総務費の人件費の減。

191ページ、2項公民館費の19節集落公民館整備費補助金の減。

201ページ、中富総合会館費の11節ボイラー修繕費の減により1,943万9千円の減額であります。

202ページ、5項文化振興費は1目文化財保護費のブッポウソウ繁殖地保護増殖業務の増。

210ページ、4目総合文化会館費、15節の空調用中央監視システム装置の更新事業費の増により3,897万4千円の増額であります。

219ページの6項保健体育費は学校給食費を227ページ、7項学校給食費として独立させるためそれぞれを増減しております。

233ページをお開きください。

12款公債費は6億7,285万6千円で41.7%の減額となりました。

1項1目元金は繰上償還等により4億6,870万4千円の減額となりました。この元金の中には2億1,680万円の借換債が含まれております。平成24年度に5年リース見直しで借り入れしました合併特例事業債4千万円、臨時財政対策債1億7,680万円が5年経過するため29年度に借り換えるものであります。

非常に雑駁な説明で大変恐縮ではありますが、以上で議案第27号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は14時15分とします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

次に議案第25号および議案第26号の詳細説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは議案第25号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税にかかる分につきましては、平成28年11月末の調定額をもとに算出し、現年課税分は徴収率を95%とし旧保険者数の減少率を乗じて算出しました。

1 款 1 項 2 目の退職被保険者等国民健康保険税にかかる分については制度の改正に伴い被保険者数は今後も減少する見込みのため大幅に減少するものとして計上しました。

9 ページをご覧ください。4 款国庫支出金から 1 0 ページ、8 款共同事業交付金につきましては国、県ならびに国保連合会等の基礎数値や事業費見込みに補助率や負担率を乗じた金額を予算計上してあります。

1 1 ページをお願いいたします。

1 0 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金の保険税軽減分につきましては保険税軽減分に対して県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れるもので平成 2 8 年度実績に基づき 6, 8 1 0 万 8 千円の予算計上です。2 節保険基盤安定繰入金の保険者支援分につきましては、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補てんするもので国が 2 分の 1、県と町でそれぞれ 4 分の 1 ずつ負担することになっており 3, 4 7 5 万 1 千円を繰り入れするものです。3 節職員給与等繰入金は歳出予算の 1 款総務費に充当するもので、3, 5 2 6 万 6 千円を計上し、職員人件費としては 4 名分を見込んであります。4 節につきましては、出産育児一時金繰入金で 6 名分の費用額 2 5 2 万円に対して 3 分の 2 の額 1 6 8 万円を計上してあります。5 節につきましては、財政安定化支援事業繰入金 3, 8 3 1 万 9 千円の計上です。これは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めに帰さない財政事情に着目した一般会計からの補填金です。6 節につきましては、その他一般会計繰入金として 4 4 4 万 9 千円の予算計上です。説明欄の一番下に記載があります、その他 2 7 1 万 4 千円の内訳は保健事業 7 万 9 千円、特定健康審査分 2 6 3 万 5 千円です。

1 1 款 1 項 2 目その他繰越金の 5 千万円は平成 2 8 年度の決算を見込み、所要の繰越金が見込めることから平成 2 9 年度の歳入財源としました。

続いて歳出予算を説明させていただきます。1 3 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 2 節から 4 節までは職員 4 名分の人件費ですので、詳細については説明を省かせていただきます。

1 3 節委託料の主な内容につきましては、レセプト等の電算処理委託および電算処理システムの保守点検委託と平成 3 0 年度からの国保新制度に向けたシステム改修の委託になります。

1 4 ページをお開きください。

1 8 節備品購入費の 7 万 5 千円は、国保連合会と連携されており国保総合システム器具の更新にかかるものです。

1 5 ページをご覧ください。

2 款 1 項療養諸費から 1 6 ページ、2 項高額療養費につきましては平成 2 8 年度実績をもとに算出した金額になっておりますが、退職被保険者にかかる分につきましては制度改正により被保険者数の減少が見込まれるため、大幅に減額した計上になっております。

1 7 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、1 9 節につきましては支払基金から示された金額となり 1 億 9, 4 9 8 万 5 千円を予算計上いたしました。算出の根拠は医療保険加入者 1 人当たりの支援金と被保険者数等によるものであります。

4 款前期高齢者納付金等から 1 8 ページ、6 款介護納付金につきましては支払基金への納付金となっており、予算額については基金からの通知に基づき予算計上いたしました。

1 8 ページをお開きください。

7款共同事業拠出金につきましては、総額4億8,618万2千円を計上いたしました。この予算は県内市町村で国保連合会に拠出するもので、市町村が連合会に拠出した金額に対し国と県が4分の1ずつ財政支援するものです。歳出金額については国保連合会より示されております。

19ページをご覧ください。

8款1項1目特定健康審査等事業費につきましては1,882万4千円を計上しました。主な事業内容としましては特定健康審査・特定保健指導でございます。

2目保健衛生普及費につきましては326万7千円を計上いたしました。主な事業内容としましてはジェネリック医薬品通知書作成業務委託、医療費通知書作成業務委託、レセプト点検業務委託等であります。

以上で国民健康保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第26号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。6ページをお開きください。

歳入の保険料につきましては、広域連合からの指導に基づき算定してあります。

1款1項1目特別徴収保険料、1節につきましては特別徴収約3,100名分の保険料として1億983万1千円となっております。

2目普通徴収保険料、1節現年度分につきましては普通徴収約350名分の保険料3,468万3千円となっており、広域連合の見込み額で計上してあります。2節過年度分につきましては、平成28年度からの滞納繰越分を見込んで計上してあります。

3款1項1目療養費繰入金につきましては、広域連合による基礎数値の12分の1を療養費の町負担繰入分として計上し、予算額は2億4,781万2千円といたしました。

2目事務費繰入金につきましては歳出、1款の総務費に対する経費で2,653万2千円計上いたしました。

3目保険基盤安定繰入金につきましては低所得者に対する軽減措置分であり県が4分の3、町が4分の1負担するもので一般会計からの繰入金6,480万5千円となっております。

5款2項1目1節健康審査事業費補助金307万4千円は、特定健康審査事業に対する広域連合からの補助金となります。

続いて歳出予算の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、2節から4節につきましては1名分の人件費ですので詳細説明は省かせていただきます。

12節役務費につきましては、通信運搬費で主に保険証更新の送料です。

19節負担金補助及び交付金につきましては、広域連合の共通経費に対する事務費負担金となっております。

2項1目徴収費は保険料徴収事務費として38万3千円を計上いたしました。

3項1目保健事業費、13節の委託料につきましては特定健診の委託料で1千人分、769万4千円の計上となっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節につきましては後期高齢者広域連合への納付金額であり保険料および療養費、保険基盤安定負担金の金額で総額4億5,806万3千円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

3款1項1目保険料還付金、23節につきましては過年度において所得の修正申告等により保険料が変更になり、還付が生じた場合の予算として30万円を予算計上いたしました。

以上で後期高齢者特別会計の当初予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第27号および議案第28号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第27号 平成29年度身延町介護保険特別会計予算について説明をいたします。なお、科目設定のための節、金額の少ない節、人件費については説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。歳入について説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、これは65歳以上の被保険者保険料で1節現年度分特別徴収保険料、2節現年度分普通徴収保険料、3節滞納繰越分保険料、合計で3億6,236万2千円を計上いたしました。

次は4款国庫支出金をご覧ください。

1項1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが歳出2款保険給付費の総額に国の負担割合を乗じて計算した金額3億9,205万5千円を1節に見込みました。

2項1目調整交付金ですが、歳出2款保険給付費総額の7%を見込み1億5,171万1千円を計上しました。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）および3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）ですが、これまでの地域支援事業交付金としていた目を廃目とし新たな目、節を設定したものです。これは平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業が始まることとなったための措置で国の示す科目区分に改めたものです。

2目の600万5千円は事業費の25%、3目の1,699万3千円は事業費の39%とそれぞれ国の負担割合に応じて計上いたしました。

次に9ページに移ります。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金ですが40歳から64歳の第2号被保険者の保険料に当たります。

歳出2款保険給付費総額の28%、6億684万6千円を計上しました。

2目地域支援事業支援交付金は事業費の28%、672万5千円を計上いたしました。

次は6款県支出金をご覧ください。

1項1目介護給付費負担金ですが、歳出2款保険給付費総額に県の負担割合を乗じた金額3億1,231万9千円です。

2項県の補助金ですが先ほどの4款2項の国庫補助金と同様、新たな科目区分に改めました。

1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は事業費の12.5%、300万2千円を見込みました。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は事業費の19.5%、849万6千円です。

3項財政安定化基金支出金ですが、保険給付費の財源不足として4,520万円を借り入れ

る見込みで計上したものです。

次に8款をご覧ください。

1項は一般会計からの繰入金です。1目介護給付費繰入金は歳出2款保険給付費総額の12.5%、2億7,091万3千円を見込みました。2目その他一般会計繰入金につきましては、1節で介護保険担当職員の人件費分、2節で介護保険事務費分、合わせて5,074万4千円を計上しました。これらは歳出1款総務費の財源に充当いたします。

10ページをご覧ください。

3目低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年度からの措置として第1号被保険者のうち保険料率の所得段階において第1段階に属する方を対象に保険料を軽減し、その軽減した分について公費を手当することとなりました。その軽減額407万3千円を繰り入れるものです。4目および5目につきましては、先ほどの国庫補助金、県補助金と同様、新たな科目区分に改めました。

4目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は事業費の12.5%、300万5千円を見込みました。

5目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)は事業費の19.5%、849万6千円です。

次に2項基金繰入金に3,600万円を計上しました。保健給付費の財源不足を手当するため介護保険給付費支払準備基金から繰り入れる見込みで計上いたしました。

次に9款繰越金は前年度繰越金100万円を見込みました。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出について説明をいたします。12ページをご覧ください。

1款1項総務管理費についてですが、8節報償費13万1千円は介護保険運営協議会委員の報償費で3回開催する計画で計上いたしました。11節需用費27万1千円につきましては、消耗品ほか説明欄に記載のとおりです。12節役務費219万1千円ですが郵便料、電話料の通信運搬費136万円と国保連合会に対する各種事務手数料および保険料口座振替手数料の83万1千円です。13節委託料210万6千円ですが、13ページへ移りまして平成30年度から始まる第7期介護保険事業計画の策定業務を委託するものです。

次に19節負担金補助金及び交付金は、峡南広域行政組合への負担金で介護保険運営費負担金1,264万円です。

次に2項介護認定審査会費は峡南広域行政組合への負担金で介護保険認定審査会運営費負担金として認定調査費、主治医意見書作成費等1,205万2千円を負担いたします。

次に2款は保険給付費で保険者としての負担金です。平成29年度の各費目の予算額は28年度の決算額を見込み、それと過去の実績額の推移等を勘案して計上したものです。

1項介護サービス等諸費は要介護1から5と認定された方の給付費で1目居宅介護サービス給付費から14ページの10目特例居宅介護サービス計画給付費までの負担金合計19億6,131万8千円を見込みました。

2項介護予防サービス等諸費は要支援1、要支援2と認定された方の給付費で1目介護予防サービス給付費から15ページの8目特例介護予防サービス計画給付費までの負担金合計3,307万5千円を見込みました。

なお従来、14ページの1目にありますが介護予防サービス給付費の中で負担金を支出して

おりました介護予防訪問介護および介護予防通所介護につきましては、平成29年4月1日から地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業の中でサービスを提供することとなります。したがって、その予算につきましては5款の地域支援事業費に計上しておりましてその部分の影響も加味して見積もったところです。

次に3項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会へ支払う手数料で243万7千円を見込みました。

16ページへ移ります。

4項高額介護サービス等費は1目と2目合計で4,606万2千円を見込んでいます。

5項高額医療合算介護サービス等費は1目と2目合計で483万円を見込みました。

6項1目特定入所者介護サービス費から17ページの4目特例特定入所者介護予防サービス費につきましては1億1,958万7千円を計上いたしました。

次に5款地域支援事業費をご覧ください。

従来予算科目から介護予防・日常生活支援総合事業が始まることとなったため、国の示す科目区分に改めております。

1項包括的支援事業・任意事業費についてですが1目介護予防ケアマネジメント事業費は地域包括センターが行うケアマネジメント業務に関わるシステム関連経費を中心に事務的経費を計上しております。11節需用費9万6千円、12節役務費9万6千円、13節委託料21万6千円、14節使用料及び賃借料5万7千円、18ページに移りまして19節負担金補助及び交付金10万円につきましてはそれぞれ説明欄に記載のとおりです。

2目任意事業は在宅での介護を支援する事業が主なものです。8節報償費17万7千円は、成年後見制度利用支援事業における司法書士等の後見人への報償等です。12節手数料8万7千6百円は、成年後見町長申し立てを行う場合に備え2件分を計上いたしました。13節委託料9万8千円は、社会福祉協議会への委託事業で家族介護者交流事業として在宅介護者の集いの開催費用です。19節は徘徊高齢者家族支援事業補助金として2万3千円を計上しました。20節扶助費277万円の内訳は介護用品等扶助費102万円、寝たきり高齢者と介護人見舞金、これは見舞金年額5万円で35人分、175万円を見込んでおります。

3目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営に関わる職員の人件費を中心とした予算です。2節給料から19ページの19節負担金補助及び交付金までそれぞれ説明欄に記載のとおりです。3目全体で3,376万7千円を見込んでいます。

次に4目在宅医療介護連携推進事業ですが、この4目と次のページに記載があります5目および6目の事業につきましては介護保険制度見直しの際、地域包括支援センターの機能として新たに位置付けられたものであります。

それでは19ページの4目から説明をいたします。在宅医療介護連携推進事業の内容につきましては、国から8つの項目を実施するというメニューが示されています。これらの新たに義務化されたメニューを事業化するに当たり、医療や介護につきましては1つの町の区域におさまらないものであることから峡南5町では広域で対応しようということとなりまして、すでに在宅医療を支援する目的で飯富病院に設置している峡南在宅医療支援センターの業務として、これらの在宅医療介護連携推進事業をセンターの事業として位置付けまして、すでに平成28年度から峡南5町がそれぞれ飯富病院に事業委託をしております。13節委託料の291万円はそのための費用です。8節の報償費に戻りますが、10万円は在宅医療介護連携

推進の視点から身延町独自に実施する介護関係者等を対象とした事例検討会や住民を対象とした講演会における講師の謝金であります。

次に20ページの5目生活支援体制整備事業費についてです。この事業も新たに義務化されたものですが、生活支援コーディネーターを配置し、その者が核となって多様な主体による多様なサービスをコーディネートしつつ地域に不足するサービスを把握し、これを創出する取り組みや担い手の養成等、さまざまな関係主体間の連携によって高齢者の在宅支援を支えるための取り組みを推進することを意図した事業であります。4節および7節の生活支援コーディネーターとして非常勤の職員を雇用する経費が中心となりますが、全体で152万4千円を計上いたしました。

次に6目認知症施策推進事業費ですが、これも新たに義務化されたものです。初期集中支援チームを編成し、このチームの関与による認知症の早期診断・早期対応等を行い認知症の方本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援することを目的としたものです。

チームは認知症サポート医として研修を収めた医師に保健師などの医療系専門職および介護福祉士などの介護系の専門職で構成し、これに加えて精神科の専門医が関与する形を国は求めています。このような人材を単町で確保することは困難でありますので、峡南5町ではこの事業についても広域で取り組むこととし、認知症初期集中支援業務の一部を峡南在宅医療支援センターに委託することとし、その予算として13節委託料に14万6千円計上いたしました。8節に戻りますが、これはサポート医にチーム員として関わってもらった場合の当初予算です。その他、11節需用費6万2千円、12節役務費の9千円は説明欄に記載のとおりです。

なお、初期集中支援チームにつきましては平成29年の10月稼働を目指して準備を進める予定であります。

次に21ページの2項介護予防生活支援サービス事業費をご覧ください。1目介護予防生活支援サービス事業費ですが、19節は介護予防・日常生活支援総合事業を被保険者が利用した際の町の負担金です。内訳は説明欄に記載のとおりです。

なお、第1号訪問介護、第1号通所介護と記載がありますが、この第1号という表記は介護保険法の第115条の45第1項第1号に総合事業に関わる規定があることから、その第1号を頭につけて保険給付における訪問介護、通所介護と区別をしております。また住所地特例負担金と説明欄にあるのは、本町から町外の住所地特例施設に転出した方が当該住所地特例施設が所在する自治体の総合事業を利用した場合に身延町が負担すべき費用を支出するためのものです。1目合計で2,035万5千円を計上しました。

次に2目介護予防ケアマネジメント事業費ですが、総合事業におきましても保険給付におけるサービス計画同様の計画を立てるなどケアマネジメントが必要となります。この業務は地域包括支援センターが行うこととなりますが、民間の指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することも可能で、その際の委託料を13節に52万1千円計上いたしました。

次に3項一般介護予防事業費です。これまでの介護予防事業は介護リスクの高い高齢者を対象とした二次予防事業と元気な高齢者を対象とした一次予防事業に区分けして実施していましたが、制度見直しによりそのような区分けがなくなり一般介護予防事業として実施することとなりました。予算の内容ですが8節報償費に105万5千円を計上いたしました。いきいき百歳体操や口腔機能向上教室などの介護予防事業に関わる講師謝礼です。11節需用費

137万3千円、22ページへ移りまして12節役務費6万2千円は説明欄に記載のとおりです。13節委託料45万4千円は友愛訪問事業を老人クラブ連合会に委託するものです。

次に4項その他諸費、1目審査支払手数料ですが12節役務費に6万9千円を計上しました。総合事業における第1号訪問介護等に関わる審査支払手数料を国保連合会へ支払うためのものです。

次に7款諸支出金をご覧ください。1項1目第1号被保険者還付金30万円と23ページの2目第1号被保険者保険料還付加算金5千円は転出、あるいは死亡等により第1号被保険者保険料に過払いが生じた場合に備えた予算であります。

以上で議案第27号の説明を終わりにして、続きまして議案第28号平成29年度身延町介護サービス事業特別会計について説明をいたします。6ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

1款サービス収入、1項1目1節介護予防サービス計画費収入費は要支援1、または要支援2と認定された方の介護予防サービス計画の作成と指定介護予防支援に対する報酬で464万8千円を計上いたしました。

次に2款繰入金、1項1目一般会計繰入金を283万8千円、また3款繰越金を100万円それぞれ計上いたしました。

次に7ページをご覧ください。

歳出についてですが1款事業費、1項1目介護予防サービス計画事業費、4節共済費、7節賃金につきましては居宅介護支援専門員資格を有する臨時職員2名分の人件費です。11節需用費2万円は参考図書購入費用として計上いたしました。13節委託料217万2千円については、介護予防サービス計画の作成等指定介護予防支援に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第29号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第29号平成29年度身延町簡易水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。4ページをお願いします。

第2表の地方債ですが、簡易水道建設費の財源に充てるため簡易水道事業債、過疎対策事業債の限度額をそれぞれ8,070万円、計1億6,140万円に設定するものであります。

続いて歳入を説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道水道使用料として1節現年度分2億1,100万円、2節過年度分として57万円、計2億1,157万円の計上でございます。

2款1項1目簡易水道負担金につきましては中富西部簡水、古長谷地区の供用開始に伴う加入負担金といたしまして118万8千円の計上でございます。

4款1項1目1節国庫補助金につきましては平成29年度久那土古関簡易水道、大島簡易水道、中富西部簡易水道、大城簡易水道、身延中央簡易水道の計5事業を予定し合計補助金額が1億537万6千円の国庫補助金の計上でございます。

次に5款1項1目簡易水道一般会計繰入金のうち1節水道事業繰入金につきましては、総務

費繰入金として3,606万1千円、建設費繰入金として3,099万5千円の合わせて6,705万6千円の計上でございます。2節公債費繰入金といたしまして2億5,128万8千円の計上でございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

先ほど地方債でも説明しましたが8款1項1目町債、水道事業債につきましては簡易水道事業債、過疎対策事業債おのおの8,070万円の計上を予定しております。

次に歳出について説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道管理費につきましては2節、3節、4節の人件費は省略させていただきます。8節報償費につきましては水質検査員20名分の報償費として60万円の計上でございます。9節旅費、普通旅費3万4千円の計上でございます。11節需用費のうち消耗品につきましては塩素滅菌剤等、あと施設の器具消耗品等の購入といたしまして631万8千円の計上でございます。燃料費につきましては、公用車3台分の燃料費として55万1千円の計上でございます。印刷製本費につきましては、検針票等の印刷代として54万8千円の計上でございます。光熱水費につきましては各水道施設の電気料といたしまして、29年度は3,541万1千円の計上でございます。修繕費につきましては、各水道施設の修繕費として3千万円の計上を予定しております。12節役務費のうち通信運搬費につきましては、水道施設の遠方監視に伴う専用回線の使用料等に543万9千円の計上でございます。手数料につきましては口座振替手数料等で75万2千円の計上、その他の保険料につきましては水道検針員さん16名分の普通傷害共済保険の加入でございます。

9ページから10ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては各水源、水系別の水質検査業務および各水道施設の保守点検業務、また漏水調査、管路図の作成、施設の維持管理および水道検針業務で合わせて3,883万円の計上でございます。内容につきましては説明欄に記載のとおりでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、使用料といたしまして三保簡易水道事業における市川三郷町山保簡易水道からの水道水の受水に伴う使用料といたしまして72万円、遠方監視システムのセンター利用といたしまして38万9千円、高速道路使用料8千円の計111万7千円の計上でございます。賃借料につきましては、町内19カ所の水道施設用地の賃借料といたしまして55万2千円。公用車3台のリース料といたしまして101万1千円の合計156万3千円の計上。重機借上料といたしまして、給水車等の借上料13万3千円でございます。15節工事請負費につきましては、計量法に基づく量水器の取り替え工事として29年度1,250万円を計上してございます。16節原材料費につきましては量水器の新規および取り替え、あと補修用材料の購入といたしまして382万円の計上でございます。18節備品購入費につきましては、残留塩素測定器5台の購入といたしまして18万9千円の計上でございます。

11ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、漏水調査研修負担金2名分といたしまして6万円、三保簡水受水に伴う市川三郷町への分担金といたしまして54万円、また水道料金の分散処理システム負担金として計算センターへの負担金が265万5千円でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、過年度還付金5万円を予定してございます。27節公課費につきましては、29年度消費税納付予定額600万円の計上でございます。

続きまして2款1項1目の11節需用費、12ページをお願いいたします。一般事務用品と

いたしまして2万円、あと公用車2台の修繕費として10万円の計上でございます。14節使用料及び賃借料につきましては総務担当公用車2台分の賃借料、リース料でございます。

2款2項1目簡易水道建設費につきましては、11節需用費のうち消耗品につきましてはコピー代、トナー代、その他事務用品といたしまして122万円、公用車2台分の燃料代といたしまして18万7千円の計上でございます。13節委託料につきましては、久那土古関簡易水道事業540万円、大島簡易水道事業540万円の計1,080万円の計上でございますが、いずれも詳細設計業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、プリンターと事務機の4台分のリース料といたしまして65万6千円の計上でございます。15節工事請負費につきましては久那土古関簡易水道、中富西部簡易水道、大城簡水、身延中央簡水、大島簡水の計5事業で内容につきましては説明欄記載のとおりでございます。工事請負費総額2億8,490万8千円を計上してございます。

3款1項1目元金償還金につきましては元金が2億3,508万2千円、償還金利子につきましては5,101万4千円を計上してございます。予備費につきましては10万円の計上でございます。

以上で議案第29号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第30号および議案第31号の詳細説明を求めます。

佐野環境下水道課下水道担当副主幹。

○環境下水道課下水道担当副主幹（佐野博樹君）

それでは議案第30号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目農業集落排水使用料140万5千円を計上いたしました。これは上之平地区39世帯分の現年度分、過年度分を合わせた使用料であります。

2目小規模集合排水使用料54万2千円を計上いたしました。北川地区15世帯分の現年分、過年分を合わせた使用料であります。

3目戸別浄化槽整備事業使用料408万円を計上いたしました。市町村設置型浄化槽111基分の現年分、過年分を合わせた使用料であります。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金に1,015万円、2目小規模集合排水事業繰入金に474万4千円、3目戸別浄化槽整備事業繰入金に765万1千円、4目予備費繰入金に50万円、合わせて繰入金2,304万5千円を計上いたしました。これは各事業の維持管理費、公債費等の財源に充当するものです。

3款1項1目繰入金、4款1項1目雑入は記載のとおりであります。

7ページへいきまして、5款1項1目農山漁村地域整備交付金200万円につきましては農業集落排水処理事業、上之平地区への排水施設機能診断調査業務の財源に充てる交付金であります。

次に歳出を説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

1款1項1目上之平地区維持管理費に748万3千円を計上いたしました。主に職員の人件費のほか処理場施設および環境施設にかかる維持管理費であります。13節委託料のうち

297万円につきましては排水処理施設の機能診断調査を実施し、今後耐震化計画、長寿命化計画のための調査業務委託であります。

9ページをお願いいたします。

1款2項1目元金、2目利子合わせて607万3千円を計上いたしました。これは長期債の償還金であります。

2款1項1目北川地区維持管理費に111万6千円を計上いたしました。処理施設およびポンプ施設に関わる維持管理経費であります。

10ページをお願いします。

2款2項1目元金、2目利子を合わせて417万円を計上いたしました。これは長期債の償還金であります。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費に870万5千円を計上いたしました。職員の人件費のほか市町村設置型浄化槽111基分の合併浄化槽施設にかかる維持管理費であります。

11ページをお願いいたします。

3款2項1目元金、2目利子に合わせまして302万7千円を長期債の償還金として計上いたしました。

4款1項1目予備費として50万円を計上させていただきました。

以上、議案第30号の詳細説明とさせていただきます。

では続きまして議案第31号 平成29年度身延町下水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金から3目角打、丸滝下水道事業分担金に科目設定として各1千円、4目身延下水道事業分担金に5世帯分100万円、5目下部下水道事業分担金1世帯分20万円、合わせて120万3千円を計上いたしました。

2款1項1目中富下水道事業使用料に現年度分、過年度分合わせて2世帯分3,746万5千円。2目帯金、塩之沢下水道事業使用料に同じく161世帯分601万7千円。3目角打、丸滝下水道事業使用料に同じく293世帯分1,098万9千円。4目身延下水道事業使用料に同じく430世帯分1,606万1千円。5目下部下水道事業使用料に同じく63世帯分235万2千円。合わせて7,288万4千円を計上いたしました。

7ページをお願いいたします。

2款2項手数料につきましては、科目設定により各1千円を計上し合わせて6千円を計上いたしました。

3款1項一般会計繰入金につきましては、1目中富下水道事業一般会計繰入金から6目下水道一般会計繰入金まで各事業の維持管理費、公債費、予備費に充当する財源として3億7,959万3千円を計上いたしました。

4款1項1目繰越金につきましては、科目設定により各1千円を計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

5款1項1目雑入、1節消費税還付金、2節雑入につきましては科目設定により各1千円を計上し合わせて2千円を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目下水道事業総務費に3,002万3千円を計上いたしました。1節報酬につき

ましては下水道事業審議会に伴う委員報酬であります。2、3、4節につきましては人件費でするので省略させていただきます。

増額1,755万5千円の主なものは13節委託料のうち、その他委託料1,615万7千円につきまして、各処理場の下水道台帳および下水場施設を精査し変更、見直しを行い長寿命化・耐震化計画に向け事業計画の基礎資料とするための計画図書の作成業務の委託料であります。

11ページをお願いいたします。

1款2項1目中富下水道事業維持管理費に4,680万5千円を計上いたしました。減額354万2千円の主なものは11節需用費のうち国道52号線のマンホール付近の舗装修繕箇所を計画的に実施したため、整備済みになった部分が多く修繕費が減額となりました。

12ページをお願いいたします。

27節公課費、消費税1,476万5千円につきましては前年度納付実績により計上いたしました。

2目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費に1,674万4千円を計上いたしました。増額の主なものにつきましては、11節需用費のうち処理場汚水原水ポンプ槽内の圧送管排水修繕費が160万円およびマンホール付近の舗装修繕費が130万円による増額であります。

13ページをお願いいたします。

3目角打、丸滝下水道事業維持管理費に1,773万9千円を計上いたしました。増額38万円の主なものは修繕費の舗装修繕費が主な増額になっております。

14ページ下段から15ページをお願いいたします。

4目身延下水道事業維持管理費に2,263万1千円を計上いたしました。減額の主なものにつきましては職員給与、交際費等の人件費が92万4千円。11節需用費のうち光熱水費、電気料が58万円の減額によるものです。

16ページ上段から17ページをお願いいたします。

5目下部下水道事業維持管理費に1,933万円を計上いたしました。増額の主なものにつきましては11節需用費のうち修繕費、マンホールポンプ異常通報装置の監視盤修繕費が99万8千円、13節委託料のうち汚泥脱水業務の委託、脱水汚泥の搬出業務の委託料が125万5千円増額になっております。

17ページ下段をお願いいたします。

1款3項公債費でございますが、1目中富下水道事業元金から18ページ、10目下部下水道事業利子まではそれぞれの建設事業の長期債にかかります元金及び利子の償還金で合わせて2億9,541万7千円を計上させていただきました。

また2款1項1目予備費として500万円を計上させていただきました。

以上で議案第30号、議案第31号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第32号の詳細説明を求めます。

佐藤下部支所長。

○下部支所長（佐藤成人君）

それでは議案第32号 平成29年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について詳細

説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1款1項1目使用料466万5千円と過年度使用料を合わせまして466万6千円の計上でございます。

2款1項1目利子及び配当金でございますが2千円でございます。

3款1項1目繰越金1千円でございます。

歳出に入らせていただきます。7ページをご覧ください。

1款1項1目温泉分湯施設維持管理費としまして総額385万4千円の計上でございます。需用費、消耗品として3万円。燃料費2千円。光熱水費81万6千円。修繕費50万円。計134万8千円でございます。12節役務費、通信運搬費36万3千円。手数料3千円。合わせまして36万6千円の計上でございます。委託料につきましては、管理点検委託料としまして136万1千円でございます。14節使用料及び賃借料でございますが77万9千円です。これにつきましては、分湯施設の監視システムのリース料でございます。

2款1項1目積立金81万5千円でございます。

以上で議案第32号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は15時30分とします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（野島俊博君）

それでは議事を再開いたします。

日程第50 議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定について、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第45号についての提案理由を説明申し上げます。

議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定についてであります。

身延町第二次総合計画基本構想の議案を提出する。

平成29年3月2日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

身延町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画基本構想を作成するにあたり、身延町総合計画条例第6条の規定により議会の議決を経なければなりません。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の詳細につきましては政策室長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第45号の詳細説明を求めます。

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定について説明をさせていただきます。

総合計画は10年間のまちづくりの方針を示す基本構想と基本構想の実現に向けた施策を体系別に示し5年を期間とする基本計画、そして事業内容や実施時期を計画し事業の進行を管理する実施計画からなっております。

総合計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、法的な義務がなくなったあとも策定をすべきであるという考えから身延町総合計画の策定に関することについて規定をしている身延町総合計画条例を制定し、第6条にまちづくりの推進すべき目標である基本構想は議会の議決を経ることとされ、従前の総合計画の策定と同様の過程を経て策定が行われることとなっております。

今回、策定しました第二次身延町総合計画案の策定の経過でございます。

第二次身延町総合計画の案の策定にあたりましては、平成27年5月に身延町総合計画審議会条例の規定によりまして20名の審議会委員を委嘱しました。7月に町民の意向を把握するための町民アンケートの調査を行い、平成28年7月に審議会において基本構想の審議が開始され総合計画の策定に向けての調査・審議を進めてまいりました。

去る1月30日には身延町総合計画審議会から答申書が提出され、町といたしましてはこの答申書を尊重し第二次身延町総合計画（案）の策定に至りました。

基本構想についての概要説明をさせていただきます。

基本構想は町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を示し、将来像を実現するために推進すべき目標を示したもので第1章から第3章で構成をしております。

資料の1ページをお開きください。

第1章のまちづくり将来像には1．目指す将来像、2．将来人口の目標、3．土地利用の方向性を記載しております。

1の目指す将来像につきましては、第一次総合計画の取り組みをさらに発展させることを期待して第一次の基本理念、身延町民であることに誇りと自覚を持ち力を合わせてやすらぎと活力にあふれた開かれたまちづくりを進めるを継承し、目指す将来像をやすらぎと活力ある開かれた町とし「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちの実現を目指し5つの将来像を目標に掲げております。

3ページをお開きください。

2．将来人口の目標につきましては本町の特色を生かした地域産業の振興と雇用、就労の場の創出、町を元気にできる人材の育成、宅地分譲、空き家の活用などの移住定住対策、結婚、出産、子育て環境、教育の充実、生活、交流、防災拠点の整備などの総合的な対策の推進が重要であるとし、平成27年12月に策定した身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる2060年の目標人口7,600人から第二次総合計画の前期基本計画の最終年度である平成33年度の目標人口を1万2,132人にし、第二次総合計画の最終年度である平成38年

度の目標人口を1万1,278人というふうに設定をいたしました。

4ページをお開きください。

3.土地利用の方向性につきましては、町土の利用を巡っては人口減少社会を迎えている本町では人口減少に伴って土地の需要は減少し、町土の管理水準の低下が進み開発圧力は減少状態にあることなど基本的な条件が変化しております。

このような条件を踏まえ、全国国土利用計画の3つの基本方針である「適切な町土管理を実現する町土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」「安全・安心を実現する町土利用」を3本の柱とし山梨県国土計画、身延町国土利用計画に沿って豊かな土地利用を目指すこととしております。

8ページをお開きください。

第2章の人口減少と少子高齢化対策の取り組みでございます。これは本町にとって最も重要な課題となっております。少子高齢化の進展に的確に対応し人口の減少に歯止めをかけるとともにそれぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に推進することを基本に平成27年12月に身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。

総合戦略では総合計画の将来像である、やすらぎと活力ある開かれたまちを目指すとともに仕事づくり、人づくり、まちづくりを基本として人口減少問題の克服に必要な5つの基本目標を掲げ、その施策に取り組むこととしていることから第二次総合計画における人口減少問題対策に反映させ一体的に推進することとしております。

11ページをお開きください。第3章、まちづくりの分野でございます。

まちづくりの分野には基本構想の将来像であるやすらぎと活力ある開かれたまち、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちの実現を目指し、掲げた5つの目標ごとにその推進に向けた分野ごとの取り組みの方向性を明記し、基本計画の基本としております。

14ページに基本構想の全体像を体系図で示しております。

以上で議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定についての詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

大変申し訳ありません。字の訂正をさせていただきたいと思っております。

3ページの2.将来人口の目標、(1)人口ビジョンのページでございます。上から9行目、このためのから始まった次の行に元気にできる人材の育成というふうにあります。人材のざいを身延町としては財産の財という形でさしておりました。誤って掲載いたしました。すみませんでした。訂正をお願いいたします。

○議長(野島俊博君)

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第51 議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

議案第46号についての提案理由を説明申し上げます。

議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき別紙のとおり身延町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて議会の議決を求める。

平成29年3月2日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

事業の変更にあたり身延町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。なお、議案の詳細につきましては政策室長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

議案第46号の詳細説明を求めます。

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更につきまして詳細説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法および過疎地域自立促進計画等の変更の取り扱いに基づきまして、事業の追加または中止や大幅な事業量の増減が計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事と協議を行ったのち議会の議決をいただくこととなっております。変更の内容につきましては、議案書の裏面および新旧対照表により説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表はお手元のほうに本日配らせてもらっていますので、それに基づいてお願いしたいと思います。

まず1カ所目でございます。3.交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進。(2)その対策。ア.道路の文中でございます。冊子のページでいきますと28ページの22行ということですが、県道は整備促進を要請するものとするため身延本栖線、身延線等の県道および町道の拡幅整備を促進するというこの掲載を身延本栖線、身延線等の県道整備促進を要請するとともに町道の拡幅整備を促進するに変更いたします。もともとの文書ですと県道および町道の拡幅整備を町が促進するというような意味に捉われていましたので、県道整備促進を要請するという形で文書を直させていただきます。

2カ所は同じく(2)その対策、ア.道路の文中の中に中部横断自動車道の工事期間変更に伴い計画どおり平成29年度中の中部横断自動車道の開通を強く要請するというものを計画どおり平成31年度中の中部横断自動車道の開通を強く要請するという形で年度を29から31に変更するものでございます。

3カ所目でございます。(3)計画。2.交通通信体系の整備。情報化および地域間交流の促進へ事業名を新たに追加するものです。(9)として道路整備機械等と事業内容。ホイロローダー購入事業を新規に追加するものでございます。

以上で議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についての詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第52 同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

日程第53 同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

以上2案件は財産区管理委員会委員の選任案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第1号と同意第2号の提案理由について説明を申し上げます。

まず同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

記

身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住所、氏名、生年月日の順に読み上げたいと思います。敬称は略させていただきます。

身延町八坂325番地、今福益行、昭和14年2月19日生まれ。身延町釜額528番地、赤池一博、昭和24年1月1日生まれ。身延町釜額784番地、赤池寿一、昭和39年1月4日生まれ。身延町中ノ倉1232番地、伊藤敏夫、昭和14年6月20日生まれ。身延町大磯小磯1987番地、赤池正男、昭和14年8月7日生まれ。身延町根子2491番地、赤池一之、昭和22年11月27日生まれ。身延町根子484番地、赤池政光、昭和24年12月7日生まれ。

平成29年3月2日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由につきましては、身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が平成29年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの同意を求める理由でございます。

次に同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めます。

記

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員

同じく住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。敬称は略させていただきます。

身延町杉山1722番地、小林虎一、昭和3年7月4日生まれ。身延町湯之奥280番地、望月宣仁、昭和46年1月2日生まれ。身延町常葉6159番地、小林忠弘、昭和10年10月12日生まれ。身延町常葉6817番地、佐野眞、昭和16年3月10日生まれ。身延町常葉

2286番地、渡辺昇、昭和17年4月20日生まれ。身延町大炊平424番地、渡辺清人、昭和22年5月18日生まれ。身延町清沢951番地、渡辺治朗、昭和30年2月23日生まれ。

提案理由を申し上げます。

身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が平成29年3月31日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの同意を求める理由でございます。

以上であります。よろしくご審議の上ご同意をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

本2案件は配布してあります詳細説明省略議案により詳細説明は省略します。

お諮りします。

本定例会において予算審査のため委員会条例第5条の規定により予算審査特別委員会を設置したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会において予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により全議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、全議員が予算審査特別委員会の委員になることに決定しました。

ここで正副委員長の互選を行いますので議員控室にご参集ください。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時00分

○議長（野島俊博君）

議事を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に3番 広島法明君、副委員長に2番 田中一泰君が互選されました。

予算審査特別委員会での審査をよろしくお願い申し上げます。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時02分

平成 2 9 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

平成29年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成29年3月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	赤池 朗	2番	田中 一泰
3番	広島 法明	4番	柿島 良行
5番	芦澤 健拓	7番	河井 淳
8番	福與 三郎	9番	草間 天子
10番	川口 福三	11番	渡辺 文子
12番	伊藤 文雄	13番	深澤 勝
14番	野島 俊博		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉											
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強									
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人										
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司										
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳										
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基										
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文								
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	下	水	道	担	当	副	主	幹	佐野博樹
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三									
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦								

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

冒頭に広報編集委員会委員長 赤池君より議会広報掲載に関わる一般質問者の撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

それでは本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりでございます。

日程第2 一般質問。

通告の1番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に買い物弱者への対策についての質問であります。

先月、2月1日に本町の民生委員児童委員協議会と子ども議会との懇談会が開催されました。そこで代表者3名の方の活動状況が発表されたところでございます。それぞれの地域で日々高齢者等の生活の安定と安全確保に向けた活動をなされております。想像以上のご苦労を改めて認識したところでもございます。

特に高齢者世帯へのふれあい訪問による生活支援では例えば庭先の雪かき、重い物の移動、電球の取り替え、さらにゴミ出しや食料品の買い出し等々を行っている場合もあるが恒常的にやることではないとし、深入りすればするほど苦しむと思いつつも生活支援をしなければならぬ実態にあるとし、切実な課題に取り組まれている状況を報告がございました。

そこでは私は車に乗れない高齢者世帯にとって買い物の不便は暮らしにくさに直結するとともに健康な体を維持する観点から買い物弱者対策が必要不可欠な喫緊の課題であると思っております。

今、町内各所で徒歩で買い物に出掛ける商店が激減している状況からここ10年ぐらいで何割ぐらいの商店が店じまいをしたのでしょうか。そのために商店のない行政区が何割ぐらいあるのか伺います。さらに高齢者の一人世帯および二人世帯はそれぞれ何世帯あるのか併せて伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

身延町商工会に確認したところ、この10年での小売り卸業の会員登録の減少数は68店とのことです。平成18年度の登録数は244店で平成28年度は176店、減少の割合はおおよそ3割、30%の減少です。また商店のない集落は高齢者で買い物に行けるエリアとして考え、郵便番号による区域単位で確認したところ商店のない地域はおおよそ6割、60%となります。

高齢者の一人世帯および二人世帯の数に関しましては、町民課よりお答えいたします。

○議長（野島俊博君）

熊谷町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

それでは高齢者の一人世帯および二人世帯数についてお答えいたします。

住民基本台帳から該当条件により抽出しました2月末時点の65歳以上だけの一人世帯は1,538世帯、二人世帯は829世帯です。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

大変大きな、大変な状況かと思われまます。商店のない区が行政区で60%、こういう状況であると。さらには一人世帯が1,538世帯、二人世帯が829世帯ということで、これらは40%近くの世帯が65歳以上の高齢者であるという状況に今があるということが確認されました。

特に高齢者世帯の中で車の運転が可能な世帯は分かりませんが、最近、高齢者の交通事故等が多発している影響から運転を控える高齢者が増加傾向にあるため、買い物弱者を救う対策が急がれます。特に生活雑貨や調味料、食料品等の販売店舗が集落から消えてしまい、しょう油一本買う商店がない集落は多く存在している現状でもあります。この現状は山村集落のみならず国道52号線沿い集落においても同様な状況が見受けられます。このような社会状況から転出超過率が3.6%、県下で最も深刻な現実を招いていると思われまます。さらに今後、人口減少と高齢化が進むことが予想される中でスーパーマーケットなどへの移動手段のない高齢者が増加することは目に見えております。大きな課題でもあります。

観光拠点の整備や交流人口の増加対策も当然必要かと思いますが町長は「生まれてよかった 育ててよかった 住んでよかった身延町」を大きなスローガンに掲げております。そして先の12月の定例会においても職員ともども全力で取り組むとの決意を述べられて非常に心強く、町民の皆さまは大きな期待を寄せていることと思われまます。

身延町に居住している高齢者の皆さまが現実に住んでよかったと実感していただくためには最低限、食料品等を確保する手段の確保が必須条件と考えまます。これら買い物弱者についてどのように位置付け対応をしていくのか、お考えを伺いまます。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

お答えします。

本町では国の平成26年度補正予算事業の地方創生先行型事業を活用いたしまして、公共交通のネットワーク計画策定事業を実施したところでございます。この事業を実施していく中で総合戦略のアンケート調査では、町外に移りたい理由として交通が不便だからと回答した人の割合が49.4%と最も高く、次いで買い物が不便だからが48.1%でございました。これらのアンケート結果をもとに提案されたのが町営バスの延伸と土曜日の運行でございます。延伸の内容は北部地区は鯉沢の車庫から増穂商業・鯉沢口駅まで、南部地区は新早川橋から身延山病院、身延高校、身延駅までの延伸でございます。このように町内を縦軸に1路線を設定し便数を確保して既存の古閑循環線との接続および乗合タクシーとの接続を考慮する中で既存の運行事業者と協議を重ね、町民の利便性の向上を図ってまいりたいと計画をしております。

したがってJR身延線、民間の事業者のバスやタクシー、町営バス、乗合タクシーを上手に活用する中で病院や買い物などに利用していただきたいと考えております。

また公共交通の利用に加え、住民同士の助け合いの取り組みも生まれようとしております。町民予算提案事業として採択されたぬくもり事業ですが、買い物代行を含めて日常生活のちょっとした困りごとを支援しようと現在、有志の皆さまが準備を進めております。このぬくもり事業のように住民の皆さまが主体的に地域課題に関わっていただくことは、これからのまちづくりに欠かせないことだと思っております。町としましては今後もこのような住民の取り組みを支援してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

買い物に不便を感じているというアンケートの結果、48%以上の方がそういう思いをしていると。自主活動といいますが、今、説明がございましたとおり、それも全町に広げるのかどうかという部分が心配です。したがって、私は高齢者に特化したアンケート調査をすべきだと思います。高齢者との世帯状況、商店等の分布状況、交通機関等の現状、交通機関が利用できるのかどうか、それぞれの内容分析により必要な集落に必要な手立てを検討すべきと考えます。

今、室長がおっしゃられたさまざまな対策を講じておりますけども、しかし末端の住民はそれが果たして有効に利用できるのかどうか、そのへんをしっかりとわきまえないと手立てができないというふうな感じがいたします。そこで現実に対策を講ずべき課題を、まずは調査するアンケートの実施に向けた考えはあるでしょうか、お伺いします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

買い物弱者等に対する施策を行うにあたりましては、高齢者世帯を対象としたアンケート調査ということでございます。状況を把握するには必要なことというふうに捉えておりますので、今後どのような内容や方法で実施するのかなどを検討してまいりたいというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

課題を確認するにはやっぱりアンケート調査しかないと思いますので、そのへんをしっかりとやっていただいて、その対策を講じていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。早急に対応を願うところでございます。

私は例えば移動スーパーの導入等も含めて行政も関わる中で民間事業者と商工会、さらには社会福祉協議会等の連携協議により継続可能な最適な手段により対策を講じ民生委員児童委員の皆さまの思いやりの心を大切に汲み取り、早期対策の検討を望みまして次の質問に移ります。

次に胃がんの発生の最大のリスクであるヘリコバクターピロリ、ピロリ菌の感染対策について、町民の命を守る観点からこれまでも何回か質問をさせていただいたところでございますが集団健診でのピロリ菌感染検査は国の動向を見て判断するとの答弁であったと思います。そこで私はピロリ菌感染検査を対象にした町独自の支援対策を講ずるべきと考えます。

胃がんの原因の約8割はピロリ菌の慢性的な感染によるものとされており、特にリンパ節に移転する特徴があると言われております。リンパ節に移転がなければ体に負担の少ない内視鏡の治療で済むと早期診断の普及のためにもピロリ菌感染検査が非常に有効と考えます。早期診断の普及には医療費と経費の負担も大きく減らせる効果も期待ができます。また胃がんは早期発見により100%助かるとしており、一人でも多くの町民にピロリ菌の感染を知る機会があればと思いを強くするところであります。

世界保健機構WHOによりますと世界で毎年1,400万人以上ががんであると診断されていると指摘されております。また日本では約5万人が死亡しているとの報道もなされております。山梨県のがんの罹患者は2013年に5,414人とされております。本町身延町においてはがんの罹患者はどのくらいでしょうか、お示しいただきたいと思ひます。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ご質問にありました山梨県のがん罹患者数5,414人という数値は2013年の1年間に新規のがん罹患者として病院から県に報告された数値でありまして、県の担当者に確認したところ市町村ごとの内訳は把握していないとのことでした。

そこでただいまのご質問に対し福祉保健課でお答えできるのは、町の健診結果に基づく数値のみであります。直近のデータを申し上げますと平成27年度に実施した町の健診の結果、新規にがん罹患者していると診断された件数は13件。そのうち胃がんは2件です。町の健診以外に直接、医療機関において診断されたケースは把握をしておりません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

町の健診の、福祉保健課で確認しているのは胃がんは2件、がん全体では13件という報告

をいただきました。そのほかにも直接、病院に行って診断を受けている方もいらっしゃると思いますけども、いずれにしてもがんに罹患している人も年々増えつつあるというふうな報道もされております。そういうことでピロリ菌検査で早期対策をしていければという思いを強くしたところでございます。慢性胃炎も早期がんも自覚症状がないためにピロリ菌感染の検査が重要とされております。感染を放置すると危険であるとし、山梨県ではピロリ菌保菌者の除菌に対する助成制度を実行され、積極的に推進をしておるところでございます。本町においては除菌する前のピロリ菌の保菌者かどうかの検査に対し、助成制度を検討されたいのであります。

胃がんとピロリ菌の関係について正しい知識を普及啓発すると同時に例えば40歳、50歳、60歳と年齢を特定してでも胃がん感染のためのピロリ菌感染検査を助成制度の実施に向けて町民の命を守る対策の導入についてお考えを伺います。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

胃がん予防の観点からピロリ菌感染検査に対する助成制度を創設したらどうかとのご質問をいただきました。

ピロリ菌につきましては、胃の表層粘膜に生息する細菌で胃がんなどの原因になっているといわれています。しかしながらピロリ菌に感染したからといってすべての人が胃がんになるわけではありません。ピロリ菌の感染に加え胃潰瘍や萎縮性胃炎などがあると胃がんリスクが高くなると言われています。そのため内視鏡検査によって胃炎であることが確認され、加えてピロリ菌が陽性である場合は、ピロリ菌除菌治療に対し健康保険が適用されることとなっています。逆に申しますとピロリ菌が陽性であって胃が健康な状況で除菌を行う場合は自費での対応となります。

佐賀県では胃がん死亡率が高いことから、県が佐賀大学医学部附属病院に事業委託し中学3年生を対象にピロリ菌検査と除菌に取り組んでいるとのことであります。

一方、国立がん研究センターに所属する専門家は除菌する人が増えれば確率的には副作用を発症する人も出てくる可能性は否定できない。感染しているが無症状の健康な人への積極的な除菌が無用な害を与える恐れがあるとも指摘をしております。

このような指摘もあることから、どのような機会にどの対象者にピロリ菌検査を実施することが有用で適切なのか安全性も含めて県、その他専門機関とも相談してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

非常にピロリ菌に対する認識が私と課長の答弁では違う方向にあったということを確認できました。一部の資料によりますとピロリ菌の保菌者が80%、胃がんになるというふうな資料もあるわけですので、それぞれ専門家の資料により考えが違ってくるといふふうに判断をしましたが、いずれにいたしましても早期発見につながるピロリ菌ということですから、大きな体に負担がかかるかそういう部分はないわけですので、ぜひ命を守るという対策を、早期実現に向けてその可能性についてしっかり検証されることをお願い申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

次に本町の人件費についてお伺いをいたします。

約1年前の資料になりますが、昨年4月の山日新聞に各町村の28年度当初予算の状況が掲載されておりました。それらを参考にして質問をさせていただきます。

峡南4町、市川三郷町、富士川町、南部町、そしてわが身延町、それぞれの28年度当初予算の人件費のみの計上額を見ますと身延町の人件費が突出して多額の予算計上がなされている状況が見受けられます。例えば身延町の人件費当初予算額は1億3,870万円が計上されておりました。市川三郷町の人件費の当初予算額は身延町より2億2,330万円少ない1億2億1,540万円の計上であります。また富士川町の人件費当初予算計上額は身延町より1億8,132万円少ない1億2億5,738万円が計上され、南部町においては人件費当初予算計上額は身延町より5億4,920万円少ない8億8,950万円でありました。このように市川三郷町より約2億2千万円、富士川町より約1億8千万円、そして南部町より約5億4千万円多い身延町の人件費計上額であります。この主な要因についてお尋ねをいたします。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問の平成28年度峡南4町の人件費につきましては平成28年4月13日付け、山日新聞社の「町の新予算を見る」の人件費で比較をされていると思えます。この人件費につきましては普通会計における人件費でありまして職員はもとより町議会議員さん、各種委員さん等に支払います報酬、給料、手当、共済費、負担金等を合算した金額となっております。

他町に比べ本町の人件費が多額となっている要因でございませぬけれども、まず各町の職員数の差が挙げられると思えます。平成28年度一般会計の給与費明細書一般職員の職員数では身延町が176人、市川三郷町が171人、富士川町が153人、南部町が107人となっております。一般会計の職員1人当たりの給料で比較いたしますと身延町が約30万6千円、市川三郷町が約30万2千円、富士川町が約31万6千円、南部町が約31万6千円となっております。本町の職員の個々の給料が突出しているというわけではございません。

次に職員手当等の中の退職手当組合納付金がございます。これは前年度の退職者に対する負担金で退職者が多いほど多額となります。平成27年度末の退職者の人数および支出額は身延町が11人で約1億2,700万円、市川三郷町が6人で約7,700万円、富士川町が5人で約7,500万円、南部町が5人で約5,200万円となっております。この職員数および退職者の数が主な要因になっていると思えます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

ご説明をいただきましたけれども、職員数が多いということが突出した原因であるというふうに理解をしたところでございますが、先ほど全職員数、合計の人数は報告をいただきましたけれども、わが身延町の一般行政職、特別行政職、企業会計職員の人数が分かりましたらお願いできますか。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

平成28年4月1日現在で一般行政関係の職員数が135名、特別行政関係の職員数が38名、公営企業会計職員が28名で計201名となっております。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

全体で201名の職員数ということが報告をされたところでございます。私が持っている資料は27年の1月1日現在の峡南3町の職員数ですけれども、ここから比較しますとだいぶ27、28人多いような状況に見受けられるところでございます。

それであと1点、身延町からシルバー人材センターに支払いをしている年間の総額というのはおよそどのくらいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

シルバー人材センターへの年間の総支払額ということでございますけれども、平成27年度決算額で約3,100万円となっております。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

12月定例議会において、同僚議員の質問に対して定員適正化計画により31年度で職員数を204名としているとの答弁もありましたが、人口減に伴いまして標準的な考えとして1人の職員が町民何人を受け持つという全国的な標準値があるのかどうか、あるとしたらお示しをいただきたい。

なお、身延町においては1人の職員が町民何人を現時点で受け持つことになるのか伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

1人の職員が町民何人を受け持つという全国的な標準値というようなものは特にございません。単純に平成28年4月1日の人口を職員数で割り返しますと身延町が64.8人、市川三郷町が87.4人、富士川町が92.4人、南部町が67.5人、早川町が22.8人となっております。

各町によりまして地形、人口、面積、道路整備状況、公共施設数など行政が運営していく上での条件がよいか悪いか等によって必要な職員数は違いが生じますので、この数値のみで比較することは困難だと思っております。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

何点かお伺いいたしましたけれども、近隣町との各数値、それぞれ条件が違うから一度に判

断するわけにはいかないということです。たしかにそのとおりだと思います。適正な人員というのは私にも分かりかねるわけでございますけれども、いずれにいたしましても地方交付税の削減等、行財政改革が叫ばれているところでございます。どうかそのへんもしっかりわきまえた中で行財政改革を推進されることを強く望みまして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

ここで議事の途中でありますけれども、暫時休憩といたします。

再開は9時45分といたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時45分

○議長（野島俊博君）

それでは再開します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先月9日に残念ながら志半ばで急逝された同僚議員、松浦隆君のご冥福を心からお祈りいたします。

それでは通告に従って質問を行います。

議会では、先ほどの同僚議員の質問の中にもございましたように町民と議員との懇談会の一環として2月1日に民生委員児童委員との懇談会を開催いたしました。たまたま今年は民生委員制度設立100周年ということで記念式典等が行われる予定であるということ聞いております。

民生委員法という法律は昭和23年の施行ですが、民生委員制度というのは100年前の1917年、大正6年に当時の岡山県で岡山県知事であった笠井信一氏が慈善家らを濟世顧問に囑託して貧しい人の相談に乗る仕組みをスタートさせたのがはじめだそうです。

最初に民生委員児童委員への費用弁償、支払いなどの処遇についてお聞きいたします。

民生委員法第1条では民生委員は社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとして定められており、民生委員法ではその職務について次のように定められています。

地区内の巡回を通じて住民の生活状態を必要に応じて適切に把握する。援助を必要とする人があれば自立した日常生活ができるよう生活に関する相談に乗ったり助言したりする。社会福祉協議会やその他の関係行政機関の事業、または活動に協力する。要するに地域住民が自立した生活ができるように支え、相談に乗り福祉事業等の活動に協力する。これだけでも大変な仕事なんです、そのほかに児童福祉法には民生委員は児童委員に充てられると定められており、民生委員は児童委員をも兼ねることになっております。

児童福祉法では児童委員の職務として次の6項目が掲げられております。

まず児童および妊産婦につき、その生活および取り巻く環境の状況を適切に把握しておく。

次に児童および妊産婦につきその保護、保健、その他福祉に関しサービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助および指導を行う。そのほかいろいろな児童および妊産婦に関する、あるいは児童福祉に関する定めがありまして、この民生委員としての務めのほかにこの児童福祉法による児童委員の職務も兼ねるといことになりまして大変なことをございまして、こういうことを知りますと、もし自分が民生委員児童委員を引き受けることになったら大変なことだなということが考えただけでもお分かりいただけると思います。

このような大変な職務を担当しなければならない民生委員児童委員は、あくまでも奉仕者として無報酬で任期3年の非常勤の地方公務員に該当するというふうに定められている。つまり無報酬のボランティアにこれだけ重要な仕事をさせるということで民生委員児童委員を引き受けていただくこと自体が大変なことであるということが分かります。

ところで無報酬とされている民生委員児童委員ですが、交通費や通信費などの費用弁償は支給されていると思いますけれども、本町の民生委員児童委員の処遇についてはどのようになっているのか。担当地区、世帯数、住民の人数などで異なるのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

民生委員児童委員は、民生委員法および児童福祉法を根拠に厚生労働大臣から委嘱を受け設置される特別職の地方公務員ですが、民生委員法第10条には民生委員には給与を支給しないと規定されていますので、民生委員は無償で地域福祉を推進するボランティアとも言えます。ただし職務を遂行する上で交通費、通信費等なんらかの費用が発生します。民生委員法第26条には民生委員に関する費用は都道府県が負担する旨の規定がありまして、町の予算措置ではなく山梨県の予算措置により民生委員児童委員の活動に伴う費用弁償として年額5万9千円が民生委員に直接支給されております。なお、担当する世帯数や人数による差はありません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういうことになりまして大変、地域によって差があるわけですがけれども、本当に人口が少ない地域であればあれですけども、それにしても5万9千円で1年間、これだけの仕事をするというのは大変なことであることがお分かりいただけるものだと思います。

次に民生委員児童委員の守秘義務と個人情報保護法との整合性についてお聞きします。

民生委員法第15条で民生委員はその職務を遂行するに当たり、個人の人格を尊重しその信条に関する秘密を守り人種、信条、性別、社会的身分、または門地によって差別的または優先的な取り扱いをすることなく、かつその処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならないというふうに公務員なみの守秘義務が定められているわけです。

懇談会の中で下部地区の代表である民生委員から、この個人情報保護法による縛りがあるために地区の住民に関する情報、例えば既往症などの病気の有無、万一の際の連絡先など必要不可欠な情報が入手できなかったために一人暮らしの男性が死亡したとき子どもや親せきなどに連絡がとれなくて困ったという経験談が発表されました。この個人情報保護法が民生委員児童

委員の活動の支障となっているという、そういう事例であると思います。もちろん民生委員児童委員には守秘義務がございますので個人情報の取り扱いには慎重であると思いますが、非常勤の特別地方公務員扱いとはいえ、公務員とは異なり守秘義務違反に対する刑事罰の規定はないそうです。したがって守秘義務が守られなかった場合、民生委員法ではなく憲法上の基本的人権の侵害、民法上の不法行為、刑法上の名誉棄損などに該当するとして個別の法律によって裁かれるということになっているのが通説でございます。

本町では民生委員児童委員に対する個人情報の提供、その取り扱いについてガイドラインの検討などが行われているのでしょうか、お聞きします。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

民生委員活動と個人情報の取り扱いについてのご質問ですが、まず民生委員は現行の個人情報保護法が規制対象とする個人情報取り扱い事業者ではありませんので直接法の規制を受けるわけではありませんが、民生委員の職務は個人情報を扱う活動そのものといえます。住民の信頼が得られなければ活動そのものが成り立ちませんので、民生委員法の守秘義務規定の順守については民生委員さんに対し今後も折に触れ求めてまいります。例えば住民からの相談事例を町につなげていただく場合は、本人の同意を得ていただくことが住民との信頼関係を保つ上で必要なことだと思います。本人の同意が取れていない段階では個人が特定されない範囲で町に相談していただくことは可能だと思います。

なお法令に基づく場合、あるいは人の生命・身体・財産の保護のために必要な場合であって本人同意を得ることが困難な場合、また児童虐待の情報を関係機関で共有する場合などは民生委員さんが知り得た情報を提供することは認められているところです。

次に町が保有する個人情報を民生委員さんへ提供する場合についてですが、このことにつきましては町の個人情報保護条例の規定に基づき対応することとなります。条例第8条は町が保有する個人情報の利用および提供の制限について規定しています。原則的には町の実施機関は個人情報を利用目的以外に利用したり、外部へ提供することは禁止されています。この原則からいうと民生委員さんへの提供は禁止されることとなりますが、同条第2項には例外が規定されていて、例えば町が保有する個人情報を本人以外の者に提供することが明らかにその本人の利益になるなどの場合は例外として認められています。民生委員の職務が円滑に行われるためには個人情報の適切な提供を受ける必要があることはもっともなことでありまして、民生委員には民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、その職務遂行のため必要な個人情報が適切に提供されるよう条例の解釈運用に努めてまいります。

なお、民生委員活動と個人情報の取り扱いに関するガイドラインについて検討しているかとお尋ねですが、これまで検討した経過はありません。このことにつきましては、町と民生委員と共通認識を持って個人情報の取り扱いができるために必要なことだと思いますので、民生委員児童委員協議会の場を通じ検討課題としてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ民生委員の皆さんがこの情報を利用できるような形をとっていただきたいというふうに思いますし、それが住民のためになるというふうに考えますので今後、今おっしゃったような形でいろんな情報の提供がこんなふうに行われるんだよということを教えてあげていただきたいと思います。

幼児虐待から高齢者の安否確認まで自治体から求められる職務範囲はますます広がっていると思いますけれども、奉仕者として無報酬で活動していることから一定の身分保障を行うなど民生委員児童委員制度そのものの見直し、再検討を求める意見も多くなっているということを聞いております。本町でもそのような検討が行われているのかどうか、その点についてをお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

民生委員制度について本町で見直し、再検討等を行っているかのご質問にお答えをいたします。

民生委員児童委員につきましては、民生委員法あるいは児童福祉法に設置の根拠や職務等が規定されていますので、民生委員制度の根幹は法律の定めによることとなります。その意味において町が制度の見直しを行うことはありません。しかしながら法に規定された職務を具体的にどのように進めるのかなどについて細かい決め事はありません。それぞれの民生委員さんが地域の実情、あるいはケースごとの事情等を考慮して活動しています。

このような具体的な活動の場面で、例えばより効果的な方法などについて民生委員さんから提案やご意見がありましたら身延町民生委員児童委員協議会として情報共有し、個々の活動に生かしていただく、そのような意味での見直し等を行うことについては積極的に取り組んでいきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

民生委員児童委員とのその話し合いの場のようなものがあるんですか。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

身延町民生委員児童委員協議会という組織がございまして年に何回か研修等の機会、総会等もありますがそういった場がございます。そのような協議会の場で話し合うということは可能であります。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

本当にいろんな仕事、大変な仕事をされているということで民生委員児童委員になっていただくということ自体が非常に難しいような状況になっていると思います。特に高齢化が進んでいるという中で、各地区でこの民生委員児童委員を選ぶ時点でもうすでに大変なことになっ

ているということを私たちも十分承知しております。

本町の民生委員児童委員は、平成28年現在で主任児童委員6名を含めて全部で102名ということでお聞きしているところですが、この世帯数に対する定数とかそういうふうなものは決められているのか、あるいは不足している地域はないのか、この点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

民生委員の定数の基準につきましては厚生労働省から示されておりまして、町村におきましては70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに1名とされ、この基準を参酌して都道府県知事が市町村長の意見を聞いた上で都道府県条例に定数を定めることとなります。

昨年12月1日をもって民生委員児童委員の一斉改正が行われましたが、その時点で本町の定数を厚生労働省の基準に当てはめると下限が31名、上限が86名となります。しかしながら本町の高齢化率、地理的条件等を勘案すると上限の86名では支障があると判断し、改選前と同数とするよう山梨県に求めた結果、主任児童委員を含め102名が本町の定数となっています。

なお、不足している地域はあるかとお尋ねですが、町内のすべての地域をカバーしていただいておりますのでその意味では不足していないと申し上げられますが、1人で複数の地域を担当していただいている実態もありますし、また担当区域の世帯数、支援が必要な方の数など具体的な個々の事情を勘案すると足りているのか、不足しているのか一概にお答えできないところでありますが、民生委員さんからの増員要望などは現在のところございません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私が住んでいる常葉の昭和組というところは今まで昭和組に1人いたんですけども、今は昭和組と、それから酒屋中島という隣の集落2つで1人の民生委員というふうになっておりますのでその点についてお聞きしたわけですが、定数102名という中で大変本当に、先ほどから申し上げているように民生委員児童委員になっていただく方が少なくなっている。本当に老老介護みたいな感じで高齢者が高齢者をみるみたいなそういう状態の中で選ばれていると思いますので、今後も大変だと思いますけれども民生委員児童委員の皆さんに対する、できるだけ手厚い対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。

RESAS地方創生地域経済分析システム、英語でRegional Economy Society Analyzing Systemというらしいんですけども、なぜこんなややこしい名前を付けたのか分かりませんが、このRESASについて2月5日に山梨県立大学講堂において内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局というところが開発して地方創生総合戦略策定に利用してもらいたいということでPRしているRESASについての説明を兼ねた講演会がありました。

これに参加させていただいたわけですが、このRESASはいわゆるビッグデータと呼ばれるものを地方創生総合戦略策定に利用するためのシステム、大変便利なシステムであると

思いますけども、この講演会の案内は本町が総合戦略や総合計画の策定を委託している山梨総合研究所から届いたものでした。このシステムは2015年4月から提供されておりまして、もちろん本町でも利用していると思いますけれども、いつからどのように利用されているのか具体例をお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

まち・ひと・しごと創生本部は人口減少、過疎化が高度的に進展し疲弊する地域経済を活性化させていくためには地方自治体が地域の現状、実態を正確に把握した上で将来の姿を客観的に予測し、その上で地域の実情、特性に応じた自発的かつ効率的な政策立案と施策の実行が不可欠であるとし、地域経済に関わるさまざまなビッグデータを収集しグラフや図で見やすくしたシステムであるRESASを平成27年4月21日に供用を開始したところでございます。

本町でのRESASの利用でございますが、平成27年5月からの総合戦略の策定に利用いたしました。特に人口ビジョンの策定に活用をしましてまいりました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

地方創生の総合戦略の策定会議に私も委員として参加させていただいているわけですけども、このデータというのは国が一括して官民データを調達して、それを加工してインターネットで無料提供しているというもので、大変便利なものであるということは理解しています。目的、このデータを利用してもらいたいという、このRESASの目的というのは勘や経験や思い込みでなくデータに基づく政策立案を行うために使用すること、地域の実情の把握、KPIの設定、KPIというのは重要業績評価指標というらしいんですけども、その設定、PDCAサイクルの確立、プラン・ドゥ・チェック・アクションというんですか、というそのPDCAサイクルの確立を可能にするために利用してもらいたいと。それが目的だそうです。

本町ではみのぶ自然の里についているんな説明等がございましたけども、この入客数予想データには観光庁のものが使用されていたと思います。RESASを利用していればもっと実際に近いような数字でデータがくれたんではないかなというふうに思っていたんですけども、これで、なぜ観光庁のデータを使ったのか。なぜRESASを利用して、もっと本町に本当に入客している人たちの、入客数データを利用しなかったのか。その点はいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

みのぶ自然の里の入客数の基礎データは今おっしゃるとおり国土交通省、観光庁が実施している宿泊旅行統計調査の宿泊施設定員稼働率をもとに見込んだところでございます。RESASでは現在産業マップ、地域経済循環マップ、農林水産業マップ、観光マップ、人口マップ、消費マップ、自治体比較のマップの7つのニューメディアを見ることができます。観光マップでは2時間滞在人口、流動人口、目的地分析、外国人訪問分析データを参照することができます。しかし宿泊施設の入客数のデータは今のところRESASにはありませんでしたの

で国土交通省、観光庁の調査データをもとに活用いたしたところでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。なぜ使わなかったのかという理由が分かりましたけども、どこからどれだけの人間が来るかというふうなデータも分かるんですよというふうな話をこの間、聞かされたので、なぜその観光庁のデータでR E S A Sを使わなかったのかという疑問がありましたのでお聞きしました。

地方創生総合戦略策定にも総合計画策定にも山梨総合研究所が関わっておりまして、どちらにも当然R E S A Sによるデータが使用されていると思いますけども、この総合戦略策定、あるいは総合計画作成にどの部分にR E S A Sのデータを利用されているのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

R E S A Sの利用につきましては、身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定におきまして先ほど使ったということでお伝えしましたが、国立社会保障人口問題研究所の2060年の将来推計人口、そして国勢調査による社会増減・自然増減の状況、合計特殊出生率、この3つのデータの把握に利用をいたしたところでございます。

人口ビジョンの目標人口は、多くの町民が望んでいる人口目標の1万人以上には及びませんでした。社会増減と自然増減、合計特殊出生率の分析から目標人口を7,600人に設定をしたところでございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標3の人の流れをつくり移住定住の促進における数値目標を社会増減数に設定し基本目標の4・結婚・出産・子育て環境の充実におきましては合計特殊出生率の増加を目標値に設定したところでございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。私はこの地方創生総合戦略と総合計画、この両方を山梨総合研究所に委託していること自体が今までずっと聞いておりまして、どこまで町の職員が関わっているのかなというそういう疑問がありまして、データを利用するという点については分かるんですけども、この地方創生総合戦略も総合計画ももうちょっと町の職員側の基本的につくったものに従ってやっていくということを考えていったほうがいいんじゃないかなということでお聞きしました。

次に今回のフォーラムの後半で市川高校、それからわが町の身延高校、それから県立産業技術短期大学、山梨大学、山梨県立大学、県庁のR E S A S活用研修チームなどの研究発表がありました。その内容については町のほうでは把握していると思いますけども、特に身延高校の身延町の観光まちづくりにおけるR E S A Sの活用方法についてということについてはどのように評価されているのかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

現在、身延高校では山梨県立大学と高大連携事業を実施しております。今年度は身延町のよさをPRする方法について活動を行ってきております。RESASのデータを使い身延町や山梨県内の観光地の客数等の把握をし、そこからどの地域から多くの来訪者が来るのか、どの地域に広報活動するのが効果的なのかを客観的に分析をしておりました。また山梨県観光入込客数統計調査報告書を併用し活用している点で山梨県内の現状も把握しております。高校生は最新データの活用、過去からある統計調査を複合した観光PR方法を政策アイデアとして検討・発表したことは非常に評価できる内容でございました。また高校生らしい情報発信の仕方としてポスターにQRコードを掲載したどんぶり街道のPR、おみくじを使ったゲーム的要素を取り入れたポスターをRESASデータで確認した身延山久遠寺周辺へ実際に掲示をし、幅広い年代に向けた観光PR方法の実施とQRコードを読み取った人のリサーチは本町観光の情報発信の仕方に参考にすべきであり、今後開通する中部横断自動車道を活用した観光客誘致に向けても非常に参考になったと感じております。

身延高校生の自ら町について学ぶこと、さまざまな政策を考え町の将来について考えていくことを実践していることが将来への希望を感じさせていただいたところでございます。身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の2に町を元気にできる人材の育成をとあります。地元高校と大学との連携事業の成果につながっていると考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

身延高校、本当に素晴らしいことをやっているなということを感じます。今後もこの身延高校を活用するなんて言うの大変語弊がありますが、町のいろんな政策に身延高校の力をいただくということで考えていっていただきたいと思います。

それからこのRESASの利用については、市町村の20名の職員に限って専用ID、パスワードを利用して個別企業の取引データなどを見ることができ複数自治体間の取引状況、本町の施設を近隣のどの県、どの市町村の人が、これは今の身延高校の生徒たちがやってくれたようですけれども、どれだけ利用しているかなどを調べることができるということでございます。本町では何人の職員がこのID、パスワードを登録してどのように利用しているのかお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町でのRESASの現在の登録人数は5名を登録しております。この権限を持つ職員はRESASの産業マップの産業別花火図、企業別花火図のデータを見ることができます。産業別花火図では本町の産業と他の自治体の産業の仕入れ、販売の取引関係を地域を結ぶ線で見ることができ企業別花火図では企業間、または事業所間の仕入れ、販売の取引関係を企業間を結ぶ線と一覧表で見ることができております。このデータは株式会社帝国データバンクが提供する企業間取引情報でございまして、本町では建設業が16社をはじめとし製造業が10社、その

他15事業所の合計41事業所の取引を見ることができ、本町の主要産業や町外からお金を稼ぐ産業等を特定することができております。しかしながらデータ件数は経済センサスでの結果では600の事業所が存在しております。そのうち41事業所のみであることから、この取引データに関しては本町のまちづくりの政策への利用には少しデータが足りないではないかと感じております。

なお、今後のREASの利用につきましては、各課に呼びかけなどをしてさらなる活用を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

600事業所のうちの41事業所という、これはもっと増やしていくというふうな計画はあるのでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

この41事業所というのは町が入れるものではなく、国のほうで入れていくものですのでデータの国のほうでもっと入れてほしいなと感じております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひそのへの働きかけもお願いしたいと思います。

次にみのぶ自然の里事業についてお聞きします。

私たち議員はみのぶ自然の里について町長はじめ担当者の皆さんから何回も説明会を開いていただいて事業内容についての説明を聞いておりますけども、町民の皆さんにはどれだけその内容が伝わっているのかという点について疑問がございますので、この一般質問を通じて多くの町民に知っていただきたい、そういう思いでいくつかお聞きしたいと思います。

まず自然の里については、身延観光センターを指定管理者とする旨の説明がありまして最初の3年間は地方創生の交付金で運営するという計画であったというふうに思いますけども、この観光センターの関係者からこの交付金が支給されなくなったという話を聞いて、その後議員全員協議会で観光課長からこの旨をお聞きしました。

この交付金というのは、地方創生深化のための新型交付金ということでよろしいのかどうか。それから改めてこの交付申請の手続きをするということでございますけども、なぜこの交付金申請が認められなかったのか、その経過についてもっと詳しく知りたいと思うんですけども、課長のほうでは申請の内容が施設の改修であると誤解されたために認められなかったと説明していたように思いますけども、この計画には町長ご自身が相当な決意で臨んでおられたというふうに感じておりましたので、どうしてその熱意が相手方に伝わらなかったのか。改めて交付申請すれば間違いなく承認されるのか。当然、認定には時間がかかることになるとは思いますけども、その間はこの事業はここで止めておくということなのか。この交付金がもし出ない場合

にはどのような予算から補填する予定なのか、併せてお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

まずみのぶ自然の里の交付金の申請についてですが、申請予定の交付金は2種類で、地方創生拠点整備交付金と地方創生推進交付金です。2月2日の臨時議会で議決していただいた事業費に対しては拠点整備交付金事業費分で3,250万円、それから平成29年度以降の3年間の施設運営事業費に対しましては試算で推進交付金分4,330万7千円、いずれも補助率2分の1の計算で合計7,580万7千円となります。

まず建物の改築につきましては、国の平成28年度第2次補正予算の拠点整備交付金の活用により実施する計画で国に対し申請を行っていました。内容はみのぶ自然の里を身延町の観光の拠点施設と位置付け町内観光関係事業者等との連携により自然の里の魅力を生かしながら、また町の観光の情報発信を行い町内交流人口の拡大、地域振興等を目指すための宿泊棟の改築および電気設備工事等や一部備品の購入などです。交付金の対象事業費は6,500万円で補助率は2分の1です。これに対し過日2月3日に国において交付対象事業の公表があり、本町申請分につきましては、今回採択されることができませんでした。皆さま方に変なご協力をいただく中での今回の決定に対し心よりお詫びを申し上げます。今後3月中旬に第2回目の募集が予定されていますので、事業内容が正確に伝わるよう改善するなど万全を期し採択を目指していきたいと思っております。

内容ですが、これまで青少年対象の教育施設ということでありましたが、今後は一般の方なども宿泊でき、体験や他の施設等との連携により町の観光の拠点施設となるような改築をするという内容です。

次に平成29年度からの運営費用と一部備品の購入費用についてですが、これにつきましては国の推進交付金を活用する計画です。経費の試算を実施する中で、3年間で収支の不足額のうち約4,300万円を交付金で賄う計画で、これにつきましても今後国に対し申請を行っていく予定です。

いずれにいたしましても事業実施に対し国の交付金等の活用がどうしても必要ですので、今回の結果を踏まえ万全を期して対応していきたいと考えています。ぜひともご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いろいろ説明していただきましたけども、3月中旬にまた交付の決定があるということで、いずれにしてもこの運営資金がないということになりますよね、推進交付金4,300万円。これについては間違いなく出るのかどうかというのはおそらく分からないんでしょうけども、もし出なかったときにはどうするのかについてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今のところ交付金をいただけるように全力を尽くしていきたいとそのように考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

もちろん全力を尽くしていただかなくてはいけないと思いますけれども、もしこれが出ない場合には非常に苦しい状況になると思います。その点をよく考慮して進めていただきたいということをお願いいたします。

私はこのなかとみ青少年自然の里からみのぶ自然の里になったということで、そのこと自体は地方創生の事業の中で非常に積極的に町長が取り組んでおられるということは評価しておりますけれども、この話がちょっと県から無償譲渡されるということが決まったところからこの計画が始まったのか、あるいは計画、もともと交渉自体があったところからこの無償譲渡が決まったのか、この点がちょっとなんかよく分からないというか、はっきりしないのでその点について説明会の中でもお聞きしたわけですが、本町では塩漬けになりそうだったコマショッピングセンターを県から買い取ったりした経過もあるわけで、今回の青少年自然の里の無償譲渡についても同じような経緯があったのではないかなということをお自身、ちょっと疑問に思っていたわけですが。それから説明会の中で町長がこれを断ったときには県との関係が悪くなる恐れもあるというふうな発言もありましたので、ちょっとこの点が非常に気になっている部分ではございますけれども、主な事業というのが観光情報発信基地の創設ということでインターネットを活用して町内だけではなくて峡南5町、あるいは県内全体の観光情報の発信を行って地方創生に役立てる、流動人口を惹きつけるというそういうことが目的であるということでありまして、この場所でなければならぬという理由がいまいち分からないということがあります。情報発信基地ということで言いますと、クラフトパークの中にも富士川観光センターがあったりしてそういうところを今後充実していく、もちろんこれを本町だけで利用することはできないかも分かりませんが、そういう場所もあるわけですよ。そういうこともありますのでこの点が非常に私自身、疑問に思っているということだけはお伝えしておきます。

それからこの情報発信基地となる設備というのは、自然の里の中のどこに設備をつくるのか。あるいはWi-Fiが使えるようにするというものでありますけれども、今、大きな都市へ行きますとマクドナルドとかモスバーガーみたいな集客施設全体がFreeWi-Fiが使えるような設備になっています。そういうふうなことにするのか、あるいは限定的にいくつかの部屋を利用できるような形にするのかその点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

それではお答えします。

自然の里の経過的なところからなんですが、みのぶ自然の里の観光拠点施設としての整備につきまして、旧山梨県立なかとみ青少年自然の里は平成25年度に開催された県行政評価アドバイザー会議においてその管理運営委託費について廃止、要改善、譲渡が示されました。これを受けての県部局での協議が行われ、平成26年12月の県議会で廃止が決定されました。その後、県と町で活用策について協議を行ってきました。

町では平成27年12月に身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行いました。そして町は平成27年12月に県と自然の里の施設譲渡にかかる協議を行い、さらに活用につい

での検討を重ねる中で総合戦略における観光・雇用の創出、起業支援の場として活用していくことと位置付けをしました。

青少年自然の里は平成28年3月31日に廃止されましたが、町への施設譲渡に向け県より6月議会において予算を計上させていただく中で屋根等の改修を行っていただき、平成29年1月1日に町へ施設の無償譲渡をしていただきました。この経過の過程におきまして議会へのご説明等遅れたことに対しましては大変申し訳ございませんでした。

みのぶ自然の里は本町の特色を生かした体験型、交流型の要素を取り入れた旅行を自主企画または民間事業者や県、近隣町と連携企画し身延町への観光PRを行い地域の活性化を図り、さらに仕事の創造へとつなげていくという計画です。現在、町内の観光情報の対応は各観光協会や行政も行っていますが十分と言える状況ではありません。

このような中、本年度、各関係団体からなる身延町観光情報連絡会を設置しました。町内各観光施設や事業者等から意見を出していただき、連携する中で情報を共有し課題を解決していくとするものです。このような町内観光情報を発信する一翼として自然の里を活用し、また自然の里の集客のプランに生かしホームページを立ち上げ、各広報等により現在の自然の里の施設や地域を生かした独自性のあるプランなどのPRと同時に町内観光情報の発信につなげ、町内各所への誘客を行っていきたくと考えています。Wi-Fiにつきましても来場者の利用のため、無料の公衆Wi-Fiとする計画で運用経費面を考慮し、各部屋ではなく施設ロビー付近で使用ができる形にしたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いろんな説明をしていただきましたけども、今まで聞いた内容とまったくほとんど同じでございますので、町民の皆さんにはご理解いただけたかなと思いますけども、私がこのみのぶ自然の里についてははじめに疑問だったのは、さっきも申し上げましたように地方創生総合戦略の会議の中でこういう話が出なかったということが1つあります。こういうふうなことがもし、その総合戦略の中に組み入れられているのであれば私も納得できたんですけども、まったく突然に教育施設からこういう観光施設にというふうな話が出て、非常にそのへんがうまく私の頭の中にもつながらなかったし、多くの議員もその点について疑問があったのではないかなと思います。

3番目の指定管理者については、またこの動きがはっきりしない中でございますけども、一応、このみのぶ観光センターということで正式決定したのかどうか、その点について。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

正式決定はしていません。みのぶ観光センターとはこれまでも本栖湖いこいの森キャンプ場の運営などをしてきていただいております、観光のアドバイザー的立場、あるいは本町の観光の推進センターとして観光振興全般について意見交換等を行ってきました。このような中で自然の里の活用方法についてもさまざまなご意見をいただいていた経過もございます。

いずれにいたしましても、指定管理者の決定に関しましては指定管理者選定委員会による審

査ののち議会での議決をいただき、指定管理者と協定書の締結ののち決定するということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは一応、指定管理者として身延観光センターも候補には入っているんですか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

これまでも説明をさせていただいているわけなんですけど、これまでの経過も踏まえまして観光センターを念頭に置きましては話をしております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これがいつになるのかちょっとはつきり分らないと思いますけども、先ほどの交付金の問題もございまして多少延びるんでしょうけども、その点はよく検討して適切な施設に指定管理をお願いするようにしていただきたいと思います。

宿泊施設、それから情報発信基地、それから体験施設ということで運用していくということでございますので何人が雇用をしていかなければならないということがあると思いますけども、すでにその点については計画が決まっているのかどうか、あるいはもし決まっていなければその指定管理者がすることになるのかということと当然、求人をしていただく場合には町内の町民を採用していただくことになるというか、していただきたいと思っておりますけども、その募集の方法について、募集、あるいは何人の職員が必要であるのかということと、その求人方法などについてもし情報があればお聞きします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

みのぶ自然の里における職員の人数等につきましては現在、運営立ち上げの時点では管理宿泊運営部門へ常勤の職員2人で、うち1人は指定管理者の職員の兼務を予定しています。このほか地域おこし協力隊を2人採用予定で合計4人です。飲食部門へは食品衛生責任者の資格を持つ常勤職員1人を雇用し食事のメニューの開発、食材の調達、食事の提供などを手掛けていただく予定です。そして経営指導、職員の育成などのために経営アドバイザーとして非常勤で1人を予定しています。その他、食事の賄いなど必要に応じてパート職員を若干名予定しています。職員の採用に関しましては町民の雇用を優先したいと考えています。募集は勤務内容等を考慮すると場合によっては簡単ではないことも想定されますのではじめから限定せず、いろいろな方法を模索していきたいと思っております。採用は指定管理者が行う予定です。いずれにいたしましても業務内容の状況により部門の域を超えて相互に協力し運営に当たる予定であります。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

どういふところが指定管理者になるのかどうかということで、まただいぶその内容は変わってくると思いますけども、今の観光課長のお話によりますとある程度、最初は町がというふうな感じに私自身はお聞きしましたけども、指定管理者が決まった時点でまたいろんなことが変わってくるんだらうというふうに思います。できるだけ町民を雇用するような形をお願いしたいということを申し上げまして、最後の交通弱者対策ということでお聞きしたいと思います。

先ほど同僚議員のほうからもこの点について質問があり、大体的内容は分かりましたが私が自分で買い物代行業業ということができるといふことかどうかなということがまず最初にありまして今回この質問をさせていただくことにいたしました。

本年度の町民予算の中で仮称、ぬくもり事業、先ほども話がありましたけども買い物代行業業について予算が付いたということがあります。民生児童委員との懇談会の中でも、先ほどの同僚議員の話からお分かりのように高齢者の運転免許証の返納等ですね、非常に交通弱者が増える傾向にあるということがはっきりしておりますので、町では当然、デマンド交通とかバスの路線とかそういうものについて考えているということはよく分かりましたけども、買い物代行システムをつくり上げるということがたぶん、ぬくもり事業の主眼であったと思いますけども、この点について今の進捗状況はどんなふうになっているのかお分かりになれば教えてください。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それではお答えいたします。

最初に町民予算提案事業につきまして説明をいたしますが、一定額の予算の用途について町民から事業の提案を受け、採択された事業に対し町が補助金を交付するというもので町民自治の充実と町民主体のまちづくりの推進を図ることなどを目的としています。また採択された事業は提案者が実施者となって事業を具体化していくということになります。

ぬくもり事業の内容につきましては、日常生活の中で家事や家の維持管理に関する簡単な作業、食品、雑貨等の買い物代行などちょっとした困り事を支援しようとするものであります。

ご質問の進捗状況につきましては、昨年の広報みのぶ12月号に会員募集の記事を掲載し事業の趣旨に賛同してくださった方、約20名ですがそのうち17名が今年の1月29日に集まり事業内容や具体化へ向けた方法、手順等について提案者を中心に賛同された方々が意見交換を行ったところです。サービス提供開始について平成29年度中のいずれの時期になるか現時点では未定であります。今月再度、集まりの機会を持ち、さらに内容について検討する予定となっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、まだ具体的な内容については決められていないということによろしいですか。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

私の印象ではかなり具体的な内容について検討されているというところではありますが、あくまでも提案者一人の考え方でいくのではなく賛同された方、皆さんと相互に理解をしながら進めていくということの中で今、話し合いをもっている最中であります。内容的にはかなり具体化しているかなというふうには私は思っております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっと時間がなくなってきましたので先を急ぎますけれども、今のお話をお聞きする範囲では会員募集をして、それに対して17名が応募して現在その話し合いをしているということでございますので、買い物代行事業に参加することはどんな人でもできるということに理解いたしました。

次に最後になりますけれども、この乗合タクシーの登録の申し込みが難しくてなかなか利用することができないというふうな話を聞いています。というのは、これは当然この身延乗合タクシーの利用法というのはそんなに難しくはないというふうに私なんかは感じるんですけども、年寄りにしてみると、あるいは自分の生活がうまくいっていないというふうな老人にとっては非常に面倒くさいというか、本当は登録して使いたいんだけどもできないということで私が代わりに手続きをしてあげたりしたこともあります。乗合タクシーを利用するためには登録と予約の手続きが必要だということで登録票というものをつくるという、それ自体がもう難しいということを知っていて、ちょっとどうしたものかなと思って今回お聞きすることにしたんですけども、その登録自体、あるいは予約についてもっと簡単な方法というのはこれ以上は考えられないんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

乗合タクシーを利用するためには今、議員さんが言われましたように登録をしてもらうということから始まっております。登録は最初に1回、利用登録書に記入していただき提出していただきます。利用登録書の用紙につきましては役場の本庁舎、各支所、出張所に置いてありまして町のホームページの添付ファイルからも取得できます。

登録票への記入につきましてはやはり面倒だというようなことも聞いております。各施設の職員がその場で提出できるよう丁寧に記入のお手伝いをいたしますので、お気軽に申し込んでいただきたいと思いますと感じております。

また登録票を提出いたしますと1週間程度で登録証というのを送付させていただきます。それをもって利用の予約ができる形になります。また予約につきましても利用の都度、予約センターに電話していただくということになりますが、現在、予約の受け付けにつきましては3名の女性オペレーターさんが対応していただいております。やさしく丁寧に对应していただいておりますのでお気軽にご利用していただきたいと思います。身延町役場職員がお手伝いをして面倒な記入をサポートしていきたいと考えておりますので、これらをPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういうことをまだよく分かっていないという人もありまして、当然、町の広報等を見ればそういうことが出ているんでしょうけども、そんなこともしないし自分で電話を持っていないという人も中にはいるわけです。そういうことでお聞きしましたけども、今後はできるだけそのPRを頻繁にさせていただいて、せっかくの制度ですので身延乗合タクシーを大勢の人が利用できるような形にしていっていただければと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（野島俊博君）

再開します。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は2点について今回は質問したいと思っています。

まず1点目は学校統廃合により生じる問題についてということで質問をさせていただきます。

そのまず1点目ですね、下山小学校に統合する子どもの保護者から一斉下校について低学年の子どもの体力面、それから学童保育の利用についてということでいくつか心配する声を聞いています。一斉下校を今度はするという事なんですけども、この理由を教えていただきたいと思っています。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

一斉下校とする理由につきましては登下校時における児童の安全確保、これを図るためであります。児童数や兄弟で通学している児童などの状況を踏まえ、安全に登下校させるための方策の1つとしまして集団で登下校させることとし一斉下校とすることに決定しました。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

下山小学校はこれまでも一斉下校をしているということで、その流れの中から今後ということをお聞きしたんですけど、でも今の下山小学校、歩いて帰る範囲ということでいいです

ど、今度4月からは原の子どもたち、それから下部の子どもたちということで通学区域が広がりますよね。そういう中で一斉下校となると保護者の心配は私、当然あるのではないかなと思っているんですね。私ももう20、30年ぐらい前にやっぱり小学校へ子どもが入学するときには本当に何もかも心配で当時は早く帰ってきて体のこととか学校のこととか、やっぱりすごく心配した記憶が蘇ってきました。

保護者の皆さんは一斉下校ではなくて、せめて低学年は早めに帰してもらいたい。特に1年生になる保護者は最初はやっぱり慣れないということで気も使うだろうし、体も使うしということで本当に心配をしている。そういう声は下部地区の保護者の集まりとか、その保護者の集まりで要望としてこれを出しているという話もお聞きをしました。統合準備委員会や一日入学でも2便を出してほしいというそういう保護者からの声があった、そういうことを聞いているんですけど、こういう声というのは全然生かされないんでしょうか。そういう保護者の思い、子どもたちを心配する声というのはもう生かされないで一方的になんか一斉下校にしますということみたいに見受けて、それで保護者も言っていたんですけども、町がそういうふうに決めたからということで一切なんか自分たちの声には耳を傾けない、そういうような雰囲気が漂っていて、ほかの人たちも口は聞けない状況だったというようなことを何人かが言っていました。そんなことがあっていいのかなと私は思って私自身、子どもが小学校に入学するときには本当に心配でそういう思いが分かりますので、こういう保護者の思いというのがなぜ聞いていただけないのかということでもちょっと不思議だったので質問をさせていただきたいと思うんですけども、こういう保護者の、いろんなところで保護者が声を出している、こういうことは聞いていただけないものなんでしょうか、まずこれを伺いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今、保護者の意見をということですが保護者の意見は十分お聞きする中でどういう方法がいいかということを決定してきたところです。なおかつ、この決定につきましては学校の教育課程というのが大きく関係しますので学校で決定をし、それから保護者に対しても説明してきたところです。

下山小学校の教育課程、それから日課表などを考慮して登下校の時刻は定めております。登校時刻は8時から8時15分。それから下校時刻につきましては、毎週月曜日は全学年が5校時で終了しますので15時、3時の下校です。それから平常日課、2月中旬から11月中旬までの期間、その火曜日から金曜日は16時30分。冬季日課、11月中旬から2月中旬までの間の火曜日から金曜日は16時と決めました。このことにつきましては、冒頭申したとおり昨年の11月29日と本年に入って2月10日に開催された保護者対象説明会において学校から保護者に説明をしたところであります。

安全な登下校の方策として子ども一人ひとり、各自それぞれ登下校させるよりは集団の登下校としたほうがより安全が確保されます。低学年だけの集団登下校より高学年の児童が加わり上級生が下級生の指導、面倒をみってくれることにより、なお一層、安全が確保されることになります。また集団登下校に先生や保護者の同伴、地域の人たちの見守りがあれば事件や事故に遭遇する危険度はより少なくなってくるものと思います。このような理由から一斉の下校方式にしています。

登下校時の児童の安全確保の責任構造が明確にされていない以上、また保護者、学校、教育委員会、町、県、国それぞれ責任主体であるとするならばなおさらお互いが情報共有をしまして連携して児童全員の登下校の安全確保に努めていかなければならないと、そのような考えから一斉下校にしているところであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

一斉下校にすれば安全性が保てるのかなというふうには思います。ただも先ほどカリキュラムということでおっしゃったんだけども小学校1年生が3時までいなければいけないですね。月曜日が全学年3時まで。毎週3時までのカリキュラムが組んであるんですか、1年生が。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

時間割は小学校1年生、2年生、3年生がそれぞれ違います。4年生から6年生は同じ時間割になっています。それで月曜日につきましては全学年が5校時ということですので、5校時が終わったら終わりの会をして一斉に3時に下校と。それ以外の火曜日から金曜日につきましては1、2、3年生と4、5、6年生、違ってきています。4、5、6年生は6校時までである曜日が火曜、水曜、木曜、金曜と。月曜日以外はすべて6校時まで使う日課になっていますので、この間は1年生、2年生、3年生については5校時で終わったときにはそれ以降はグラウンドで遊ぶ、図書室で読書、教室で会話等、校舎内外で体育館等も当然利用できますが、そこで4、5、6年生の授業が終わるのを待って一斉に下校すると、そういうことであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

1年生が3時までのカリキュラムがちゃんと組んであるということですかということを知っているんです。入学したばかりの1年生が。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今、ご説明したとおり月曜日においては5校時、5校時終了の時間が14時40分です。それで5校時が終了しましたら15分間ですか、帰りの会等をしまして帰りの準備をして3時に帰ると。それ以外の火曜日から金曜日については、1年生についてはすべて5校時で終わりますので2時40分、5校時が終わって終わりの会が済みましたらそれ以降は先ほど言ったように学校で活動をする。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

小学校入学したての1年生が5校時までいなくてはいけないということなんですね。スタートカリキュラムってご存じですか。今まで保育園や幼稚園で自由に伸び伸びと遊んでいた子どもたちが今度は小学校1年生になっているんなことが初めてで大変だと思いますよね。そのた

めに文科省が小学校に入学した児童がスムーズに学校生活に適応していけるようにということで編成をした小学校、新しい1年生、第1学年の入学当初のカリキュラムというのがスタートカリキュラム。ここにはいろんなことが入っていると思うんですね。だけでも今まで自由に遊んでいた子どもたちが最初から5校時までいられるのかなと私は思ったときに子どもたちがかわいそうだなと思ったんです。本当にそういう安全面、そういうことでよかったんだったら身延町中、全国全部そうすればいいではないですか。なぜ身延町の中でも一斉下校しているところと、していないところがあるのでしょうか。子どもたちの体のことや精神面や、まして最初に入学する、学校生活を送る子どもたちという、不安や期待やそういう思いって思ったことがありますか。私は母親だからこの話を聞いたときに、とても子どもたちにとっては大変なことだなというふうに思ったから、保護者の皆さんが本当にここまで子どもたちが遅くまで学校にいるということが、本当にうちの子は無理です、いろんな子がいるではないですか。そういうことを考慮している援助したり一緒に考えたりするのが教育委員会の仕事ではないですか。

私、これ見たときにおかしいと思いましたよ。私は当然2便出るのかなと。低学年用、高学年用と2便出るのかなとずっと思っていたからそんな質問もしなかったんですけど、そんなことを言った覚えはありませんって課長がこの前おっしゃったけど、普通考えてそうだと思うんですよ。それが子どもたちの体や精神面、それを考えたときにそういうことを対処する。それから文科省でも言っている、このスタートカリキュラム、これを進めているということはそういうこともあって進めているのではないのでしょうか。それに逆行するということにならないですか。これは問題ではないですか。

そして保護者のそういう思いは聞いたけど、実現はしないというのはそれはいいではないですか。親たちは本当に子どもたちのことを思って必死にそういう訴えをしているにもかかわらず、いろんなところで聞いたけど学校と教育委員会で決めましたから、それは私はないと思いますよ。ちゃんと保護者の思いを受け止めて、ではどうしたらいいのか、保護者の思いに沿うように。子どものことを一番よく知っているのは親ですから。うちの子はこういう状況だとかっていうのは親しか分からないではないですか。いろんな子がいるんだから、やっぱりもっときめ細やかにきちっと対応することをしていかないはずだと思いますよ。そして親が言っていました。私たちは望んで統合したんではないって。望んで下山小に行こうと思っていたわけではないし、子どもたちは今までのところにいたいって言ったのにもかかわらず町の方針でそうやって遠いところへ通学しなければいけないことになったのではないですか。それなのに4時だ5時だって。遅くなって、5時になりますよね、4時半に出たって。そのところをよく考えてください。もう1回、きちっとこの文科省で言っているスタートカリキュラムを含めてきちっと話をして保護者たちの思いがかなうような方策を考えていただきたいと思います。

それともう1つ、それまでのスクールバスが出るまでの間、子どもたちは本当に安全で過ごせるのかなと私は思うんですね。先生たちは、もう今、本当に先生たち忙しいというのは分かっていますよね。高学年が委員会があるときは先生たちはそっちのほうへ行かなければいけない、先生たちの研修もあるでしょう。そうしたら子どもたちはどうするんですか。本当にちゃんと見ていてもらえるんだったら、安全が担保できるんだったら親たちも少しは納得できるかなというふうに思うんですけど、そのところが心配だという声もありました。先生たちの負担も考えなければいけないのではないかなというふうに思うんですよ。

今、いろいろ言いましたけど、このことについて検討していただけるかどうか、返事をお願い

いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

児童全体を考えていろいろ協議をしてきて、それで学校で決定をしたところであります。それで一部の保護者がどうしてもうちの子については、5校時が終わったらすぐ帰らせなければならぬ、そういうような都合があったり不安があったりするであれば個別の対応も学校では当然考えるということ聞いております。それは授業は5校時で1年生においてはすべて終わります。ただ、安全に保護者に引き渡す方法として集団下校、一斉下校を考えておりますので保護者が迎えにくるなり、それに代わるものがあるであればお子さんをそこで引き渡すということをする、そういうふうに学校長からは確認を取っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

特別にうちの子だけを早く連れに行く、それって教育委員会が納得することなんですかね。そうではなくて、多くの子どもたちのことを考えなくてはいけないではないですか。きっと多くの低学年の親御さんは心配しているのではないですか。だけどそれを言えますか、こういう状況の中で、一方的にそうやって決めて、もう決めたことですから。それをうちの子が心配だからって言えますか。そういう対応って私おかしいと思うんですけど。そのスタートカリキュラムを含めて町長、今まで聞いてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

集団で学校生活を送っているわけですから、学校が一番安全な方法として協議をして決めたことだと私は思っております。やはり個別にどうしても対応となると、すべて学校サイドで対応できるものではないので、例えば早く帰らせたいということであれば私も先ほど学校教育課長が申したように個別にお迎えに行っていたとというのが正解かと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちの当初、入学したときの精神的・身体的な負担ということについては、別に5時限までずっと居ても構わないと町長、思いますか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

やはりカリキュラムにつきましても学校でそれぞれのお子さんたちの年代に応じて組んでいきたいと思いますので、それはやはり学校のほうでしっかりと考えていると思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

その学校と教育委員会でやっていることがおかしいから私、質問しているんです。学校で決めたからいいというものではなくて、そこには当然保護者の思いというのが入っていないとおかしいではないですか。なんでもかんでも学校が決めたからそれでいいんですか。そうではないと思います。行政のやることってそうではないですか。住民の意見を聞いて、それを反映させるというのが行政ではないですか。親がこうしてほしい、子どもたちのことが心配だ、そういう声をきちっと実現をして生かしていくのが私は行政の仕事だというふうに思っていますので今の町長のお答えに私は不満です。

学童保育のことについても帰りの時間が4時、4時半となると、例えば4時半になったら下部なんか5時になるんですよね。そうすると学童保育をせっかくやってくれても、来て、子どもたちがおやつを食べようにも夕飯に響くから食べられないけどお腹空いているし、どうするんだろうなと私は思っているんですね。今までみたいに下部地区だったら上の校舎から、ただいまといって帰ってくるから帰ってきたらすぐに宿題したり、おやつ食べたりできましたけども今度それができないではないですか。学童保育って学校でもない、家庭でもない、中間のいいところなんですよ、子どもたちにとって。そこが町や国ではやっぱり学童保育を充実させようとしているけども、学童保育にもうこれではいらなくなって行かないという親も聞いています。5時に帰ってくるなら、それから学童へ行ったらすぐにお迎えだからという、当然だと思っんですね。そういう学童保育の影響。

それから下部で言うと支所の入口で降ろされて、あそこの坂を子どもたちは荷物を持って上がらなければいけないということでこれはこれでまた問題だなというふうに思っていますので、どこの学童保育でも玄関へ横づけですので、ぜひ子どもたちの重い荷物を考えると私、金曜日に学童へ行ったらランドセルって今すごく重いんですね。ランドセル背負って水筒持って、2つの両方に荷物抱えて、低学年の子どもたちがあんな重い荷物をあそこの坂をのぼっていかなくてはいけないうってやっぱり親御さん心配をされていて、なんとか近くまで来てほしいという思いがあって、これは行政のほうでも町長も、それは親たちの思いはきっと分かっていると思うんです、町長にお願いしたということは言っていましたので。そのことについてはいかがでしょうか。どういうふうに対処されますか、お願いします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

下部の学童保育ですけども、本来できれば学校から学童保育まで直にバスが行って玄関先で降ろすというほうがいいんですが、ご承知のとおり道が狭くてバスが上がっていくということがちょっと困難な状況です。それで今、町では今後、皆さんにお願いしている当初予算の中で入口がちょうど今、空き地になっていますのでそこを取得しまして、ある程度広くして、そして中学校側の三角地帯、下へ降りる道ありますね、三叉路みたいな。そこも少し広げてバスが安全に通れるようなことで確保したのちは上にバスを上げていきたいというふうに思っておりますがすぐには工事ができませんからちょっとの間は不便を強いらせることになると思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。そう対処していただけるのはありがたいんですけども、なるべく早くしていただかないと、それであの電柱、あれはやっぱり早めに撤去するように要望していかないと、なかなか電柱は撤去できないという前例もありますので、ぜひ早急にしていただいて乗り入れができるようお願いしたいと思います。

では1点目は学童保育ですね、2点目に移りたいと思います。

避難所でもある下部小学校の体育館が使用中止となって困るという声をお聞きしました。あそこは空手と雑刀で体育館を今、ずっと利用をしているんですけども、突然、町のほうから4月から使えなくなったと、町の方針で使えなくなったということを知って私もびっくりしてしまっただけですけども、なぜこういうことが起こるのか答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

お答えいたします。

現在、学校施設として教育委員会が管理している下部小学校屋内運動場は小学校の統合により平成29年3月31日をもってその役割を終えます。これまで屋内運動場は学校施設の開放に関する規則の規定により社会教育、社会体育等、生涯学習の場として町民の皆さまに利用していただいております。

閉校により4月1日以降、これまで利用していただいた皆さまに影響が及ぶことを考え利用状況について調べましたところ、先ほど議員おっしゃるスポーツ少年団2団が定期的に利用をしておりました。現在の下部小屋内運動場の近隣には教育委員会が社会体育施設として管理している下部町民体育館が設置されており、今後の施設の適切かつ効果的な管理方法の1つとして利用している2団体の代表者の方に下部町民体育館、または近くの下部地区公民館に活動の場を変更することが可能か照会をさせていただきました。

それによりますと、2団とも利用施設の変更には問題なく可能であるとのお答えをいただきました。これを受けまして、下部小屋内運動場の代替施設として既存の社会体育施設等を有効に利用していただけると判断したところです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、課長がその代表者に可能かと聞いたとおっしゃいましたよね。町が一方的にもう4月から使えなくなると。ほかの施設を使うことは可能かと言われたら誰だって可能って言いませんか。使えなくなるんだから。ほかを使わなければいけないんですから。私、この町に欠けているのは町民の立場に立ってきちっと考える職員ではないかなと思うんですね。さっきの学校教育課もそうですけど。町民がどういうふうに望んでいるのか、何を願っているのか、それを一番に考えなければいけないのではないですか。代表のお二人にお話をお聞きしました。一方的に使えなくなるからほかを使ってくださいと言われたと。そういうやり方はおかしいではないですか。まずそういう計画があるんだったら、まず利用している人たちが今後どうしたいのか、そこのところをまず1回確認してから話を進めるのが筋ではないかと私は思うんです。

これについては課長いかがですか。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

利用者の皆さまには十分な説明をもってご理解いただいたと認識しております。ただし、こちらの説明において意が十分に伝わらずに一方的と捉えた部分もあったのかもしれませんが。町民の皆さまに安心・安全な施設を提供して生涯スポーツを推進していくという立場から利用者の声を聞く中で適切な施設運営を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

適切な運営って具体的にはどういうことですか。4月から使えるんですか、使えないんですか。そこをはっきり言ってください。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

平成29年度の当初予算には今後の管理所管についての協議調整が整うまでの措置としまして教育費の体育施設費に下部小屋内運動場の光熱水費を計上させていただいております。よって平成29年度は従来どおり使用していただき、その中で利用者の意向を十分に聞かせていただき平成30年度以降の施設のあり方について検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ここは避難所でもあって、いざっていうときにはいつでも使えないと困りますよね。空手と雑刀の方たち、使ったあとはちゃんときれいに掃除をしているという話も聞いているんですね。そういうふうに使わなくなったら、いざ使いたいというときにホコリだらけだったりということも考えられるではないですか。そういう意味では避難所でもあるわけですからその人たちに使っていただいて、使ったら掃除をするというのが普通ですけども、そういうふうにしていただいて今後も使いたいって、使いたいという方たちがいる限りはぜひ一方的に切るようなことをしないで住民の皆さんのご意見を十分聞いて対処していただきたいと思うんですけど。

先ほど今年度は光熱水費の予算が盛ってあるけど、今後、話し合いをする中でというふうになんか本当に大丈夫なのかなとちょっと心配になったんですけど、私が思うにはやっぱりそういう使いたいと思う方がいる限りは使っていただけるようなことを考えていただきたいなと思っているんですけど、それについてはいかがなんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

現在、利用している団体の代表者の方とお話をさせていただきました。それぞれの思いもこ

ちらのほうへ伝えていただきました。町民体育館での使いにくさ、使いやすさもあります。それぞれ思うところがありましたので、29年度中そのへんのところを十分聞かせていただく中でどのような形で提供していけるか考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

では今後、使えるかどうかということは今後きちっと検討していただけるということで理解してよろしいでしょうか。課長、いいですか。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

繰り返しになりますが十分、意見を聞かせていただく中で今後のあり方についても含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

それでは2点目、子どもの貧困について質問をいたします。

厚生労働省の調査によると1985年に10.9%だった子どもの貧困率は年々増え2015年に発表した最新数値は16.3%、6人に1人まで増加をしました。昨年3月に発表された山梨子どもの貧困対策推進計画によりますと平成25年厚生労働省国民生活基礎調査では子どもの相対的貧困率は16.3%と過去最悪となり、約6人に1人が平均的な生活水準の半分以下の生活をしている。また子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%だが、このうち大人が1人の世帯では54.6%にもなる。県内の勤務形態では母子世帯は臨時雇用者、その他50.4%が最も多く父子世帯は正規の職員、従業員60.2%が多数を占めているが全国と比較すると母子世帯、父子世帯ともに正規雇用率は山梨県は低い状況にある。世帯の年間収入は母子世帯は100万円から200万円未満が34.0%で最も多く以下200から300万円未満が27.3%、100万円未満13.3%の順となっており、収入のない方を含み300万円未満が76.2%と多数を占めている。こういう県の貧困対策推進計画ということが発表をされて本当に県内の状況も大変な状況だなというふうに思いました。

昨年8月に子どもの貧困を考える会が県内で結成をされました。同会が取り組んだアンケートでは学校の教材費や給食費などの負担が重く押し掛かっていることや所得が低い中でわが子に人並みの暮らしをさせてあげられないつらさ、大学や専門学校への進学にお金がかかりすぎて、子どもの希望する進路を選択させてあげられない実態など多くの切実な声が寄せられました。この結果をもとに同会は1.返済不要の奨学金制度の創設、2.医療費助成制度の年齢拡大、3.給食費の補助、4.就学援助の拡充、5.高校入学準備金創設の5項目の要望を県知事に提出しました。その中で所得制限はありますけども5万円の高校入学準備金の実現をされたとお聞きをしています。

県内でもこういう状況がある中で12月30日の山日の新聞に子どもの貧困調査実施、2市村のみということで、調査をしたのが2つの町村だけだという話がありましたけども、やっぱり実態調査をきちっとした中で、では何が必要なのかということ把握するということは、県で全県調査をするという新聞記事も見ましたが、やっぱり一番町民の身近な行政、町としてきちっとこれを実態調査する必要がある。そして調査費、4分の3ですか、それは国からちゃんと補助が出るということなので、ぜひこれはする必要があるというふうに思いますけれども、この実態調査の予定は町としてどういうふうに考えていますか、答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

お答えします。

平成29年度において本町の子どもの貧困実態把握のためのアンケート調査を行う予定であります。この調査により子育て世代の生活状況、子どもの意識、また家庭における学習時間、保護者の経済状況等、貧困の状態に関わる調査を実施し、今後の効果的な施策の展開や仕組みづくりに生かしたいと考えております。この調査は国の地域子ども未来応援交付金補助率4分の3の申請を視野に入れて行うもので平成29年度の当初予算に計上させていただきました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

調査をしていただけるということなんですけど、どういう調査をされるのか、どこを対象としてされるのかをお願いします。

○議長（野島俊博君）

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

現段階においては予定ではありますが調査対象、町内在住の18歳以下の子どもがいる世帯約750世帯、あと小学校5年生から中学3年生まで350人。調査項目、これはまた今から関係課と詰めていきますが、教育の支援に関する調査項目や生活の支援、保護者の就労、経済的支援に関する調査項目等、今後関係機関と検討し選定していくような形を取っていきたいと思っています。

実施期間なんですけど6月より調査内容を検討し10月に調査表を配布、12月から2月に調査結果を分析し報告書を作成したいと考えています。

今後の見込みとしましてこの実態調査、分析の結果は今後の施策を行う際の基礎データとするほか各関係課、学校教育課、福祉保健課、生涯学習課、学校、保育所、社会福祉協議会、民生委員児童委員関係等の団体で支援体制を整え連携していく基礎資料としたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか遅いような気がして、もっと早くきちっと調査して何が必要なのかということをしていただきたいなと思いますけど、なんか実態を考えると、もう何しろ早くしてほしいというしかないですね。3月1日の山日で学校現場の貧困ということで新聞記事があったんですけど、南アルプス市が委託をしたフードバンクで調査をして、学校現場でやっぱり先生の2人に1人がこういうことに気が付いたということで、やっぱり学校の先生の気づきというか、そういうものも大事だと思うんですけど、さっき5年生からというふうにおっしゃったけど、もっと全学年も入れた中で先生からもやっぱりそういうことも聞きながら、ただここにもあるけど、先生がそういうのを把握してもどこに相談していったらいいのか、さっきいろいろネットワークをとって、いろんなところで連携をしますというのは聞いただけで、ではどこが責任を持ってきちっとするのかなというのはちょっと私、分からなかったんですけど、そういう窓口というのは必要ではないですかね。なんかあったときにここに行けば聞いてくれるというか、先生たちはやっぱり、現場は困っていると思うんですよね。そういう意味では町にどこかにここに相談すれば解決の糸口がつかめるみたいなのがないと、そのままになってしまうのではないかなという心配があるので、そういう相談窓口の設置が私は必要だというふうに思うんですけど、これはどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

議員さんのおっしゃるとおり本来困っている子どもさん、またご家庭が気軽に声をあげられる場所が本当に必要だと考えております。今はそれぞれ受け持っている子どもによって学校教育課であったり子育て支援課であったり、また福祉であったりそれぞれ対応していますが本来の姿はすべてが連携して、それを1つ軸になる機関があってそこには町民が声を直接あげられる、そういうところを今後、構築できるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

できるようにではなくて、ぜひしていただかないと困るんですよね。それは町長、そういうのは設置してください。できますか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど子育て支援課長が申し上げたとおり調査を実施します。先ほど言った日程よりも早くできるのであればできるだけ早くしたいと思います。その調査結果によって分析をして、そういう機関の設置と言うんでしょうか、そういうものも考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ早急によりしくお願いいたします。

そして町としての貧困対策ということで、昨日も教育長のお話とか町長のお話で今後もこういうふうが続いていきますということで、この身延町、県内では比較的、子どもの貧困がなく、子育て支援にしても施策がしっかりしていると私は評価をしています。保育料の軽減、病児・病後児保育、それから保育園の入園児の1万5千円の補助、3万円の小学校、6万円の中学校、それから修学旅行、それから校外活動の補助、教材費の補助、それから高校3年生までの医療費の無料化、それから向学館。こういうふうにさまざま、今、頑張っていっちゃるといことは評価をしているんですけど、でもやっぱり全国的に見て追いつけ追い越せではないけども、やっぱりこういう貧困が切実になってくるとどこもではどういうふうにしたらいいかということで、いろんな施策をもっているんな対策を立てていますよね。そういう意味ではもっとこれ以上にきちっと対策を立てていく必要が私はあるんじゃないかなというふうに思っているんですね。私が子どもの貧困ということを最初に考えたのはもう3年ぐらい前ですか、学校給食の現場に行ったときに都会では給食がない夏休み明けに痩せてくる子どもたちがいると聞きますけど、本町ではそんなことはないですよと言ったら、いや本町でもありますということをお聞きしてびっくりしました。もう子どもの貧困というのは都会とか田舎とかという問題ではなくて、やっぱりこれだけひとり親が増え非正規が増え親の所得が少ない中でどこにでもあり得ること、この身延町でもこの貧困対策はきちっとしていかななくてはいけないんだなということで、町としては学校給食費は2分の1ということでこれはすごい良い制度だと思うんですけど、県内には丹波山村と早川町と無料化をやっているところがあってどんどんこれに続いているんですね。全国でもこういう広がりというのはあります。就学援助ということも拡充していかなければいけないとは思いますが、やっぱり本町のようにすべての子どもたちを対象にするということが親も子も気兼ねがなくてちゃんと受けられるという意味では私は素晴らしいことだというふうに思っているんですけども、学校給食費が今2分の1ですけども、これを無料にするとか、それから奨学金制度の創設とか県で高校の準備金の創設とありますけども、それがどのくらい本町に波及してくるのかちょっと分からないですけども、これも町として私は考えられるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、町として今後貧困対策、どういうふうにされていこうとしているのか町長の答弁を求めます。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

議員さんの、先ほど説明した内容とちょっと重複するんですけども、2014年の厚生労働省の全国調査ですけども、これは平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す、これが子どもの貧困率ということになります。16.3%、6人に1人が貧困状態にあるとされています。現在までの町民を対象とした子どもの貧困に対する状況調査については本町では行っておりませんが、先ほどお答えしましたとおり来年度、早い時期に調査をさせていただきたいと思っております。そして例えば児童扶養手当の認定を受けているひとり親世帯、生活保護世帯、準要保護認定者以外のボーダーラインにいる貧困状態にある子どものいる世帯を特定するのが実際、現時点においては困難と思われまして。しかし先ほども議員さんがおっしゃっていただいたとおり本町では前町長のもと総合戦略を策定しまして結婚・出産・子育て・教育、そういうものに力を入れた施策を県下でもトップクラスで今、実施をさせてい

ただいております。

子育て世代が安心して暮らせる支援策としては、必然的に貧困状態にある子どもへの支援対策の一部であると考えております。さらには金銭的支援以外にも子どもの居場所づくりとして学童保育事業の無料化に加えまして、平成29年度から開設時間の延長と土曜日開設を実施する予定であります。特に全国的に母子家庭の貧困状況が深刻であることはご承知のことと思えますけれども本年1月末時点で本町のひとり親世帯は116世帯で、そのうち母子世帯は105世帯であります。児童扶養手当の認定を受けているひとり親世帯は90世帯で18歳以下の子どもがいる世帯の約1割に当たり年々増加傾向にあります。母子家庭はそのうちの84世帯になります。児童扶養手当現況届の際には、職業安定所および福祉事務所から職員を派遣していただき相談日を設けるなどして相談業務も行ってまいります。

ひとり親家庭に対する支援の取り組みは年々整備されてはおりますけれども、まだ十分とは言えないと思っております。本町においては今議会に条例改正の議案を提出させていただいておりますけれども、平成29年度に年収360万円未満のひとり親世帯の保育料軽減を実施し、さらなる支援の拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、議案の審議に際しましてはよろしくお願ひしたいと思います。

子どもの貧困は表面的には見えにくく、また行政に支援を求めない。貧困家庭とみられることに抵抗を感じる人など非常に個々の対応が難しい状況であると思っております。このため平成29年度に、先ほども言いましたけれども実施予定の子どもの貧困実態把握調査の結果をニーズに合った支援策や困ったときに気軽に声をあげられる機関の設置、各関係機関と地域の連携などネットワークの構築に役立てたいと考えております。

給食費についても先ほど議員さんおっしゃいましたけれども、早川、丹波山については子どもの数が、うちも減ってはいますけれども若干違いますので、そこも来年度に向けてまた検討させていただきたいと思ひます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

来年には給食費が無料になるかな、ぜひそういうふうにしていただきたいと思ひます。

ただ奨学金制度ですね、高校生も町民ですから、やっぱり困っている、入学、やっぱり制服とか中学校までいただけるけど、高校になったらちょっと大変というところがあるのでそれも検討していただきたい、奨学金も含めて検討していただきたいというふうに思ひますけれども、これについてはどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この実態調査の中でどういうところを希望なさるかということも見まして、町ができること、それについてはやっていきたいと思ひます。あと例えば私の頭の中で今、考えているのは高校へ通う通学費なんか助成できないか。今、小中学生はほとんどスクールバスで通学していますけれども、そのへんがなんとかできないか、いろいろ頭の中では考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

通学費も本当に頭が痛い問題で、それも検討していただけるということで、ぜひ積極的に早急にさせていただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時ちょうどとします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（野島俊博君）

議事を再開します。

次に通告の4番、川口福三君の一般質問を行います。

川口福三君の質問を許します。

登壇してください。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

本日は大きく分けて5点について質問をいたします。

まず農業振興対策についてであります。あけぼの大豆も産業課をはじめ商工会、JAを通じる中で商標登録されました。収穫期には枝豆体験ツアーというような形で年々愛用者も増えている傾向にあります。またこの3月閉校になる原小学校の校舎を活用して、あけぼの大豆の収穫処理施設作業所として計画されることは既存の施設の利用ということで地域の活性化も期待するところでもあります。この施設でのまず六次産業化に向けての具体策をお伺いするんですが、その前に今現在、町内で大豆の作付け面積、総面積、大体どのくらいの面積を昨年度作付けしたか伺います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

大豆、枝豆の作付け面積というご質問でございますが、町が把握しているところによろしいかと思いますが、町では毎年種子を販売させていただいております。そしてその種子を販売する際に作付け面積等を把握させていただいて種子を販売しております。町がいわゆる販売した種子に基づいた作付け面積が約20ヘクタールということになります。したがって、当然、自分で持っている種を用いまして作成している人もおりますので、20ヘクタールは町が把握しているものでございますから、それ以上は1.5倍ぐらいの作付け面積があるのではないかとこのように考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

20ヘクタールという答弁でしたが、大体、種の1キロに対する作付け面積、大体どの程度の広さになりますか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

1キロといいますが、作付け面積1反歩が約3キロぐらいというふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今の計算でいきますとおそらく昨年、収穫した種子の数量では絶対数は足りないと思うんですね。この種子の確保と同時にやはりこれから六次産業へ結び付けていく上においては、総生産量の絶対量を増やすこともまず第一だろうと思うわけです。その点やはり28年度の今、20ヘクタール栽培面積の中で昨年度、枝豆を除いて実際、大豆として収穫した総収穫量についても産業課で分かっておりますか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

産業課で今、把握できている数量につきましては、農協のほうへ出されて販売をした数量は把握をしております、約10トンぐらいは農協のほうをとおして販売されているだろうというふうに把握しております。そのほかに個々に農業法人なんかで販売をしたりしている人もいますので約15トンぐらいは出ているだろうというように把握しております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

15トンという答弁でしたが、六次産業化を進める上においては絶対量の数量をまず算出して、それからこの六次産業化へ結び付けるような形を、いわゆる逆算した形で計画することも必要であろうと思うわけです。一般的に大豆と言えば味噌、豆腐が代表的な商品ですが、やはりこの六次産業ということになるとその2品種ばかりでなく、多種多様な方法において大豆の加工をはじめ商品化されるというような形になるかと思えます。その点やはり町として今後進める上においては、六次産業の中でも何を軸において進めていくのか。それからその販路の拡充をどういった形でもって進めるのか。その具体策がこれまでの説明の中では示されていないわけです。ですから今、申し上げましたように目標を、絶対量をどの程度見込んでいるのか。また商品開発をどのような形で進めて、販路をどのような形で進めていくのか、その点について伺います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

ご存じのように本町におけます、あけぼの大豆の六次産業化への取り組みにつきましては身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の農業振興による新たな地域産業と雇用の創出の重点施策に位置付けられまして、平成28年度から国の地方創生加速化交付金を活用してさまざまな事業に着手しております。

現在、取り組んでいる事業内容といたしましてはあけぼの大豆振興協議会と連携を密にとりまして現在、栽培技術の向上研修、それから種子等の研究補助の拡大、収量・品質向上の研究、大豆・枝豆の成分分析、産地フェア、枝豆収穫体験、枝豆・大豆の町内観光スポットを素材とした情報発信等でございます。

この事業計画でございますが、先ほどありましたようにあけぼの大豆を身延町の特産品と位置付けブランド化を推進するために平成29年3月末日で学校統廃合により空き校舎となります身延町立原小学校を利活用し、あけぼの大豆拠点施設として整備してまいりたいと考えております。

整備内容といたしましては、校舎の1階フロアと校舎と体育館との間のスペースを活用する予定です。校舎の2階、3階につきましては防災上の観点から3階は使用しませんが2階は作業場や物置等に利用する予定でございます。また体育館、グラウンドにつきましては地域の活動拠点でございますので現状のままとする予定です。

まず校舎内の改修につきましては、作業効率を上げるために既存の下駄箱やロッカーなどは一部を除き取り外し、選別後の枝豆を茹で上げる加工場の1部屋とまた今後、新たな大豆加工等を手掛けるための加工場としての3部屋を改修してまいりたいと考えております。また職員室は拠点施設の事務室として既存のまま活用します。

次に校舎と体育館との間のスペースには、校舎と並行してプレハブ構造の作業所とトラクター等の農機具倉庫、ならびに雨天等の作業効率を上げるために屋根付きの荷解き場や作業スペースを新設します。作業所内には枝豆集出荷作業および大豆選別作業の機器を備え、保存用の冷蔵庫、冷凍庫も整備します。拠点施設整備の竣工は平成29年8月末までを予定しております。本年度の枝豆収穫時には本格稼働することとしております。

あけぼの大豆拠点施設は生産から加工、流通につながる拠点施設となり、あけぼの大豆の六次産業化に大きく寄与するものと考えます。さらに本事業の活性化につながるよう生産拡大を図るために県と連携した新たな圃場整備に着手するとともに年間を通じて所得向上を狙いとした加工施設の再編を模索したいと考えます。あけぼの大豆の六次産業化の取り組みの一端を申し上げましたが、町は今後もあらゆる角度から施策を講じ身延町版六次産業化に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

施設の設備の具体的な説明がありましたが、その設備内容についての質問はあとにいたしますが、この作付けの地域のいわゆる拡大を図るにはどのような形で推進を進めるのか。今現状のままではおそらく先ほど申し上げましたように絶対量が不足することは目に見えているわけ

です。ですから産業課としてこれから農家に対して作付けを推奨する上において、こういった形で進めていくのかについて伺います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

この間申しましたけども、当然、今の作付けの面積ではまず大豆が足りないのがもちろんでございます。したがって今現在、中山間地域総合整備事業におきましては相又、湯平に圃場整備をして、その圃場整備でもってできた効率的な農場につきましては、すべてあけぼの大豆を生産することになっておりますし、今現在また新たに県の農務事務所と今、検討しているんですが曙地区の古長谷、それから矢細工、また大塩地区に新しい圃場整備ということの今、検討も進めているところであります、いわゆる遊休農地、それから荒廃農地を町としましてはできるだけ効率のいい農場にして作付けを増やしていきたいと考えています。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、圃場整備という答弁がありました、圃場整備のいわゆるその地域、ここを整備したいんだという場合、条件的にはどんな条件が整わなければならないのか伺います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

県による圃場整備につきましては当然、国の補助金、補助制度を使っていきますので一団の土地ということになりますと約5ヘクタール以上の土地が必要ということを考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると今言う5ヘクタールですか、そうすると結局、それに該当する地域であれば作業場について申請すれば、いわゆるできる、できないというようなことはあとにしても計画の中では受け入れるということですか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

当然のことながら中山間総合整備事業は身延町におきまして今、北部、南部を取り組んでいるんですが、新たな圃場づくりになりますともう一度、その計画を策定しなければならない部分もありますが、やはり今のような状況の中でそのほかの交付金も出ておりますので、そちらでもって一団、土地が提供していただける、またそういった地域の声があれば前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると例えば中山間のいわゆる有害鳥獣対策をした地域で今言う圃場整備を計画したと

いう場合において、今度圃場整備をする地域を完全にサルが入らないような施設を造るんだという場合においては、町とすればその工事費に対してどのような考えで進めるのか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

今のご質問ですが鳥獣策をした中の取り組みということでしょうか。はい。鳥獣策は鳥獣策の施策でありますし、中の圃場はまた中の圃場として考えていくということになります。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

結局、その圃場整備に向けて今、答弁がありました。ここで先ほど細かな説明がありました原小学校の機械、いわゆるそこで働く人をどのような形で今後、募集なり職員を置くのか。そしてまた指導は誰がするのか、管理は誰がするのかについて伺います。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

あけぼの大豆の拠点施設につきましては、条例を制定しますが当面は町の直営ということと考えております。しかしながらその1年間の事業の中でも枝豆の集出荷の関係が非常にウエイトが大きく、短時間でこなさなければならぬ作業でございまして、それにつきましては今回の当初予算でも盛りさせていただいてありますが、約3カ月間の間はJA富士川さんのお力をいただいで運営をしていきたいと考えておりますし、臨時的な雇用につきましては町を通しましてハローワーク、それからシルバー人材等も通した中でそちらのほうから人材を雇用する予定でございまして。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そうすると今の答弁ですとJAさんの職員を中心的にその事業を進めると。JAにはかなりそうした経験のある職員もおられると思うんですが、町の直営ということになりますと、あつてはならない、いわゆる機械を使う以上は事故等も考えられるわけですね。そういった点をやはり徹底することによって、そういった事故につながるようなことがないように行政側からも指導監督をお願いしたいと、このように思います。

次の、先ほどもちょっと言いかけた中山間事業が行われた地域での有害鳥獣防止の補助金の復活について伺うんですが隣の町、南部町においては中山間工事をした地域であってもこの補助金を町独自で出しているというようなことで、この間、私も足を運んで行って産業課から説明を受けました。行った先に一度に20匹、サルを捕獲できたというような檻も見てきたんですが、やはりこれは町として中山間をやったから、以前出した補助金は出しませんというのが今現在は身延町はきているんですが、大豆においては本当にもうサルが収穫間際になって、もう電柵がしてあろうが何がしてあろうが入ってくると。1匹や2匹ならいいんだけども20、30のサルが入られるともう収穫どころではないというようなことを、先ほど答弁をいただいたようにいくら作付け面積を増やしてみてもサルによる被害はどうしても防止しなければなら

ないというようなことからこの補助金の復活はぜひ、いわゆる農家としてもお願いしたいという声が聞こえるわけです。

以前は個人でもって自分の畑だけを電柵をつくる場合においては補助金を出していただいたんですが、そのへんのその畑同士、いわゆる隣り合わせた畑を合わせた中でその区画を共同でもって申請する場合においては、あとの管理もお互いに管理するというようなことから中山間の管理以上にあとあとの管理も徹底すると思うんです。そうした点を考えた場合、この補助金の復活をぜひお願いしたいんですが、町としてはどのようなお考えでられるのか。

○議長（野島俊博君）

遠藤産業課長。

○産業課長（遠藤基君）

お答えいたします。

川口議員がご指摘されるように中山間地域総合整備事業で集落全体を囲むように整備をいたしましても集落内の公道や河川等は未整備となりましてシカ、イノシシ、サルによる被害が絶えない等の生産者のお声をいただいているのは事実でございます。

現行の町の補助制度につきましては、有害鳥獣防除用施設設置補助金がありまして資機材の購入の2万円以上を補助対象としまして資機材購入費の10分の8以内、5年間で30万円を限度として補助しているような制度でございます。しかしながら町の補助事業につきましては中山間総合整備事業の実施地域内では現在、支給対象としておりません。

したがいまして、ご指摘の補助金復活というようなお言葉でございますが町では鳥獣害による農作物の被害防止は生産者の喫緊の課題であると認識しております。川口議員ご指摘の補助制度見直しにつきましては、町の財政負担も考慮しながら鋭意検討してまいりたいと考えておりますし、これは今の現状でも個人でも、複数の人が隣り合わせの畑を持った人の補助申請でもこれを受けておりますので、そのへんはそういうことも考慮しながら鋭意検討していきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

先ほどもお話ししましたように隣の町では出しているけど身延町では出していないというような、行政によってやはり、もちろん財政的な面も絡んできますが農家にとっての意欲を欠くようなことではいけないなと思うわけです。ですから大豆は作りたいけども今言う被害を想定すると作る気にならないというような声も聞かれるわけですね。ですからこの補助金制度の復活はぜひまた検討していただいて、できるだけやはり農家の味方になるような形で進めていただきたいと。ですからくどいようですが、よその町に負けられないような行政側の農家に対する援助策といいますが、身延町は先ほど同僚議員が保育料とかほかの手当の問題、よその町に負けられない身延町だというような話もありました。この農家にとっても同じように身延町ではとにかく、これだけの支援をしてくれるから同じ作物を作るにしても張り合いがあるよというような形に進めていただきたい。

また今、質問しているのはあけぼの大豆を主力で進めているんですが農家とすればやはりほかの作物、例えばサルやイノシシにやられない作物ですね。それをまた町でも推奨して進めることも一つの農業政策の上においては必要であると思うわけです。その点は私もいろいろ作っ

てみてこんにやく栽培とか、ほかの作物もいろいろあるわけです。ゴマとか。だからサルやイノシシ、鳥の被害にあわないような作物を奨励してこれからの地域の農業の産業化に結びつけるような、今現在は農家でなく百姓ですよ。やはり農業として業をなされるような形にもっていくことが産業課としての務めではないかと思います。

それでは以上で1番目の質問は終わります、2つ目の婦人消防団員の結成についてお伺いいたします。

県下でも各市町村において消防団員が不足しているというような傾向の中で婦人消防団を結成している市町村もございます。本町においても現在、定数が740の団員定数のところ現有団員が698人というような報告をされたんですが、この内容を見ますと部においては5つの部が全町で10人以下だと。各部ともおそらく部の定数を設けて消防団運営はしておられると思うんですが、町として1つの部を何人くらいを部として計画されているのか伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきたいと思います。

町として1つの部に何人という決まりはございませんけれども、ポンプ車があるところにおきましては最低でも5人、それから小型ポンプがあるところには最低でも4人の団員が必要ではないかと考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今5人ないし6人というような答弁でしたがやはりこの消防団員、今ここでもって698人の団員の数は町のほうへ届け出されておられるんですが、この実数はおそらくこれより少ないのではないかと思います。というのは現在、町外にいてなんとか地元の消防団活動だけはしなければということで、この数へ入っているというようなケース。ですから自治消防のまず第1の目的は何かと言うと防犯防火の啓蒙をはじめ火災の場合の初期消火なんですよ。火災が大きくなれば広域のほうでもって対応してくれるから初期消火体制がいかに組めるかが自治消防の一番の大事なところだと思うんです。

私も旧町時代、一応、団長をやらせていただいたという経験の中から当時、団員が昼間の火災が発生した場合、勤務先から何分で帰れるか、いわゆる調査したわけです。だけど10分以内に帰れるという団員はわずか2割しかいなかった。これも全体の2割ですから、今、各部において5人、6人の団員がいなければ消防車も出せないというような状況では到底対応ができないわけですよ。かつてその当時、旧中富の曙の中山で山火事がありました。昼間。早速、現場へ行ったんですが、その当時は中山の消防団員はほとんどがよその地域へ勤めて出ていなかった。たまたま遅沢地域のご婦人がその火事を知らされて消防車を現場まで搬送したと。われわれが行ったときはすでに消防車が来て、すぐ放水できるような体制であったというようなことから本当に山火事もわずかな火災でおさまったという事例がありました。このことを考えると今言うようになぜ婦人消防団員が必要かということは、常にご婦人は家庭にというより地元にいるケースが多いということから消防団員に入っていれば消防車も運転できると。だけど単なる婦人では、もちろんその対応もできないというようなことから当然、消防団員の結成

も必要ではないかなと思うわけです。行政として今後この婦人消防団員に対する考えはどのようなお考えであるか伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

平成28年4月1日現在の本町の消防団員数につきましては、先ほど議員さんおっしゃったとおり698名となっております。平成16年の合併当時の団員数829人、団員の平均年齢37歳と比較いたしますと団員数は131名減少し、平均年齢は4歳上昇しまして41歳となっております。団員数の減少と高齢化が進行している状況ではありますが現在、町村の中では最多数の団員数を確保することができております。

議員ご指摘の女性の消防団員につきましては、全国的にも増えてきていることは承知しております。県内の状況ですが27の消防団中10の消防団で女性の消防団員が所属しており、その総数は120名となっております。町村では市川三郷町に12名、丹波山村に1名所属しております。

活動の実態としましては、市川三郷町の団員は平成23年の全国女性消防操法大会に出場するために発足した女性消防隊で出初め式など式典の司会や各種祭典の際、消防団のPR活動を行っております。丹波山村の団員は東京から移住した方で女性地域おこし協力隊に所属しており、本部付きの救護班として活動をしているようでございます。このように県内の女性消防団員の主な活動は式典等への参加やPR活動であり災害現場への出勤はないようでございます。

今後も消防団員の確保に向けたPR活動を行うことと併せて近隣町の状況を見ながら女性消防団員の確保についても検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、総務課長のほうから答弁いただいたんですが、私も一応、議員の中で消防委員をさせていただいております。結局、消防委員をさせていただいても今言う、別に会議があるわけでもないし、ただ議員の中でもって消防委員が必要だからということでもって消防委員を任命されて受けているというようなことで、あってもなくてもいいような職員ではないかなと思うわけです。ですからやはりこの消防委員自体の存在すら分からない。結局、今言う役職に対する任務とかそういったことも示されていない。ただ充て職みたいな形でもって議員の中から3名の消防委員をとということでもって出ているんですが、こういう問題はもちろん消防団、団長をはじめ本部役員、各分団役員等もちろん組織はあるんですが、そうした組織の上にとにかく組織の上からも消防委員としてのなんか意見が言える場がないかなと思うわけです。この席でそんなことを言うのもあれですが結局、身延町の出初め式といえば文化会館において表彰式で終わると。だから以前、旧単町にも話をしたんですが消防の一番大切なことは出初め式で団長の訓示を受けることが一番大切なんだと。だけど、まして文化会館でやる行事においては表彰される団員だけ来て、いわゆる入ったばかりの団員は団長の顔も声も聞かないで終わると。それは訓練の場があるからといえばそこまでかもしれないけども、やはり消防団としての出初

めというのは本来なら屋外でやるのが本筋ではないかなとつくづく思うんですが、こんな機会だからついでにそこまで話をしましたが、やはりそうした面も考えて、この婦人消防団員もいればまた消防団としての花形にもつながるといようなことから、ぜひまた前向きに検討していただいて実現を図っていただきたいと、このように考えております。

それでは3点目の下部地区の小中学校閉校について伺います。

旧中富においては中富中、静川小、この3月、原小も閉校になってしまうんですが、その3つの学校は共に再度利用されてきた。しかしながら聞くところによると下部地区の小中学校、久那土の小学校、中学校、それから下部の小学校、中学校にしてもなんら計画もお聞きしていないんですが、この今後の閉校後の計画はどのように行政側で計画されているのか伺います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町総合戦略におきましては、空き校舎等について地域住民のニーズを踏まえ利活用を図りますとしております。下部小中学校につきましては、企業等から校舎の状況についての問い合わせなどがあります。地域の住民のご意見を賜る中で活用策を検討していきたいという予定になっております。

なお、福祉介護事業の創設においてはC C R Cを推進し空き校舎等を活用した福祉サービスによる移住定住の推進を掲げてあります。久那土小中学校につきまして、このような形で身延町版C C R C実施の方向性を示し、すでに身延山大学と検討を始めたところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今それぞれなんらかの計画があるようですが、この平成の合併、この合併において下部地区の住民は誰一人として旧下部から学校がなくなるなんてことを想定した人はいないと思うんですよね。そうした点を考えると当然、行政としても全体的な町のバランスを考えた中でそれぞれの地域の活性化につながる計画を持つことがまず第一ではないかと。旧久那土地区においては保育園から高校まである、いわゆる文教地区ですね。また下部小学校、中学校、あそこも五条ヶ丘という非常に日当たりの良い、環境の良い場所に学校があったと。そうしたような条件でありながら合併によって学校がなくなると。やはりこれからそれを進める上においては、それぞれの地域をなんか活性化につながるような方策を行政として、また地域としての意見を汲み入れた中で進める必要があると考えます。

幸い、先ほども申し上げましたように中富の場合はなんとか再利用されたからよかったなと思うんです。ですからこれは統合問題を議会で論議するときも当然、統合は統合であっても廃校後の計画をもって統合計画を進めるべきだということは、この一般質問の中でも大きな声で訴えたこともあります。ですからこれを旧下部の場合はこの3月でもうすべての施設がなくなると。学校としての利用がなくなるんですから早い段階で、やはり地域の人たちの要望を踏まえた中で活性化につながるような方向にぜひともお願いしたいと思います。

次に4番目の役場の組織機構について伺います。

合併して10年が経過し総合戦略など新たな事業展開が見られますが組織機構の見直しを図

り効率的な事業展開をしていく必要があると考えますがこの点、町長はどのようなお考えでられるのか伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

現在の役場組織は19の部署で構成をされております。議員からのご提案のとおり社会情勢の変化や新たな事業の展開などに対応し、組織機構の見直しを行いながら常に最小のコストで最大の効果を目指すことが地方自治の根幹でもあります。組織の機構改革にこれによしというものはありません。状況の変化を的確に捉え町民の皆さまの期待に応えるべく常に最良の組織を目指していかなければなりません。

現在、少子高齢化、生活環境問題、多発する大規模災害など取り組むべき課題が増大する一方で税収や地方交付税の減少などにより地方自治体にとって大変厳しい状況が続く中、重要度や優先度を総合的に判断し、より効果的で柔軟性のある組織を目指していく必要があると思います。組織機構改革を行う場合は町民サービスの低下を招かないためにも十分な検討の上で機構改革に取り組まなければならないと考えております。

業務の忙しさなど優先度に合わせた人員配置や限られた人員の効率的活用を図り、各職員の自立を基本とした組織運営により職員一人ひとりが自覚を持ち意識高揚につなげていくことが必要であります。

しかしながら機構改革の効果を十分発揮させるためには職員の意識改革とともに町民の皆さまのご理解とご協力が不可欠であり、しっかりとした準備も同時に必要となりますので今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

19の課があることは私も知っておりますが、なぜこんなことを言うかという以前、学校問題で進めるときに教育委員会部局だからといってよその課はタッチしないというか、口を添えないというか、進めていったと。だけど考えてみると教育というのは人づくり、まちづくりですよね。総体的な面から当然教育委員会部局だけでなく役場のあらゆる課が意見を出し合って進めるのが本来の統合の仕方ではないかと思うわけです。

今回たまたま自然の里の問題を町長自ら進めようとして今までわれわれに説明をされてきましたが観光課はじめ産業課、政策室がこぞって説明されたと。これはかつてないことなんです。何をしても単一の課でもって進めるということは非常に計画倒れで終わってしまうと思うんです。ですから例えて言えば観光と産業は関連している。それから財政と政策は、とにかく政策立案するにおいても金が必要だから両課でもって政策を立てる。これは必要なことだと思うんです。今のこの19の課が、ましてや下部にも教育委員会部局、それから身延には観光課、地籍があり、そうした出先もある。そしてまた町民の中からはこういう声も聞いたんですよ。なぜ役場では月曜日、課長会議をやらなければならないんだと。今の時代はテレビ電話もあるしITの時代ではないか、いちいち月曜日朝、尊い時間を出先から本庁舎へ寄って課長会

議をやる、あの時間は無駄だなという声も聞かれるわけです。これはやはり行革を進めていく上においては非常に大切な意見だなと。行き来の時間といえは30分以上かかりますよね。町民が月曜日だからって各課へお願いごとか相談に来たら課長がいなくて素帰りをしなければならぬ。この月曜日という曜日を変えるなり、また今ネットの時代ですからネットを利用した段階で会議自体は月1回とか2回に抑えて、毎週、課長会議をやるのもどうかと思うわけです。やはり町民がそれを望んでいるんですよね。これは私自身の考えかもしれないけども、こうした機会にやはりこの課の編成、また課長会議等、あらゆる組織の会合等もやはり町民の立場になって進めるような形、これは絶対必要であろうと思うわけですが町長自らのお考えはどのようなお考えでおられるか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

まず月曜日の課長会議についてですけど、必要に応じて実はやっています議論する内容がないときには中止にして現実的にやっております。ただ、やはり今、テレビ電話と言うんでしょうか、そういう装備もありませんし、課長会議によって私も課長さん方の顔がじっくり見れて、今どのように皆さんが仕事を進めて何を考えているかということも把握できますし、ただ分庁舎にあるところは別ですけども、本庁の課長に用があった場合には別に課長会議から呼んでいただいても対応できますので、また今後、その課長会議のあり方については検討はさせていただきますけども、当面これまでと同様の状況になると思います。

それと組織ですけども、総務課長とも話をよくしているんですけど今回は私も10月24日に町長にならせていただいて、まだ日も短いということで改めて組織の改革ということはしなかったんですが、来年度一年かけてよく内容を見ながら組織改革についてもどうあるべきかというところは考えていきたいと思っております。ただ、その中で先ほど青少年自然の里の問題が出ましたけども、私は仕事は縦割りですべきではないと思っています。それぞれの課がやはり共通の認識を持って、すべてが一緒になって仕事を進めていくべきだと思っていますので今後はありとあらゆる仕事について、課をまたいだ中でプロジェクトチームみたいな形で仕事を進めていくつもりであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

非常に前向きな答弁をいただきました。

では最後になりますが町民のポスト設置についてですね、これはなぜかと言いますと議会で3月、9月議会のあと旧町ごとに町民との懇談会を催してきましたんですが、学校の統廃合問題があるときには参加者も非常に多かったと。しかしながら最近に至っては少ない会場は町民が3人だというような状況でもってきたと。これはやはり人が寄ればそれだけ町民からの声も出るんですが、やはり3人、5人というような状況ではなかなか意見としても出てこない。町民が誰でも行政側へアイデアなり提言なりできるような町民の声ポストを設置して、広く行政の運営に役立てるような形、今回も身延高校の生徒のアイデアがああしてさくらの里づくりを進めるというような経緯もあります。これもやはり新たな場でなくてもそうした声を持っている

町民が多々あると思うんですよ。そのアイデア、知恵をいかにこれからのまちづくりに生かしていくかはこうした町民の声ポストを設けることによって、また1つ、新しいアイデアも出るんじゃないかと思うんですが、その設置についてはどのようなお考えか伺います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町では平成17年3月に身延町長への手紙に関する要綱というのを決めました。広く町民から身近な意見や建設的な意見および要望等を町政に反映させるため、町長への手紙制度を実施し、もって町政への住民参加を推進するとともに町政の効率的な運営に資することを目的として実施してきております。

提案等を行う町民につきましては、指定の用紙および専用の封筒に必要な事項を記載し直接町長に提言ができるということになっております。また一般郵便物、ファクシミリ、電子メールを用いても町長の手紙として取り扱うものというふうになっております。

なお、町のホームページにお問い合わせフォームを設定しており、気軽に戸籍関係や観光関係などの問い合わせができるようにもなっております。

今後、町長の手紙や町のホームページのお問い合わせフォームについて活用を図るため、広報紙やホームページでお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

そしてホームページが使える人はいいんですね。だけど一般的に町長への手紙というような方法もあるということですが、やはりわざわざ手紙として出すより本所、各支所へポストが置いてあれば気軽に提言できるというか、入れられるというような方向になると思うんですよ。ですからこの問題はぜひ前向きに検討していただいて、大きな町民の声を行政に反映できるようにぜひ努めていただきたいと思いますことをお願いして私の質問は終わります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

川口福三君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時51分

平成 2 9 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 6 日

平成29年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成29年3月6日

午前 9時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第16号 峡南広域行政組合同規約の変更について
- 日程第16 議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第17 議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第5号)
- 日程第21 議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第 2 2	議案第 2 3 号	平成 2 8 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 2 3	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度身延町一般会計予算
日程第 2 4	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 5	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 6	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計予算
日程第 2 7	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 2 号	平成 2 9 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 3 3 号	平成 2 9 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 3	議案第 3 4 号	平成 2 9 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 5 号	平成 2 9 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 6 号	平成 2 9 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 7 号	平成 2 9 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 8 号	平成 2 9 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 8	議案第 3 9 号	平成 2 9 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 0 号	平成 2 9 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 4 0	議案第 4 1 号	平成 2 9 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第 4 1	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第 4 2	議案第 4 3 号	平成 2 9 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第 4 3	議案第 4 4 号	平成 2 9 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第 4 4	議案第 4 5 号	身延町第二次総合計画基本構想の策定について
日程第 4 5	議案第 4 6 号	身延町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 4 6	同意第 1 号	身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第 4 7	同意第 2 号	身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
追加日程第 1	議案第 4 7 号	西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更について
追加日程第 2	議案第 4 8 号	財産の取得についての議決の一部変更について

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	赤池	朗	2番	田中	一泰
3番	広島	法明	4番	柿島	良行
5番	芦澤	健拓	7番	河井	淳
8番	福與	三郎	9番	草間	天
10番	川口	福三	11番	渡辺	文子
12番	伊藤	文雄	13番	深澤	勝
14番	野島	俊博			

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉											
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理者	竹ノ内強										
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人										
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司										
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳										
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基										
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文								
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	下	水	道	担	当	副	主	幹	佐野博樹
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三									
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦								

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

また本日は追加議案2件が提出されています。

本日は提出議案の質疑、委員会付託の日程となっております。

議案第3号から第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号から議案第16号、議案第45号および議案第46号はお手元に配布した委員会付託議案付託表のとおり各常任委員会に付託を予定しております。このうち議案第45号は連合審査を予定しております。また議案第17号から議案第32号については予算審査特別委員会に付託を予定しております。このため質疑は大綱のみに留めてください。また議案第7号、議案第10号、議案第33号から議案第44号および同意第1号、同意第2号は委員会付託省略議案のため本日採決を行う予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

これから質疑を行います。

日程第2 議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

この中小企業・小規模企業振興基本条例というのは私がぜひつくっていただきたいということとででき上がったもので大体内容を見てみると網羅しているとは思いますが、ただ2点ちょっとこれを入れてほしいなというのがあったんですけども、教育機関の役割というものがあることを見当たらないんですね。やっぱり子どもたちの教育においてこういうものは必要なんではないかなというふうに思って、葦崎とかそれから甲府ですね、条例の中にこういうものが含まれているということで、やっぱりこれは必要なんではないかなと思っています。

それからもう1点は協議会とか推進委員会とかそういうものの設置が謳われていないんですけども、これも実施状況の検証とか調査とか審議とかこういうものが私は必要ではないかなと

いうふうに思っ、これも入れておく必要があったんではないかなというふうに思うんですけど、この2点について町としての見解をお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

教育機関の役割ということですが住民等の役割、町民等の役割とか協力とかも謳われているわけなんですけども、今後そういった面が必要ということであればまた内容等、検討していきたいと思います。協議会等につきましても、これまでも創業支援の関係、町あるいは関係機関等と協議を行いながら進めてきた経過もありますので、今後そういう設置が必要かどうかという、そういうところも含めまして検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

必要であればではなくて必要だと思うんですね。よそのいろんな条例が県からはじまって、たくさん条例が制定されている。そこはたぶんきっと市川と大体同じだからこれを見たのかなというふうに思うんですけど、やっぱりほかの先進事例なんかもきちっと検証する中でこれは必要だと私は判断したんですけども、町のほうではその判断がなかったのかなと。これからではなくて、ちゃんと条例を制定するときにそういうところもきちっと点検というか精査しながらやっていくのが私も本筋だと思うんですね。あとから付け加えればいいではなくて、せっかく制定するわけですからちゃんとしたいいものを制定していただきたいという意味で、こういうふうに制定するときにはやっぱりよそのそういうものもきちっと見る中でこれは必要だなというところが私はこの条例を見てそう思ったので、今までのそういうよそのところを見て、これはとりあえず必要ないということに入れなかったんでしょうけども、そのところの経緯というか、どうして必要ないと判断したのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

この条例の制定につきましては、議員さんもおっしゃったようにそれぞれの近隣の町村とか県内のところの条文等を参考にさせていただいた経緯はあるんですが、内容につきましては関係者のほうと、商工会とも協議したり町の中でも協議したりする中でこのような形に決定させていただきました。今後につきましては先ほど申し上げましたように内容等、必要であれば検討させていただきまして、また対応していきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

ほかにありますか。

渡辺さん。最後です。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっと満足できない回答ですけども、できてしまったものですから今後これにきちっと検証する中で付け加えるなりなんなりしていただきたいと思います。

それから11条の7項目に町が発注する工事、物品購入とかとあるんですけど、受注機会の

増大に努めるということが書いてあるんですけど、現在、町ではやっぱり町内の業者ではあるけれども、ほかで受注しているということが多々あるのではないかなと、物品購入にしてもそうなんですけども、そういうところはきちっとこの条例を踏まえてしないと条例違反みたいになってしまいますので、やっぱりこの町内業者を優先するようなことをきちっとやっていかないといけないと思うんですけど、これに関して今どういうところで、私は物品購入なんかはかなりよそから入ってきているのではないかなというふうに思っているんですけど、このところは今後どういうところに重点を置いてやっていこうと思っているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。最後です。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

物品購入等につきましては、現在もできるだけ町関連のものを使うというような方針で行っております。今後もそのような形でできるだけ町内の業者のもの、あるいはできるだけ地元で生産されたような、地元が潤うような形の購入方法等を取っていくような形になるかと思えます。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

ただいまの入札の状況なんですけれども、指名競争入札を行っておりまして指名参加願いを出していただいたところに発注をかけるようにしております。

なお、その中でも町内優先に進めていっております。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第3 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第4 議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

日程第5 議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

日程第6 議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第7号は委員会付託省略議案のため、本日討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は直ちに討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第7号の討論を行います。

まず原案に反対の発言を許します。

(な し)

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第7号 身延町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

渡辺さん。

○11 番議員(渡辺文子君)

この町営バスは増穂商業だったり身延高校だったり行く生徒たちの利便性を考えて延びたということはとてもいいことだというふうには思うんですね。ただ一方、今までの路線ですね、中富南線、身延循環線、中野線、これが利用者が少ないということで廃止になってしまっている。これは大きな私は問題ではないかなというふうに思っているんですね。説明会、こういうふうになりましたという説明会に行きましたけれども、決まりましたではなくて利用状況が少ないんだったらどういう状況なのかということ、現状をやっぱり町民の皆さんからきちんと聞き取る、聞き取った上でこうしますというんでしたらまだ分かるんですけども、ただ単に

利用者が少ないということで、一方的に3路線を廃止にしてしまうということは本当に町民、少なくとも中富南線だと1日平均6人、それから循環線だと15人、それから中野線だと3人ですよね、平均。でもこれだけの人が、今度はデマンドとおっしゃっていますけどもデマンドはデマンドでとてもいいものだとは思っているんですけども、利用者も多くなっているということは理解しているんですけども、やっぱり利用しづらいとか予約をしてもなかなか来てもらえないとかそういうことがありますので、今ある線、特に中富南線ですね、前は中富町時代は無料だったと。それが身延町になったら200円になった。今度は廃止ですかという話なんです。本当に住民の皆さんが、ただ利用者が少ないということで利用できなくなってしまうということは、やっぱり利用者の皆さんの声を第一にまず考えて検討すべきではなかったのかなと。決まってからこうなりました、説明会があったんですけども、それも少なかったですね。例えば中富南線の集落に行ってみてもそこまで行くのが、説明会に行くのが大変ということで各集落ごとに説明するなり意見を聞きに来るなりしてくれば本当はよかったというような声も聞きました。やっぱり一方的に利用者が少ないということで切ってしまうのではなくて、どうしたらその人たちも含めて便利になるのかということを考えるのが行政の仕事だと私は思っているんですけども、そういう意味で最初にこれを決めるときにどうして、ただ利用者が少ないということではなくて、どういうふうに使っているのかとか、そういうことを聞く手段を持たなかったのかというのがちょっと疑問なので、そのところがどうしてなのか。

それからこの前も説明会で出ていましたけれども、本当に切ってしまうと困るんだという声にどういうふうに答えていくつもりなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

町内のバス路線の見直しということのご質問でございます。

本町では今言われましたとおり中富南線、循環線、そして中野線の廃止の説明会をさせていただきました。これに至るまででございますけれども今回、総合戦略の前倒し事業ということで国の交付金事業をいただきまして公共交通の全体の見直しを行ってまいりました。その中で町民のアンケート等を実施しながらどうしたら皆さんのご期待に沿えるようなことができるかどうかということで町内全体の公共交通の見直しということを図ってまいりました。やはり買い物、通学、通院等の要求が多かったというのが現状でございます。その中でうまく両立していくにはどうしたらいいかというようなことで、やはり先ほど言われましたように全体的な見直しの中で南線、循環線、中野線の廃止に至ったものでございます。

町内5カ所で住民説明会を実施いたしましたが、町の方針というようなことでの説明になったことは間違いありません。やはりもう少し早くから率直な意見も聞いてもよかったのかなとは思っております。

今後このバス路線をうまく利用してもらいながら、そして既存のデマンドタクシーをフルに活用し足りない場合などは増便をしてもいいではないかというような考えを持っておりますので、町民の皆さまにもっと使いやすくご理解をしていただくようなことをご説明をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

もう少し住民の意見を早い段階で聞くべきだったと、そのとおりで、あと議員にも説明がありましたよね。あのときも、私もほかの議員もいろんな意見を言ったと思うんですね。だけど全然、もう条例ができてしまったあとでいくら説明をされても私たち議員は町民の声を受けてどうしたらいいかということをやっぱり考えているわけですよ。そういう私たち議員の声もなんの反映もできなかったではないですか。ただ、一方的にそちらからこういうふうになりますという説明ではなんの意味もないんじゃないかなというふうに思うんですね。さっき住民からもっと早くにとおっしゃったけども、私たち議員にももうちょっと早めにそういう説明をして、どうしたらいいですかというようなこともしていただかないと、なんのために私たちは説明会でこういう意見があるということを行ったのかなと。全然反映されていないし、反映する時期もなかったというふうに思うんですね。そのところはやっぱり行政、私、一般質問でもそうだったと思うんですけども、やっぱり住民の声、住民が何を望んでいるのか、どうしてほしいのかということをもっと第一に考えて、それに沿うような行政のやり方をやっていかないと、本当に行政だけで突っ走っているということでは私はどうしようもないと思うんですね。やっぱり住民中心にして住民の皆さんのご意見を聞きながら進めていくというようなことをして、全体的にしていたかないといろんな施策は生きてこないんじゃないかというふうに思うんですけど、町長はこういうことに関していかがでしょうか。住民の声をきちっと反映させていくということに関して。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員がおっしゃるとおり町民の声を反映するというのはわれわれ行政の務めだとは思いますが。しかし限られた予算の中でバスを運営していく中でやはり一番住民の利便を考えたときに高校生なんかは私もかねては富士川のほうに家もあって、こちらへ副町長のときは通ったりもしていましたけども、そのときに雨の日であろうと雪の日であろうと増穂商業の子が歩いて行くんですね、いつも。きっとこの子たちは身延の子なんだろうなと思いつつ、バスの計画の中にそれぞれの高校とか、もう少し延ばしたらどうかという発言も私のほうからさせていただきました。そういう中で先ほども言いましたけども、予算の中でどうまわしていくかということも大事でありまして、一人ひとりの意見にというか要望に対して本来は応えられればいいんですけども、やはり絶対的に数が多いところをどうしても見てしまうというのは傾向にあると思います。なかなか一人ひとりの要望すべてに応えていくというのが見てのとおりこの身延町、効率が悪い地形ですから難しい面も多々あると思うんですね。そういう中で今回はこれがベストだろうということでやらせていただいております。

ただ、ちょっと今、検討しているのは急に廃止といふとかなり今まで利用していた方も不便を感じると思いますので、暫定的に何か支援ができないかということで政策室のほうには私のほうから指示をして例えば1年ぐらいはなんかそれに代わる支援ができないかということで検討しているところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん高校生は助かりますよね。それはそれでいいんですよ。ただ、それと一緒に今まである、少ないですけどもお年寄りが利用していたところ、どうしても数が多いところを優先とおっしゃるけど、でも効率が悪い身延町の中で、効率の悪いところに住んでいるんですよ。ずっとそこに住み続けたいと思っているお年寄りから足を奪ってしまうということになると思うんですね。やっぱり説明会的时候でも言ったけども、では経費がかからないように、もうちょっと小さい車を用意して続けるとか私、方法はいくらでもあるのではないかなと思うんです。一概に切ってしまうということではなくて。そういうことを、この条例を出して切る前に考えてほしい。切ってから、では1年間考えましょうではなくて、切る前にどうしたらその人たちが不便を少なくするのかということを考えて条例を私はつくるべきだと言っていて、町長がおっしゃるようにもちろん高校生は喜んで利用すると思います。ただ、その反対に廃止になってしまうお年寄りがあるということもやっぱり考えないと。少ないからいいのか、効率が悪いから切っていいのかという話になってしまうので、そのところもよく考えながら、皆さんのご意見を聞きながらこういう条例はちゃんと上程をしていただきたいというふうに言っているんですけど、そのことに関しては予算がとおっしゃったけども、やっぱりそういう少ないお年寄りも大切にするという思いはやっぱりきちっと分かっていたきたいと、分かっていたらと思うんですけど、そのところは今後も含めて1年限りではなくてしていただきたいと思うので、どういうふうにしていく方向なのか町長お聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

決して個々の少ないところを粗末に考えているわけではございません。ただ行政としてどこまでできるかということもありますので、その中で今回の判断ですけども、ただその路線を切ったということで、すべての足がなくなるということではないんです。そのためにデマンドというものがありますから、そのデマンドを先ほど室長が言いましたとおり今後もし足りないようであれば台数を増やすとかそういうことは考えられると思いますし、もっと使いやすくということもありますし、ある議員さんから個人的にはデマンドを申し込んでお年寄りが使うというのはなかなかやりにくいということも実は聞いております。ただ、この間も答弁したとおりそれぞれの窓口で申し込みなんかもやりやすいようにその場ですぐ受け付けができるようなことを職員も心がけておりますので、ぜひデマンドを活用していただきたいというように思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありますか。

深澤君。委員会に付託してありますので大綱に留めてください。

○13番議員（深澤勝君）

当条例改正につきましては大変なご苦勞をなされたことと思いますけども、私は今年の1月16日から18日まで町民への説明会が開催されております。運行路線等の図面も参加者に渡

されて説明がなされています。しかし最終的な運行路線が町民に説明されたあとに一部変更されていると、こういう部分がございます。甲斐岩間駅への乗り入れがなくなっております。この甲斐岩間駅への乗り入れは中富地区の住民としたら大変利便性が高く期待をして喜んでいただいております。私が問題視するのはこの町民への説明会をわざわざされたのちに路線の一部を変更されて、この結果は計画性を失うとともに行政への信頼を損なうことにつながるのではないかと、こんな心配がされるところでございます。

したがいまして、この件について行政としてどういうふうに捉えて今後、説明後に変更された路線経路を町民にどのように周知していくのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

甲斐岩間駅へ寄ることができなくなったということにつきましては、町としても大変残念に思っております。つきましては、町民への説明につきましてはこの議会が終了したあと広報等で周知をさせていただくというような形を取っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

1点、要望しておきます。こういう計画を最終的まで詰めて町民に説明していただきかけた。町民に説明したあと路線の変更、一部であっても路線計画を変更するというのは、これは大変なミスだなというふうに私は感じております。どうかこういう部分を町民に説明する前にしっかり計画を練って最終案を示していただきかけた、こういうことをお願いして終わります。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第8 議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

日程第9 議案第10号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第10号は委員会付託省略議案のため、本日討論・採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は直ちに討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第10号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額
等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

日程第11 議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定についてを議題としま
す。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

日程第12 議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についてを議題としま
す。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

日程第13 議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。
質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

日程第14 議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

日程第15 議案第16号 峡南広域行政組合規約の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

日程第16 議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

日程第17 議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

日程第18 議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

日程第19 議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

日程第20 議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

日程第21 議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

日程第22 議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

日程第23 議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

今年から予算書の内容というか形態が変わってしまって非常に分かりにくいんですが公会計が単式簿記から複式簿記に変わったということでこのような形になったということですが、これ去年、平成28年度の当初で437万円、それから本年度も381万9千円ということでシステムの改修とか新公会計対応改修業務に対する予算が取ってありまして、それがこのような形のものになったと思うんですが、こういう形になったことでこれがいいなというか、こういう形になってよかったなというふうなところがあるんでしょうか。そのへんがちょっと私、疑問なんですよね。今までの予算書と比較してみる場合でも非常に見にくい形になっています。

これをこういう形をずっと今度は踏襲していくことになるのかということが1点。

それから給与費明細書が237ページからずっとありますけども、237ページの特別職に関しては副町長がなくなったということでこれが減ったのは分かりますけれども、238ページの一般職のほうで本年度の職員数、前年度176が180に4名増えているというのが、これは当然退職者が何人かいて新規採用が何人かいてということで差し引き4名ということになっていると思うんですが、その内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

公会計制度が改正になったということで利点はあるのかという話なんですけど、これはこの制度に対して29年度までに各地方公共団体がこの公会計制度に移行しなければならないということになっておまして、あとこれで事業別に、目別に入りと出が分かるような形をとっていきたいというふうに考えております。入ったものと出たもの、この施設に対してはどれだけのお金がかかっているのか、また入りがあるのかというのが示せればと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきたいと思います。

238ページの職員数でございますけれども、ここにつきましては今年度末で退職者が4名、それから来年度採用者が8名ということでございます。退職者よりも新規採用のほうが多いということでございますけれども、ここにつきましては平成31年ごろには約16人ほどの退職者があるということがございまして、それを見込みまして事前に職員の平準化をするために今年度、来年度多めの採用ということで実施をさせていただいております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

公会計については、そういう国からのお達しでということではしょうがない部分もあるのかと思いますけども、これを見て非常に分かりにくいなと思います。例えば総務費の場合でもいろんな課の中でも一般管理事務費と、それから職員管理費とかそういうので全部分かれていますので、今までのように例えば総務課の一般管理費がどのくらいだったのかというのが分かりにくくなっていて、それと色々な課の中で例えば政策室、財政課それぞれがどれだけのあれがかかっているのかって全部、われわれが計算しないと出てこないというふうな形になってますけども、これらもこういう形を今までどりの形に直すことはできないということなんでしょうけども、これで今度は来年度になればちょっと多少はそれは慣れが出てというか、こういう形でいくなだよということではしょうがないのかも分かりませんが、この形はもうこれ以上変えようがないんでしょうか。その点が1点。

それから今の4名で8名採用ということですけども、新採用者の内訳というか高卒何名、大

卒何名ということが分かればお願いします。

○議長（野島俊博君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

そうですね、初めての予算なので見づらいのかもしれませんが、目別に事業がありまして、それが説明の中で事業別に見やすくしたというふうに思っておったんですが、今後またこの内容に関してはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

採用者の内訳でございますけれども大卒が7名、高卒が1名でございます。大卒者7名の中には保健師さん1名を含んでおります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

日程第24 議案第25号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

日程第25 議案第26号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

日程第26 議案第27号 平成29年度身延町介護保険特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

日程第27 議案第28号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第 28 号の質疑を終わります。

日程第 28 議案第 29 号 平成 29 年度身延町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第 29 号の質疑を終わります。

日程第 29 議案第 30 号 平成 29 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第 30 号の質疑を終わります。

日程第 30 議案第 31 号 平成 29 年度身延町下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第 31 号の質疑を終わります。

日程第 31 議案第 32 号 平成 29 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第 32 号の質疑を終わります。

日程第 32 議案第 33 号 平成 29 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 33 議案第 34 号 平成 29 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 34 議案第 35 号 平成 29 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 35 議案第 36 号 平成 29 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 36 議案第 37 号 平成 29 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 37 議案第 38 号 平成 29 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 38 議案第 39 号 平成 29 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 39 議案第 40 号 平成 29 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第 40 議案第 41 号 平成 29 年度身延町西嶋財産区特別会計予算

- 日程第 4 1 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第 4 2 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第 4 3 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の 1 2 議案は財産区予算案でありますので、一括して議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 3 3 号から議案第 4 4 号までの質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 3 3 号から議案第 4 4 号は委員会付託省略議案のため、本日討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 3 号から議案第 4 4 号は直ちに討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第 3 3 号から議案第 4 4 号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので討論を終わります。

これから、

議案第 3 3 号 平成 2 9 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 3 4 号 平成 2 9 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 3 5 号 平成 2 9 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 3 6 号 平成 2 9 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 3 7 号 平成 2 9 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 3 8 号 平成 2 9 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 3 9 号 平成 2 9 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 4 0 号 平成 2 9 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第 4 1 号 平成 2 9 年度身延町西嶋財産区特別会計予算

議案第 4 2 号 平成 2 9 年度身延町曙財産区特別会計予算

議案第 4 3 号 平成 2 9 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

議案第 4 4 号 平成 2 9 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上、財産区特別会計予算案 1 2 件は一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員。

よって、議案第33号から議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで議事の途中ですが暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第44 議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

日程第45 議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

日程第46 同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第47 同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会委員の選任については人事案件のため質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって同意第1号、同意第2号は質疑・討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。

これから同意第1号を採決します。

同意第1号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって同意第1号 身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会委員については身延町八坂325番地、今福益行、昭和14年2月19日生まれ。身延町釜額528番地、赤池一博、昭和24年1月1日生まれ。身延町釜額784番地、赤池寿一、昭和39年1月4日生まれ。身延町中ノ倉1232番地、伊藤敏夫、昭和14年6月20日生まれ。身延町大磯小磯1987番地、赤池正男、昭和14年8月7日生まれ。身延町根子2491番地、赤池一之、昭和22年11月27日生まれ。身延町根子484番地、赤池政光、昭和24年12月7日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

次に同意第2号を採決します。

同意第2号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第2号 身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区管理委員会委員については身延町杉山1722番地、小林虎一、昭和3年7月4日生まれ。身延町湯之奥280番地、望月宣仁、昭和46年1月2日生まれ。身延町常葉6159番地、小林忠弘、昭和10年10月12日生まれ。身延町常葉6817番地、佐野眞、昭和16年3月10日生まれ。身延町常葉2286番地、渡辺昇、昭和17年4月20日生まれ。身延町大炊平424番地、渡辺清人、昭和22年5月18日生まれ。身延町清沢951番地、渡辺治朗、昭和30年2月23日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号から第6号、議案第8号、議案第9号、議案第11号から議案第16号、議案第45号および議案第46号までをお手元に配布した議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第17号から議案第32号までをお手元に配布した議案付託表のとおり予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり予算審査特別委員会に付託します。

お諮りします。

本日、契約変更議案2件が提出されました。

この2議案を本日の日程に追加し審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加されました2議案は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第47号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更について

追加日程第2 議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について

以上の2議案は契約変更案でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

ご指名をいただきましたので、追加提出議案第47号と議案第48号についての提案理由を説明申し上げます。

まず議案第47号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更についてであります。

○10番議員（川口福三君）

議長、追加議案が手元にはないんですが。

○議長（野島俊博君）

ちょっと説明をさせます。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

先日の一般質問の終了した日のお昼に、皆さん食事中のときにポストに配布させていただいてありますということでお話させていただいておりますけども、もしかするとポストに入っているかもしれませんけども。

○議長（野島俊博君）

ではここで暫時休憩します。

引き出しのほう、確認をお願いします。

各自のポストのほうに配布させていただいておりますのでお願いします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（野島俊博君）

では議事を再開します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それではまず議案第47号をお願いしたいと思います。

西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更についてであります。

下記の工事の契約金額を変更することについて議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金1億6,971万7,680円

平成29年3月6日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

平成27年12月11日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき身延町議会の議決を経た西島第一橋橋梁修繕工事請負契約について工事内容の変更および追加に伴い、契約金額の変更が生じるため議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更についてであります。

下記の財産取得の契約金額を変更することについて議会の議決を求める。

記

1. 変更後の契約金額 金3,874万円

提案理由を申し上げます。

平成28年10月5日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定に基づき身延町議会の議決を経た財産の取得（スクールバス5台）について契約金額に変更が生じるため議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。なお、それぞれの議案の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第47号および議案第48号の詳細説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

それでは議案第47号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

本議案は、平成27年12月11日の第4回定例会でご議決をいただきました議案第103号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約についての契約金額の変更となります。

2ページ目の議案第47号関係資料をお開きください。

変更をしようとする内容であります。請負金額を1,862万5,680円増額し1億6,971万7,680円とするものであります。

契約変更の主な理由であります。工事の実施にあたり床板撤去の工法変更、河川協議による足場および進入路の撤去、再設置による追加工事によるものであります。

以上、議案第47号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

本議案は第4回臨時会でご議決いただきました議案第84号 財産の取得についての契約金額の変更となります。

2枚目の議案第48号関係資料をご覧ください。

変更をしようとする内容等の契約に関わる変更内容であります。契約金額を76万円減額し3,874万円とするものであります。

契約変更の主な理由であります。地方税法第115条第1項に規定する市町村の自動車の取得に対しては自動車取得税を課することができないとする規定に対し自動車取得税が計上されていたことが判明し、その税額分を減額する必要があるため契約の変更を行うものであります。

以上、議案第48号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の説明が終わりました。

引き続き議案第47号の質疑を行います。

本案は総務産業建設常任委員会に付託を予定していますので質疑は大綱に留めてください。質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

これは平成27年12月に議決したものでたしか昨年9月だったか、ここの現場を見に行った覚えがあるんですが、この工事は何か途中で変更があって伸び伸びになっていたような気がするんですが、これはいつごろまでに終わるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

本工事につきましては今現在、鋭意進行中のところでありまして工事完成予定は平成28年度、いわゆる今月の3月31日までには完成する予定であります。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということはこの床板撤去の工法変更とか足場および進入路口の撤去および再設置というのが最近になって出てきて今月中には何とか工事が終わるといったことらしいんですが、これはとっくにこういうことが分かっていたのではなくて最近になって分かったということですか。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

工事はずっと進行していたわけなんですけども床板の撤去、工法の変更につきましては昨年撤去を始めました。それで最終的に変更を全体的にまとめるには、現場からの数量をあげなければならぬということで、現場からあがってきた数量がこの時期になってしまったということになります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号はお手元に配布した議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託します。

次に議案第48号の質疑を行います。

本案は教育厚生常任委員会に付託を予定しておりますので質疑は大綱のみに留めてください。質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号はお手元に配布した議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり教育厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時35分

平成 2 9 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 5 日

平成29年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成29年3月15日

午前 9時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第16号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 日程第15 議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算

- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 4 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度身延町介護保険特別会計予算
日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第 2 8 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第 2 9 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第 3 0 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第 3 1 議案第 4 5 号 身延町第二次総合計画基本構想の策定について
日程第 3 2 議案第 4 6 号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 3 3 議案第 4 7 号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更について
日程第 3 4 議案第 4 8 号 財産の取得についての議決の一部変更について
日程第 3 5 委員会の閉会中の継続調査について

2 . 出席議員は次のとおりである。(1 3 名)

- | | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番 | 赤 池 朗 | 2 番 | 田 中 一 泰 |
| 3 番 | 広 島 法 明 | 4 番 | 柿 島 良 行 |
| 5 番 | 芦 澤 健 拓 | 7 番 | 河 井 淳 |
| 8 番 | 福 與 三 郎 | 9 番 | 草 間 天 |
| 1 0 番 | 川 口 福 三 | 1 1 番 | 渡 辺 文 子 |
| 1 2 番 | 伊 藤 文 雄 | 1 3 番 | 深 澤 勝 |
| 1 4 番 | 野 島 俊 博 | | |

3 . 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月幹也	教	育	長	鈴木高吉				
総務課	長	笠井祥一	会	計	管	理	者	竹ノ内強		
政策室	長	佐野文昭	財	政	課	長	村野浩人			
税務課	長	佐野和紀	町	民	課	長	熊谷司			
福祉保健課	長	穂坂桂吾	観	光	課	長	柿島利巳			
子育て支援課	長	望月由香里	産	業	課	長	遠藤基			
建設課	長	水上武正	土	地	対	策	課	長	埜村公文	
水道課	長	望月真人	環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之
下部支所	長	佐藤成人	身	延	支	所	長	佐野昌三		
学校教育課	長	笠井喜孝	生	涯	学	習	課	長	高野博邦	

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第3号から議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第12号から議案第16号および議案第45号から議案第47号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

それでは、総務産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第3号から第6号、議案第8号、議案第9号、議案第12号から議案第16号および議案第45号から議案第47号についての審査報告に対する質疑を終わります。

次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第11号、議案第48号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

教育厚生常任委員会審査報告。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号、議案第48号についての審査報告に対する質疑を終わります。

次に予算審査特別委員会に付託しました議案第17号から議案第32号について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、広島法明君。

登壇してください。

○予算審査特別委員長（広島法明君）

それでは、報告書に基づいて報告させていただきます。

（以下、予算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第17号から議案第32号についての審査報告に対する質疑を終わります。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 身延町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 身延町職員の育児休業等に関する条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

現在は町営バス新早川橋鯉沢線、町営バス古関線、町営バス中富南線、身延循環線、中野線がありますが新年度から利用者が少ない中野線、中富南線、身延循環線を廃止する条例です。新早川橋鯉沢線については鯉沢口から身延駅まで延長し、特に増穂商業高校や身延高校に通学する高校生の利便性を図ったことは評価をしますが、利用者が少ないという理由で廃止することは賛成できません。

乗合タクシーも多く利用はされていますが、高齢者は予約の電話自体が難しいとお聞きしました。中富南線の利用者は中富時代には無料だったものが身延町になって200円になり、今度は廃止とは納得できないと話されていました。廃止の前に経費の面で検討することはできなかったのでしょうか。ますます暮らしにくくなります。

○議長(野島俊博君)

次に原案に賛成の発言を許します。

討論はありますか。

赤池君。

○1番議員(赤池朗君)

賛成の立場で発言します。

従来の町営バスの路線を延長して、これは特に高校生の通学に非常に便利になると考えられます。また中富南線の廃止におきましてはデマンドバスに移行するという説明でした。またこの南線は利用者にとって従来、中富南線というのは富士見山林道を運行しております。特に平須地区の利用者は集落内から富士見山林道までの停留所を急な坂道を上り下りしなければならなかったのが現状です。非常に大変だったと思います。またこれをデマンドバスに移行することによりまして、より小型の自動車を利用することによって集落の中まで運行することができるようになり、自宅の近くまで送迎してくれるような形になり利用者にとっては利便性がさらに増すと考えますので以上の理由で賛成します。

○議長(野島俊博君)

次に反対討論はありませんか。

川口君。

○10番議員(川口福三君)

議案第8号について反対討論をいたします。

身延町町営バス条例の一部改正する条例議案について、この条例案の中で南線については旧中富町時代から約40年にわたり町民の足として利用されてきました。特に山間集落を結ぶ路線として非常に日常生活の中で必要な路線でありました。こうした中、行政が一方的な計画である、これから進めようという条例、これは地域住民に詳細説明もなく突発的に計画された条例である。こうした総合的な観点からもってまた町として町長自身が「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」という政策目標に町政を進めようとしておるにもかかわらず、住んでいたら足がなくなる、これはやはり町長の目標とするまちづくりに逆行するものと考えます。また、それから自然の里もこれから町の観光の拠点として計画されております。こうした総合的な行政の中で、やはりこれは路線を廃止するということは逆行した政策ではないかと考えます。よって、この条例案に対して反対いたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

町営バス路線の見直しについて、賛成の立場で討論をいたします。

現在、高齢化が進む等、町民の足の確保の重要性は十分認識しているところでございます。その中で町内全域の状況を常に把握しながら、効率的に運行できるよう財政の状況なども踏まえた上で見直しを行っていくことが必要です。見直しをする中で既設路線の廃止もやむを得ないものであり、今回の廃止される路線についてはその代替として乗合タクシーの充実により利便性の向上を図ることになっていることから賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第8号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 身延町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 身延町市之瀬茶加工場の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 峡南広域行政組合規約の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 峡南広域行政組合同規約の変更についての採決を行います。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第8号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決
します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第
1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成28年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)
を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

深澤君。

○13番議員(深澤勝君)

議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算について反対討論を行います。

その理由は大きく分けて2つあります。その第1点目は29年度身延町一般会計予算の歳入において財産運用収入のうち財産貸付料の中で旧中富中学校の貸付料99万5,750円の計上漏れが発覚したためであります。この賃貸契約は28年8月1日にすでに締結されており、当然歳入予算に計上すべきであります。地方自治法第210条では総計予算主義の原則から一会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されております。この地方自治法210条に抵触すると思われる予算であり、自治法に反する予算に反対するのは当然の責務であると思えます。

次に第2点目であります。29年度当初予算でみのぶ自然の里の指定管理料が29年4月から1年間の施設管理5,596万3千円を計上との観光課の説明があり、なぜ4月から1年間の委託料を計上したのか疑問であります。また本年2月2日の臨時議会に提出された28年度一般会計補正予算(第7号)でみのぶ自然の里工事管理業務145万円、改修工事費6,110万円、備品購入費390万円等が議決されたが国からの拠点施設整備の交付金決定がないため、これらの予算、すべて不執行とし改修工事等ははまだ未着手であること。さらに当初の事業計画では4月から3カ月間は研修および準備期間とし、万全の体制で7月から利用客を受け入れる方針を示されておりました。しかし現時点では施設整備交付金決定がないため、この計画は大きくずれ込むことは確実であります。さらに管理運営に充当するための交付金申請が申請できない状況であり、なぜ4月から1年間の指定管理料の計上なのか、なぜ急いで今、当初予算に計上する必要があるのか理解に苦しみます。特に議決権は議会にあり執行権は町長にあるわけでございます。議決されればいつでも管理運営費の支出は可能となるわけです。せめて拠点施設整備の交付金との関わりの中で施設を運営するための交付金申請書の提出が可能となった段階で予算計上すべきである、それが本来の道筋であると信じ反対するものでございます。

以上です。

○議長(野島俊博君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありますか。

柿島君。

○4番議員(柿島良行君)

議案第24号 身延町一般会計予算書について賛成の立場で討論いたします。

みのぶ自然の里の管理費についてでございますけども、みのぶ自然の里の事業は昨年12月定例会で事業が承認されており、2月の臨時会において改修および一部備品等の補正予算が議決承認されているところであります。予算の確保の関係上、これまでの事業計画の推進が遅れているところでありますが、今回予算に計上されました管理費予算計上は承認されたみのぶ自然の里事業を推進する予算をさらに確保する地方創生推進交付金の補助金申請が可能となるものでありますので、事業予算の確保に必要な予算計上でありますので賛成します。

○議長(野島俊博君)

次に反対討論はありませんか。

渡辺さん。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第24号 平成29年度一般会計予算のうち次の項目について反対をいたします。

まず歳入で財産貸付収入、旧中富中学校のサイトテックへの貸付料99万5,750円の計

上漏れについては町の仕事としてこのようなずさんな事態は驚きであり、この予算に賛成することはできません。

歳出2款総務費、1項総務管理費、11目まち・ひと・しごと創生事業について。

観光資源の魅力アップ事業（みのぶ自然の里管理）について、町はこの施設を観光の拠点にと説明をしていましたが、そもそもこの場所が拠点としてふさわしいのか疑問です。計画自体も甘さがあり町民の負担になりかねません。現実性が見えないこの事業には反対です。

まち・ひと・しごと創生事業費、子育て世代支援事業について。

小学校入学祝金1人3万円で46人分、150万円。中学校入学祝金1人6万円で68人分、420万円の予算は入学してからもらえるとのことです。入学準備にお金がかかり大変だからとこの事業を始めたのではないですか。保護者からももらえるのはありがたいけれども、入学の準備に間に合わないのではなんのための祝金なのかという声も聞いています。せっかくの予算です。入学前の支給にすべきです。

県内で就学援助制度の中で入学準備金の入学前の支給をしているのが今年度、甲府市、南アルプス市、上野原市、市川三郷町、西桂町です。来年度からもいくつかの市町村で入学前の支給を決めています。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、スクールバス運行事務費について2点。

中学校のスクールバスで、部活での関係で路線バスを使うことは子どもたちの安全を考えているとはとても思えません。一般質問でも指摘をしましたが、下山小学校に通学する子どもたちの保護者から出ている帰りのスクールバスを2便にして低学年を早く帰してほしいという声に寄り添うべきです。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

議案第24号 29年度の一般会計について。

自然の里設置については12月議会において設置条例が制定され、今後の利用に向けて説明を受けました。こうした中、計画を進める上において新年度の予算として計上するのは当然であり、この議案に対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算に対する反対討論を行います。

先ほど同僚議員からも指摘がありましたように歳入の部の財産貸付収入の町有地貸付料の問題があります。今年度の予算から公会計基準が変更になり財政課の仕事が多くなったことは理解しますが大切な公有財産の貸付料を計上しなかったことは大変大きなミスであると思います。このような予算書を公にできるのかどうか大変危惧しております。

以上の理由で反対します。

次に歳出の部2款1項11目のみのぶ自然の里管理費、13節委託料にみのぶ自然の里指定

管理業務として5,596万3千円、18節備品購入費にみのぶ自然の里備品2,081万円が計上されております。みのぶ自然の里事業につきましては何回も町からの説明を受け2月の臨時議会においてはみのぶ自然の里条例の議案が提出され多数決で承認されております。しかしはじめの説明会で提出された本事業の運営契約書では、大変夢のある計画ですが地方創生推進交付金も拠点整備交付金もこれから申請するということが明らかになりました。当初の試算によりますと平成28年度の3,673万円をはじめとして31年度までの4年間で計7,531万円の地方創生交付金を予算化しております。しかし現状のように交付金が出るのか、出ないのかははっきりしないような状況の中でこの事業が実施できるのかどうか、われわれとしても非常に疑問に思っております。

われわれはこの計画としだれ桜の里づくり計画の中のクラウドファンディングによる寄附金集めについては、地方創生総合戦略策定会議に提出されることもなく直接議会へ提案されてきたことも疑問の一つですが、非常に性急な進め方から町民には到底理解できないものではないかと思えます。

このような進め方ではせっかくの夢のような計画も実現できなくなってしまうのではないかと危惧しております。本当にこの計画を成功させたいのであればもう一度、立ち止まって確かな方法で進めるべきであると考えております。

次に10款1項2目13節でその他業務委託料として下山小学校スクールバス運行業務3,562万1千円が計上されております。このスクールバスによる児童の送迎計画では午後4時に全員同時下校ということで、新1年生をも含む下級生全員を授業終了後何時間も学校に留まらせるというものであります。このスクールバスの説明会のときに1人の保護者からもっと早く帰らせてもらえないかという声があったそうです。学校教育課が審査終了後に私と同僚議員の発言に対し課長とリーダーから多くの保護者からというような発言内容だったが実際には1人の保護者だけだった。多くの保護者というのは何人かという質問があり、それを調べて報告してほしい旨の発言がありました。1人の保護者からの発言であってもそういう意見を大切に子どもや保護者に寄り添うのが教育長や学校教育課の務めであると思えます。小学校入学したてで毎日、今までとは異なる環境の中に置かれる新入学生、今までとは異なる環境の中に置かれるということだけでも大変なプレッシャーであるわけですがバス通学という負担もあります。加えて慣れない勉強のあとに何時間も学校内に置かれるという極めてストレスの多い経験をしなければならない。こういう新1年生に対してはできるだけ配慮をするべきであると思えます。これは多数決で決めるような問題ではありません。1人でもそういう子どもがあれば、それに寄り添っていくというのが学校側、あるいは教育委員会、教育長、学校教育課の責任であるというふうに考えます。

学校の教育方針を司るのがまさに教育長と学校教育課であるはずですが、本当に子どもたちのことを考えるのであれば学校側が決めたという、この方針の是正を申し出るべきであると思えます。

最後に私は昨日の委員会での反対討論の際に、町の態度を評して議会軽視であると申し上げましたが、それについて少し詳しく申し上げたいと思えます。

昨年9月議会にみのぶ自然の里構想、日本一のしだれ桜の里のクラウドファンディングが突然提案されてまいりました。大変な驚きでした。もちろん望月仁司前町長に近い議員には内々で話があったのですが、前町長に対立する立場であったわれわれにはなんの情報もありません。

せんでした。しかも私たちの一般質問通告の締め切り後にこれらの議案の提出が判明したことからすべてが巧妙に仕組まれていたのではないかとということが考えられます。

この2つの案件が、先ほども申し上げましたように地方創生総合戦略策定会議にかけられたことがなかったということも明らかです。このことは当時、ともに戦略策定会議の委員であった今は亡き松浦議員とも確認し合いました。彼も相当憤慨していたことを思い出します。

従来、生涯学習課の所管でありましたなかとみ青少年自然の里は県にも町にもお荷物としてその処遇について何年も論議がされてきた事業だったはずで、それが突然、観光課の所管に変更になり、みのぶ自然の里として登場してきたわけですから、まさに寝耳に水ということはこのことを言うのではないかと思います。

9月議会の冒頭で前町長が行政報告としてこの2件について触れておりましたが、私はショッピングセンターコマの問題、今度も青少年自然の里も県からお荷物を押し付けられたのではないかとこの考えを抱きました。

いずれにせよ前町長はすでに提案すれば議会多数派工作ですべて通る、そういう感覚でいたことは明らかであります。もちろんそのような感覚を持たせているのは、議員各自の意識が低いからであり議会の問題でもあります。議長がいくら議会改革を唱えても議員各自の意識が低い現状では到底無理であると私は考えております。二元代表制の意味を議員も深く噛みしめて議会の役割を果たしていくことを各自が自覚していけないと身延町も身延町議会もよくなりません。議会軽視はわれわれ議員自身にも責任があることを訴えて私の反対討論を終わります。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

議案第24号について賛成の立場から討論を行います。

みのぶ自然の里につきましてですけれども、これについては豊富な観光資源を有する本町のさらなる観光振興を推進するための拠点施設としての設置でございます。これまで点在していた魅力ある資源をネットワーク化することによって滞在型観光が可能になります。営業活動においても大きな利点となるでしょう。今、減衰していく本町の観光産業に歯止めをかけると同時に交流人口を増やし、活力ある経済活動の拡大が図られるところであります。このことによつて雇用を増やし定住人口の増加にもつながることをぜひ期待したいと思います。

よつて、本予算に賛成をするものであります。

それから貸付料の問題でありますけれども、公有財産貸付料99万6千円の予算の不計上につきまして、これはあってはならないことで担当者の責任は謝罪をしたからといって免れることはできないと思います。しかしながらこのことだけで29年度一般会計予算を通過させないということは行政執行上、甚大な被害が及ぶことは明白であります。そんなことから賛成をせざるを得ないというふうに思いますけれども、直近の議会におきまして補正等をもってぜひ措置をするようお願いをするところであります。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（野島俊博君）

ほかに反対討論はありませんか。

田中君。

○2番議員（田中一泰君）

議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算のうちの観光資源魅力アップ事業のみのぶ自然の里管理費7,677万3千円について反対をいたします。

みのぶ自然の里指定管理業務は自然の里の運営委託であるが、地方創生交付金の指定から外れ資金の手当てができない状況になっています。自然の里の改修工事の予定も立たず完成の時期も決められない状況になっています。この予算は4月から1年の委託料を充てていますが改修が完了する時期も決まらない中、委託期間も不確定であり計画の見直しが必要な状態であります。

この自然の里の計画では3年間は交付金と身延町の負担金で経営する計画と聞いていますが以前説明の経過からもうすでに変更されているという状況、なお地方創生交付金も不確定であります。観光の拠点とする計画であります、地域的にもなかなか厳しいと考えます。他の観光地点との連携の話も十分取れていないと聞いております。準備不足であり町の大きな負担にならないよう十分な計画を再検討すべきであると思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

河井君。

○7番議員（河井淳君）

議案第24号について、賛成の立場で討論をいたします。

みのぶ自然の里につきましてですが12月議会で議決された事項の執行でございます。内容につきましては交付金等の変更がありました、それは予算の調整後のことでございます。今後この予算につきましては観光課を中心に今、努力をされているところでございます。このみのぶ自然の里が身延町の観光の発展に寄与することを祈念しておりますので、賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第24号 平成29年度身延町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第26号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第26号 身延町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論いたします。

わずかな年金しかもらえない人や無年金の人などを含め、75歳以上の全員から保険料を取り改定ごとに保険料が上がっていく仕組みの後期高齢者医療制度です。問題だらけの差別的なこの制度は廃止をし以前の老人保健制度に戻すべきです。

○議長(野島俊博君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

河井君。

○7番議員(河井淳君)

身延町後期高齢者医療特別会計につきましては国の制度であり、また山梨県後期高齢者医療会計におきましても可決されているものでありますので賛成といたします。

○議長(野島俊博君)

次に反対討論はありますか。

(な し)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第26号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第27号 平成29年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第27号 身延町介護保険特別会計予算について反対討論をいたします。

介護保険制度が始まってから改定のたびに国は先に財政ありきで制度を改定、住民の負担が増えるばかりです。本町でも29年度から始まる新総合事業は介護保険料を払い続け、いよいよ介護保険を使いたいと思っても要支援1、2の方のデイサービスなどの通所介護、ホームヘルパーによる訪問介護は介護保険の保険給付から外されてしまい市町村の介護予防・日常生活支援総合事業に移行させるものです。この制度は要支援者の中から必要なサービスから排除される人が生まれる「保険あって介護なし」という状況を生むものです。

改悪される制度の中でも職員や介護現場に携わる皆さんは献身的に頑張っていてくださっています。住み慣れた地域で誰もが安心して最期まで暮らせるために国庫負担を増やすなどした介護保険制度にすべきです。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

議案第27号 平成29年度身延町介護保険特別会計予算の賛成の立場で討論をします。

平成26年に国において介護保険法の改正が行われ、これまで要支援1、要支援2の方が利用してきた訪問介護サービス、通所介護サービスについてもこの新しい総合事業の中で提供することと改正されたものであります。本議案は介護保険制度の改正に対応し、被保険者のサービス利用が滞ることのないよう予算編成されたものであると理解をしていますので賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第27号 平成29年度身延町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時30分とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第26 議案第28号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第29号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第30号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第31号 平成29年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成29年度身延町下水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第32号 平成29年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 身延町第二次総合計画基本構想の策定についてを採決します。

お諮りします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 身延町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第33 議案第47号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 西島第一橋橋梁修繕工事請負契約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

議案第47号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

渡辺さん。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第48号 財産の所得についての議決の一部変更についての反対討論をいたします。

昨年10月5日に議決をしたスクールバス5台の財産の取得について契約金額に変更が生じるための議案です。小学校の通学支援のため5台のバスを購入するに当たり市町村の自動車の取得に対しては自動車取得税を課することができないとする規定に反し自動車取得税が計上され

ていたため、その税額分を減額するためのものです。教育委員会の中のチェック体制の甘さと言うまでもありませんが、町民が大変な思いをして払っている税金を扱っているという意識が薄いのではないのでしょうか。減額だから良いという問題ではないと思います反対をいたします。

○議長（野島俊博君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

柿島君。

○4番議員（柿島良行君）

議案第48号 財産の取得について議決の一部変更について賛成の立場で討論をいたします。本議案の委員会質疑の中で販売店や担当課の自動車取得税に対する知識不足や誤認識により入札見積書や契約時の点検チェックが的確にできていなかったことの説明があり、これを理解したところであります。担当課では十分にこのことを反省し、しっかりと見直しを行い再発防止に努めることを確認しており、今後改善されることが見込まれることから原案どおり賛成します。

○議長（野島俊博君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更についてに対し反対討論を行います。この一部変更は先ほど同僚議員からもありましたが、山梨トヨタからスクールバス5台を購入する件について平成28年10月5日に議会が行った議決の一部変更として提出されたものです。

その内容は地方税法第115条第1項の市町村の自動車の取得に対しては自動車取得税を課することができないという規定に反して自動車取得76万円を計上したことが判明したため、それを減額するというものでした。

常任委員会では業者から提出された見積書をチェックする際、チェックリストがありながら自動車取得税に気付かなかった担当者、それをチェックする立場の学校教育課長と教育長のチェックミスが指摘され、最後は教育長が代表して謝罪をいたしました。これは自治体の自動車取得税非課税に気付かなかったという極めて初歩的なミスであり、教育長が謝罪すればすべて不問に付されるというようなものではないと思います。

このような極めて初歩的なミスを起こしてしまうというのは行政の怠慢、気の緩みであり町の大切な予算の使い方に対する意識が欠如していると言わざるを得ません。

詳しい内容については、この教育厚生常任委員会の質疑をご覧ください。よく内容が分かると思います。

以上の理由で議案第48号に反対いたします。

○議長（野島俊博君）

次に賛成討論はありませんか。

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

議案第48号につきまして賛成の立場から討論を行います。

この件につきましては、常任委員会におきまして教育長がミスを認めて謝罪をされました。

これからは二度とこのようなことを起こさないというふうな発言もされておりますし賛成をするものであります。

○議長（野島俊博君）

他に反対討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第48号 財産の取得についての議決の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

議案第48号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第35 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、まちづくり検討特別委員長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま大変お疲れさまでございました。

平成29年身延町議会第1回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきたいと思っております。

本定例会は去る3月2日に開催され今日までの14日間、野島議長のもと私どもの提案いたしました48件の提出案件につきまして慎重なご審議により、すべての案件につきましてご議決・ご同意をいただき閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

本議会でご議決いただきました平成28年度補正予算、ならびに平成29年度当初予算等の執行につきましては、いただきましたご意見等を真摯に受け止めまして職員ともどもこれから知恵を出し合い一丸となって最善を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆さまには今後もなお一層、厳しくも温かく叱咤激励を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり今年度も残すところ2週間余りとなり何かと気忙しい日々が続きます。また冬

から春へと今まさに季節の変わり目でもございます。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいたたく中で住民福祉向上のため、ますますご活躍いただけますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期14日間、議員各位には慎重に審議をしていただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し町が抱える多くの課題を積極的に取り組み安心・安全なまちづくりに努めていくことが求められていると思います。

平成29年度は身延町の総合戦略を進めていく上で重要な年となります。町民の皆さまとともに町、議会が力を合わせてさまざまな事業に積極的に取り組み活力ある町、安心して住める町を築いていきたいと思っております。

町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成29年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時50分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上